

独立行政法人国立青少年教育振興機構の
令和3年度における業務の実績に関する評価

令和4年

文 部 科 学 大 臣

1-1-1	評価の概要	・・・ p 1
1-1-2	総合評定	・・・ p 2
1-1-3	項目別評定総括表	・・・ p 8
1-1-4-1	項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）	・・・ p 10
	項目別評価調書 No. I-1 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進	・・・ p 10
	項目別評価調書 No. I-2 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	・・・ p 37
	項目別評価調書 No. I-3 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	・・・ p 47
	項目別評価調書 No. I-4 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進	・・・ p 55
	項目別評価調書 No. I-5 青少年教育に関する調査研究	・・・ p 60
	項目別評価調書 No. I-6 青少年教育団体が行う活動に対する助成	・・・ p 73
	項目別評価調書 No. I-7 共通的事項	・・・ p 85
1-1-4-2	項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）	・・・ p 100
	項目別評価調書 No. II-1 業務の効率化	・・・ p 100
	項目別評価調書 No. II-2 効果的・効率的な組織の運営	・・・ p 106
	項目別評価調書 No. II-3 予算執行の効率化	・・・ p 111
	項目別評価調書 No. III 自己収入の確保、固定経費の節減	・・・ p 115
	項目別評価調書 No. IV-1 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施	・・・ p 141
	項目別評価調書 No. IV-2 人事に関する計画	・・・ p 144
	項目別評価調書 No. IV-3 情報セキュリティについて	・・・ p 151
	項目別評価調書 No. IV-4 内部統制の充実・強化	・・・ p 154
別添	中期目標、中期計画、年度計画	・・・ p 161

1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国立青少年教育振興機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和3年度
	中期目標期間	令和3年度～令和7年度（第4期）

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	文部科学大臣		
法人所管部局	総合教育政策局	担当課、責任者	地域学習推進課、黄地吉隆
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、奥野真

3. 評価の実施に関する事項
<p>令和4年7月29日 独立行政法人国立青少年教育振興機構の評価等に関する有識者会合に評価結果案を諮り、意見を聴取した。</p> <p>同日、上記有識者会合において、国立青少年教育振興機構理事長及び監事のヒアリングを実施した。</p> <p>令和4年8月2日 各委員から追加意見を聴取し、本評価に反映した。</p>

4. その他評価に関する重要事項
—

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、 D)	A	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		A	—	—	—	—
評定に至った理由	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>(項目別評定及び下記事項を踏まえた、法人全体の評価を記述。項目別評定のうち、重要な事項について記載)</p> <p>国立青少年教育振興機構(以下「機構」という。)は、青少年教育のナショナルセンターとして、青少年をめぐる様々な課題へ対応するため、青少年に対し教育的な観点から、総合的・体系的な一貫性のある体験活動等の機会や場を提供するとともに、青少年教育指導者の養成及び資質向上、青少年教育に関する調査及び研究、関係機関・団体等との連携促進、青少年教育団体が行う活動に対する助成を行い、我が国の青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図るための業務を実施している。</p> <p>以下に示すとおり、全体として中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験活動の場や機械の充実を図り、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動の一層の推進を目指し、官民連携して取り組み、参加者の90.1%から満足の評価が得られ、年度計画で定める目標値(80%以上)を達成した。(p.12 参照) ○ 社会の要請に応える体験活動を推進するために、親子・幼児等を対象に自然体験や読書活動などに親しむ機会と場を提供する教育事業、青少年を対象に体験活動を通じた自己成長や自己実現等を図る教育事業、体験活動を踏まえた防災学習や環境学習などのESDに対応した教育事業などを実施し、令和3年度は年度計画で定める目標値(220事業)の215.5%となる474事業を実施して、体験活動の機会の充実に寄与した(p.19 参照)。 ○ 児童養護施設やひとり親家庭等子供の貧困に関わる支援、不登校、引きこもり、ネット依存、ADHD等発達障害や身体障害等課題を抱える青少年を支援する事業のうち、異なる対象やテーマの体験活動を、令和3年度は年度計画で定める目標値(32事業)の125%となる40事業実施し、様々な青少年を対象に体験活動の機会を提供した。(p.30 参照)。 ○ 昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響に伴う渡航制限等がある中、オンライン会議ツールを利用し、日独の青年及び青少年指導者の交流事業を行う等して、日本人参加者の事業参加後のアンケートでは、外向き志向の率について、年度計画で定める目標値(80%以上)を達成し、青少年の異文化理解を促進した(p.33 参照)。 ○ 青少年教育指導者の資質・能力の向上を図ることを目的に、国公立青少年教育施設職員、青少年教育団体の指導者等を対象に、官民共同の指導者認定制度である「自然体験活動指導者養成事業(NEAL)」「教員免許状更新講習」「体験活動安全管理研修」等を実施し、令和3年度は年度計画で定める目標値(研修後の実務に対する有効度70%以上)の135.7%となる95%の有効度を得ることができ、青少年教育の指導力向上に寄与した。(p.40 参照)。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 絵本専門士の養成については、目標値（50人）の140%となる70人を養成し、認定された絵本専門士による読み聞かせ等の活動が目標値（5,265件）の160.6%となる計8,458件の活動を行うことで、地域における読書活動が広がった。さらに、大学で絵本に関する知識を習得させる認定絵本士養成講座については、令和2年度の20機関から新たに13機関を加え、令和3年度は計33機関で実施されるなど、今後のさらなる普及が期待できる成果を上げている（p.43参照）。 ○ 青少年や青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける中でも、青少年の体験活動の機会を確保するため、感染防止に配慮した体験活動プログラムの提供や感染防止ガイドラインを基にした安全安心な施設運営や、利用前の事前打合せにオンライン会議ツールを用いる等、利用者目線の工夫を実施した結果、利用団体の89.7%からまた利用したいというリピート意向が得られ、年度計画で定める目標値（73%以上）の122.9%達成した（p.49参照）。 ○ 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進については、全国的な会議や研究会として、全国の青少年教育施設の職員を対象とした事業や青少年の読書活動・相談業務に関わる担当者を対象にした事業等を6事業実施（目標値：6事業）し、年度計画で定める目標値を達成した（p.56参照）。 ○ 青少年教育に関する調査及び研究については、全国的な調査研究を2件実施したことに加え、学会や全国的な会議等で5回発表した。また、喫緊の課題である新型コロナウイルスに関する、「公立青少年教育施設の運営に関する現状調査」「国立青少年教育施設における小・中学校の集団宿泊的行事に関する調査」を報告書にまとめるなどして公表し、公立施設等へ普及を行った。（p.61参照）。 ○ 青少年団体が行う活動に対する助成において、全国33か所で募集説明会を行い、要望に応じてオンライン形式でも7か所開催するなど広域的な広報活動を実施した。その結果3,903件の活動を交付決定したが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の中止や延期等の影響により、年度計画で定める目標値（40万人程度の子供に活動機会を提供）に対し、子供たちの体験活動等への参加者数は216,447人（前年度16,388人増）となった。（p.74参照）。 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、青少年の外での体験活動が制限されているため、家庭で取り組むことのできるYouTubeチャンネル「体験ちゃん」を開設し、体験や遊びの紹介動画を月に4回程度配信し、日常の中で家族と一緒に実施可能な体験活動の普及啓発に努めた（p.88参照）。 ○ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による閉館や利用キャンセルが発生し、利用者数が大幅に減少したことに伴い、事業収入等は、645,690千円（前年度比114.7%増）の確保となった。また、前年度に引き続き、大口の民間出せん金（803,763千円）及び寄附金（220,256千円）を確保した（p.116参照）。
<p>全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項</p>	<p>（法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因など、法人全体の評定に特に大きな影響を与える事項その他法人全体の単位で評価すべき事項、災害対応など、目標、計画になく項目別評価に反映されていない事項などを記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、政府や地方自治体からの要請等を踏まえ、機構全施設で延べ860日間の休館を行った。さらに、利用団体側からのキャンセル等も相次いで発生し、推定で11,515団体1,522,383人の利用が減少となった。新型コロナウイルス感染症の対策として機構が策定した感染防止対策ガイドラインに則り、定員の半数程度減や、次の利用を3日間空けるなど、安全対策を徹底した結果、総利用者数は1,372,217人となり、このうち、青少年利用については、青少年人口（3,386,077人）の34.1%にあたる1,156,025人に留まった（年度計画で定める目標値：青少年人口の1割以上の利用実績を確保）。 ○ 一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける中でも、感染状況を踏まえた柔軟な日程調整や、キャンセルが出た場合の施設の効率的利用など検討し、青少年の体験活動の機会を確保した。

	<p>○ さらに、国立青少年教育施設における新型コロナウイルス感染症対策事例集やリーフレットを作成し、青少年施設を安全・安心して利用してもらえるよう広報した。また、作成した事例集・パンフレットを公立青少年教育施設へ展開するなど青少年教育の振興に資する重要な役割を果たした。</p>
--	--

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など

<p>項目別評定で指摘した課題、改善事項</p>	<p>(項目別評定で指摘した課題、改善事項で翌年度以降のフォローアップが必要な事項を記載。中期計画及び現時点の年度計画の変更が必要となる事項があれば必ず記載)</p> <p>【次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進】</p> <p>○ 今後一層、体験活動を推進するため、事業実施による成果を社会に広く伝えるための方策を講じるとともに、体験活動の普及・啓発に際してアウトカムの把握や情報発信に取り組んでいただきたい (p.17 参照)。</p> <p>【青少年教育指導者等の養成及び資質の向上】</p> <p>○ 引き続き、養成した指導者等が地域や現場でどのような活動を行っているか把握するとともに、地域や現場のニーズを踏まえて必要に応じて事業内容の見直し・改善を図ることにより、指導者等のさらなる資質向上につなげていただきたい (p.42 参照)。</p> <p>【青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援】</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響によって青少年の体験活動の機会の減少や格差が課題となっていることを踏まえ、体験活動の重要性及び青少年教育施設における集団宿泊体験等の有用性はもとより、機構で実施している感染症対策について社会に広くアピールし、安全・安心な施設の利用促進を図っていただきたい (p.50 参照)。</p> <p>○ 従来の利用者層はもとより、体験活動の機会が少ない層への体験活動の導入方策を検討し、体験活動の裾野を広げるための実効性のある取組を行っていただきたい (p.51 参照)。</p> <p>【青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進】</p> <p>○ 関係機関・団体との連携をさらに促進・強化することにより、青少年教育のナショナルセンターとして求められるニーズを把握するとともに、新たな業種との連携等、さらなる活性化を期待する (p.57 参照)。</p> <p>○ 公立の青少年教育施設等との連携をさらに深化させるため、機構が実施した調査研究による成果やモデル事業・プログラムを全国の公立施設等で活用されるよう働きかけを強化させるとともに、その活用事例の収集等、客観的な効果の把握に取り組んでいただきたい (p.57 参照)。</p> <p>【青少年教育に関する調査研究】</p> <p>○ 引き続き、現代の青少年を取り巻く課題や国の施策との接続等を踏まえ、今後の青少年教育の振興に資する調査研究を実施していただきたい (p.63 参照)。</p> <p>○ 調査研究による成果やデータを普及することによって得られるアウトカムの把握について、取組を強化していただきたい (p.63 参照)。</p>
--------------------------	---

	<p>【青少年教育団体が行う活動に対する助成】</p> <p>○ 新規団体への広報や新型コロナウイルス感染症の影響により応募が減少した県へのアプローチなど、多様な広報手段により、応募件数の拡大及び参加者の増加に取り組んでいただきたい (p.76 参照)。</p> <p>【共通的事項】</p> <p>○ 組織内での意識と広報スキルを高めるための広報研修の実施等により、機構の役割や存在意義、体験活動の重要性についての情報発信力をさらに強化していただきたい (p.88 参照)。</p> <p>【予算 (人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画】</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少したことに伴い、収入が大幅に減少していることから、戦略的に利用者獲得や多様な財源確保の方策について検討していただきたい (p.116-117 参照)。</p>
<p>その他改善事項</p>	<p>(有識者からの意見)</p> <p>【次代を担う青少年の自立に向けた健全育成】</p> <p>○ 専門性の高いモデル事業を研究者等と協働で実施したり、各施設の教育テーマに基づき特色あるプログラム事業を開発したりするなど、質の高い実践が行われており、今後の利用者増につなげていただきたい。(p.17 参照)。</p> <p>○ コロナ禍で求められるのは青少年の体験活動の火を消さないことであり、コロナ禍のニーズに合った「親子でアウトドア」や家族での施設宿泊促進等、無理なく利用者の増につながる取組が更に求められる。学校の集団宿泊活動も義務教育として必須の活動であり、試みられている出前事業や学校の日帰り事業等の拡充を図っていただきたい。(p.18 参照)。</p> <p>○ 「(c) 社会の要請に応える体験活動事業の実施」の中に、主権者教育についても記載があり、これは重要な問題であるため、ぜひ取り組んでいただきたい。(p.18 参照)。</p> <p>【青少年教育指導者等の養成及び資質の向上】</p> <p>○ LGBTQ など多様な価値観や生き方を踏まえた指導者・職員研修の取組を行っていただきたい。(p.42 参照)。</p> <p>○ 青少年教育指導者養成のための研修では、オンラインでの基礎研修と施設での専門研修を組み合わせた職員研修を実施しており、効果的、効率的な専門職員の資質向上が期待できる。引き続き取組を工夫していただきたい。(p. 42 参照)。</p> <p>【青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援】</p> <p>○ ナショナルセンターとして、新型コロナウイルス感染症に対しての施設の安全性等の情報を引き続き発信し続けていただきたい。(p.51 参照)。</p>

	<p>○ 感染防止対策事例集は、ナショナルセンターならではの取組である。家族キャンプ等コロナ禍でも可能な直接体験の取組について、優れた事例を水平展開することで利用者の確保に尽力いただきたい。(p.51 参照)。</p> <p>【青少年教育に関する調査研究】</p> <p>○ 調査研究結果の活用について、今後ますます「普及の視点」にも注力していただきたい。(p.64 参照)。</p> <p>○ 多様な調査研究が実施されている。これらの結果を基に他の関係団体と連携して、より広く普及できるように工夫していただきたい。(p.64 参照)。</p> <p>【青少年教育団体が行う活動に対する助成】</p> <p>○ コロナ禍で減少した体験活動の基盤を戻すためにも、「ビヨンド・コロナの体験活動」等テーマを特定しての募集についても検討していただきたい。(p.76 参照)。</p> <p>【共通的事項】</p> <p>○ YouTube の動画などの視聴回数を見ると、引き続き継続的な広報に関する取組が必要な印象である。各施設をアピールするためにも、施設にいる人材を活用する等、各施設の広報の充実・強化を図っていただきたい。また、施設内の結束も高めるためにも、施設対抗の企画コンテスト等、新しい取組を検討していただきたい。(p.88 参照)。</p> <p>【自己収入の確保、固定経費の節減】</p> <p>○ 基金運用を含め、その仕組みや実態が外部からは判り難い。HP や「概要」等において、より積極的にアピールする等、更なる拡大を図るべく取り組んでいただきたい。(p.117 参照)。</p> <p>【長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施】</p> <p>○ 有形固定資産（減価償却相当額）の償却累計率は約 60%と高く、資本剰余金（狭義）は約 156 億円で過去約 20 年間の施設整備補助金額と推定される。人口減少時代において、長期的な事業規模（設備）のビジョンを明確化していただきたい。(p.143 参照)。</p> <p>○ LGBTQ など多様な価値観や生き方を踏まえた、施設改修の取組を行っていただきたい。(p. 143 参照)。</p>
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の維持管理、保全及び利用者数の確保等に注力しているため、施設にバリアフリーの解説や LGBT についての説明を掲示する等新しい取組が必要である。 ○ 各施設は都市部から離れているため、職員の孤独感が大きいと思われる。施設で働いている職員のメンタルケアについて本部からのサポート等の必要がある。 ○ 新型コロナの影響により、宿泊室稼働率が非常に厳しい状況にあり、団体旅行が困難な状況のため、個人や少人数の団体の受入や、魅力的な主催事業のための企画力の向上と情報発信力の向上を検討していくべきである。その中で、各地域とよりよく連携していくことが重要である。 ○ 施設の維持管理だけでなく、受益者負担をどう考えていくのか等、未来に向けて機構の価値をどのように発信していくのかを、中長期で考えていく必要がある。 ○ 各施設に担当の理事を設けることによって施設へのマネージャー機能を強化する等、施設間で切磋琢磨できる仕組みは非常に重要である。 ○ 子どもゆめ基金の助成先をどのように審査し決定していくのか、採択後にどのようにフォローしていくのかということについて検討していく必要がある。
その他特記事項	—

※ 評定区分は以下のとおりとする。（「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準（以降「評価基準」とする）」p13）

S：中期目標管理法の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：中期目標管理法の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表

中期目標	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1. 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進	A○重	—	—	—	—	I-1	
2. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	A○	—	—	—	—	I-2	
3. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	B重	—	—	—	—	I-3	
4. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進	A	—	—	—	—	I-4	
5. 青少年教育に関する調査研究	A○重	—	—	—	—	I-5	
6. 青少年教育団体が行う活動に対する助成	B	—	—	—	—	I-6	
7. 共通的事項	A	—	—	—	—	I-7	

中期目標	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
1. 業務の効率化	B	—	—	—	—	II-1	
2. 効果的・効率的な組織の運営	B	—	—	—	—	II-2	
3. 予算執行の効率化	B	—	—	—	—	II-3	
III. 財務内容の改善に関する事項							
1. 自己収入の確保	B	—	—	—	—	III	
2. 固定経費の節減							
IV. その他業務運営に関する重要事項							
1. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施	B○	—	—	—	—	IV-1	
2. 人事に関する計画	B	—	—	—	—	IV-2	
3. 情報セキュリティについて	B	—	—	—	—	IV-3	
4. 内部統制の充実・強化	A	—	—	—	—	IV-4	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調査 No.」欄には、本評価書の項目別評定調査の項目別調査 No. を記載。

※5 評定区分は以下のとおりとする。

S：中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100%以上）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%以上 100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「II. 業務運営の効率化に関する事項」、「III. 財務内容の改善に関する事項」及び「IV. その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進		
業務に関連する政策・施策	政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進 政策目標1-5 家庭・地域の教育力の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立青少年教育振興機構法第3条
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」（青少年教育のナショナルセンターとして、次代を担う青少年のための専門性の高いモデル的な体験活動等の実施を通じて、効果的かつ効率的な事業実施に資する資料を全国の公立青少年教育施設や民間団体等に提示していくことは重要度が高い。） 困難度：「高」（多様化、複雑化する青少年に関する諸課題の解決のために、各施設が地域の実情に応じたプログラム開発や分析、普及などの事業展開を行っていくことは困難度が高い。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビュー番号 0049

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
教育事業参加者満足度	通年 80%以上	—	【目標】 通年 80%以上 【実績】 90.1% 【達成率】 112.6%	—	—	—	—	予算額（千円）	1,930,618	—	—	—	—

政策課題に対応した教育事業数	中期目標 期間中に 延べ1,100 事業以上	—	【目標】 220事業 【実績】 474事業 【達成率】 215.5%	—	—	—	—	決算額（千円）	1,860,566	—	—	—	—
課題を抱える青少年に対する体験活動事業数	中期目標 期間中に 延べ160 事業以上	—	【目標】 異なる対象やテーマの体験活動事業 32事業 【実績】 40事業 【達成率】 125%	—	—	—	—	経常費用（千円）	1,696,283	—	—	—	—
グローバル人材志向率	通年80% 以上	—	【目標】 80% 【実績】 92.6% 【達成率】 115.8%	—	—	—	—	経常利益（千円）	▲185,056	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	行政コスト（千円）	2,490,146	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	従事人員数	332	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	A
<p><主な定量的指標></p> <p>【次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進】</p> <p>・教育事業について、平均80%以上の事業の参加者から4段階評価の「最上位評価」を得たか。</p> <p>・防災・減災教育事業について、全国28施設で実施したか。</p> <p>【社会の要請に応える体験活動等事業の実施】</p> <p>・政策課題に対応した教育事業などを220事業以上実施したか。</p> <p>【青少年教育に関するモデル的事業の推進】</p> <p>・地域の実情を踏まえた実践研究事業を中期目標期間中に全ての地方施設で延べ27事業以上を実施する。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>機構では、青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、青少年教育のナショナルセンターとしての機能向上、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面に留意した教育事業を実施している。そのため、基本的な生活習慣と体験活動の重要性について広く家庭や社会に伝える運動や青少年教育に関するモデル的事業の推進、課題を抱える青少年の支援、グローバル人材の育成を見据えた国際交流を推進している。</p> <p>令和3年度の次代を担う青少年の自立に向けた健全育成推進事業の実事業数*1は全ての教育施設で568事業、総参加者数は71,997人であった。また、参加者の満足度は90.1%であった。</p> <p>*1実事業数とは、実際に実施した事業の数（以下、*1の記載がある箇所について同じ）。</p> <p>1. 青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発に係る国民運動等の推進</p> <p>「体験の風をおこそう」運動、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を官民連携により推進するとともに、青少年の今日的な課題を踏まえ、体験活動の機会や場の充実、基本的生活習慣の確立を定着させるため、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進に向けて、より一層取り組んだ。</p> <p>(1) 「体験の風をおこそう」運動の推進</p> <p>「体験の風をおこそう」運動とは、近年、社会が豊かで便利になる中で、子供たちの体力の低下や、自然体験、社会体験、生活体験等の体験が減少してきている現状を踏まえ、子供たちの健やかな成長にとって体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝え、様々な体験の機会や場の拡充等、体験活動の推進について社会的気運の醸成を図る運動である。</p> <p>① 体験活動の重要性に関する広報資料の作成・配布</p> <p>「体験の風をおこそう」運動では「読書・手伝い・外遊び」を子供の自立を促す重要な活動と位置付け、専門のチラシやリーフレットを作成して普及啓発を行っている。令和2年度には「読書・手伝い・外遊び」の一環として「子供のお手伝い推進プロジェクト」を立ち上げ、子供の手伝い</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>令和3年度は年度計画における数値目標を各事業において上回って達成した。</p> <p>「体験の風をおこそう」運動と「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させ、機構内はもとより関係機関等と横断的に連携し、全国各地における体験活動の機会や場を充実させるとともに、事業やフォーラム等を企画・運営することで、青少年の体験活動等の重要性についてより一層の普及・啓発に着手することができた。</p> <p>「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進については、ガイドブック等を手に取る機会が少ない家庭や教育現場においても、「早寝早起き朝ごはん」の大切さを広めることを目的に、「早寝早起き」に焦点を当てた大型絵本を全国協議会と連携して</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。</p> <p>1. 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進</p> <p>基本的生活習慣と体験活動の重要性について広く家庭や社会に伝える運動や青少年教育に関するモデル的事業の推進、課題を抱える青少年の支援、グローバル人材の育成を見据えた国際交流を目的とした事業を実施し、参加者の90.1%から最上位評価である「満足」を得た。</p> <p>(1) 青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発に係る国民運動等の推進</p> <p>○「体験の風をおこそう」運動の推進</p> <p>・「体験の風をおこそう」運動を推進する推進月間参加団体数は、令和3年度で545団体と</p>	

【課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進】

・児童養護施設やひとり親家庭等子供の貧困に関わる支援、不登校、引きこもり、ネット依存、ADHD等発達障害や身体障害など課題を抱える青少年を支援するため、体験活動事業を5施設32事業実施したか。

【グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進】

・①日独の青年及び青少年教育指導者等の交流事業、②アジア及びミクロネシア地域の青少年交流事業、及び③国内での国際交流事業を実施し、事業に参加した日本人参加者から、外向き志向を含むグローバル人材を志向する率として、平均80%以上を得られたか。

<その他の指標>

【「体験の風をおこそう」運動の推進】

の重要性をテーマにした冊子「はっけん!!おてつだいやってみ隊」とその広報用チラシを作成した。令和3年度は、これらを生子供が家庭等身近な場所で取り組める体験活動の重要性を広く伝えるため、教育施設を通じて希望のあった保育園や小学校に送付したほか、読書フォーラム等のイベントにおいても配布し、「読書・手伝い・外遊び」のWebサイトの運営や広報イベントへの出展等、多種多様な広報活動を展開した。特に、こども霞が関見学デーでは、冊子の収録内容を参考にした「バンダナを使ってマイバックを作る」等のクラフト活動を行い、体験活動の重要性や機構の取組に対する認知度の向上に努めた。本プロジェクトでは、Webサイト上でアンケートを実施しており、保護者から「お手伝いに興味を持ち、自ら進んでしてくれるようになった」など効果を実感する回答が得られた。現役の保育士からは、「2歳児にこの本の読み聞かせをした。どんなお手伝いがあるか、みんなができるのは何かを一緒に見ていった。お手伝いをする良いきっかけになったと思う」と現場での活用を報告する回答も得ることができた。



表紙 目次 内容(例)
図3-1【冊子「はっけん!!おてつだいやってみ隊」】

また、地域における体験活動や「読書・手伝い・外遊び」等普段の生活で取り組める体験を家庭においても取り入れてもらうことを目的として、平成29年度に「体験の風をおこそう運動推進委員会」(機構及び青少年育成に携わる団体とで発足。以下「推進委員会」という。)と連携して作成した「体験の風をおこそう」運動のチラシを、令和3年度は全教育施設を中心に市区町村教育委員会や小学校、幼稚園等に約1万部配布した。

さらに、リーフレット「社会を生き抜く力」並びに「早寝早起き朝ごはん」国民運動の啓発資料紹介チラシ兼ガイド発送依頼書等を、文部科学省主催の全国的な会議や機構主催の大規模会議、「文部科学省 情報ひろば」の企画展示等で参加者等に配布するとともに、東武鉄道株式会社と共催で

作成・配布した。社会の要請に応える事業については、親子・幼児や青少年に対して、自然体験や読書活動、体験活動を通じた自己成長や自己実現、防災や環境学習などESDに対応した事業を実施し年度計画の目標値である220事業を超えて達成した。青少年教育に関するモデル的事業の推進については、地域の実情を踏まえた研究テーマを設定し、関係機関・団体や大学の研究者等と連携した事業や、全国高校生体験活動顕彰制度「地域探究プログラム」を実施した。地域の課題に主体的に取り組みその解決に向けて実践していくことで探究的な学びや体験活動の機会を拡充することができた。

課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進については、企画段階から関係機関と連携し、年度計画の目標値である異なる対象やテーマで5施設32事業を超えて達成した。グローバル人材の育成を見据えた国際交流事業の推進につ

なり、前年度から269団体増加となり、社会全体で体験活動を推進する機運の醸成に寄与した。

○「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

・令和3年度は、「早寝早起き」に焦点を当てた普及啓発資料等を、幼稚園や学校等に延べ約12万部配布し子供たちに生活習慣の向上を図る取組を推進させた

○社会の要請に応える体験活動等事業の実施

社会の要請に応える体験活動を推進するために、親子・幼児等を対象に自然体験や読書活動などに親しむ機会と場を提供する教育事業、青少年を対象に体験活動を通じた自己成長や自己実現等を図る教育事業、体験活動などを踏まえた防災学習や環境学習などのESDに対応した教育事業、健康教育や主権者教育など政策課題に対応した教育事業を、令和3年度は474事業実施し、年度計画の目標値(220事業)

<p>・体験活動の重要性に関する広報資料を作成し、関係機関や保護者等に配布するとともに、Web 掲載等を活用した周知を行ったか。</p> <p>・毎年 10 月の体験の風をおこそう推進月間に実施される事業の充実を図ったか。</p> <p>・「体験の風をおこそう」運動と「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させて取り組んだか。また、実行委員会の未設置県に対し、機構本部及び近隣施設が働きかけたか。</p> <p>【「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進】</p> <p>・「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進するための普及啓発資料の作成・配布に取り組むとともに、施設においても基本的な生活習慣の確立に向けた普及啓発活動に取り組んだか。</p> <p>【青少年教育に関するモデル的事業の推進】</p>	<p>実施した 1 泊 2 日の子育て家族応援事業では、「体験の風をおこそう」ロゴマークを入れた中吊りポスターを作成し、都内の地下鉄を含め複数県で走行する列車内に約 2 週間掲示した。（第 9 章参照）</p> <p>このほかにも、令和元年度に取りまとめた報告書「発達段階に応じた望ましい体験の在り方に関する調査研究～『体験カリキュラム』の構築に向けて～（中間まとめ）」をもとに、リーフレット「子供の成長を支える 20 の体験」を作成し、機構ホームページへの掲載や各教育施設を通じた利用団体等への配付により普及・啓発に努めた。（第 7 章参照）</p> <p>コロナ禍における体験活動の重要性に関する情報提供として、当機構が運用している YouTube チャンネルやリーフレット等を紹介するチラシを作成し各教育施設を通じて施設の家族利用者等に約 7,000 部配布した。さらに YouTube チャンネル「体験ちゃん」の普及啓発チラシ及びポスターを作成し、全国の青少年教育施設に配布するとともに、小田急電鉄株式会社と連携し、小田急電鉄沿線の駅構内に配架・掲示するなど普及に努めた。（第 9 章参照）</p> <p>各地方教育施設においても、運動のロゴ、施設のロゴやキャラクターなどを入れた除菌シート、消毒ミニボトル、リストバンド、ナップザック、手ぬぐい等、コロナ禍ならではの役立ちグッズや、子供たちの使用頻度が高い野外活動役立ちグッズなどを作成し、フェスティバルや自然体験関連事業等の参加者に配布した。また、地域の公立青少年教育施設や関係機関等と連携し、体験活動や幼児期の遊びの重要性について理解を深めるための資料と併せて、各施設・機関等が提供する体験活動イベント等を掲載したイベントカレンダーを作成・配布するなど、独自の方法で普及・啓発に努めた。</p> <p>Web を活用した広報としては、「体験の風をおこそう」運動 Web サイトにおいて、体験の風をおこそう推進月間のイベント登録や全国で開催されるイベントの検索、「体験の風をおこそう」応援団の紹介、「読書 手伝い 外遊び」パンフレット等の資料をダウンロードできるページを設置・運用している。</p> <p>② 体験の風をおこそう推進月間事業</p> <p>推進委員会では、社会全体で子供の体験活動を推進し、その気運を高めていくため、毎年 10 月を「体験の風をおこそう推進月間」と定めている。また、この推進月間をさらに盛り上げるため、毎年 10 月第 4 土曜日を事業統一日とするとともに、子供や保護者を対象に、様々な競技性のある体験活動を実施する「子供体験遊びリンピック」の企画実施を併せて提案し、充実を図っている。</p>	<p>いては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、相互交流を行う事業を中止もしくは延期することとなったが、令和 2 年度のオンライン会議ツールを活用した事業の蓄積を踏まえ実施したことにより、例えば、日独青少年交流事業の参加者のアンケートからは、「国を超えて臨場感のあるバーチャル訪問や有意義なディスカッションの場を得ることができた」「幼い子供を持ちながらプログラムに参加できたことは良かった」「オンラインによる交流が魅力的だったからこそ現地に行って直接経験し、話を聞きたい」との声が寄せられた。また、国内での国際交流活動を充実させることを目的とした事業を実施するなどの取組を行った結果、年度計画の目標値であるグローバル人材志向率 80%を超えて達成した。以上の理由により、A 評定とした。</p>	<p>に対して 215.5%達成した。</p> <p>2. 青少年教育に関するモデル的事業の推進</p> <p>(1) 実践研究事業の実施</p> <p>青少年のための専門性の高いモデル的体験活動を推進するため、事業のねらいに対応した体験活動の効果測定等を、大学等の関係機関・団体と協働・連携しながら 26 施設で実施し、次年度以降より高い専門性をもった事業を展開できるような素地を整えた。</p> <p>(2) 特色のあるプログラム事業の実施</p> <p>地域の教育的課題に対応したプログラムを推進するため、地域の実情や青少年を取り巻く現状と課題から教育テーマを設定し、地域に貢献するプログラム開発を行い、令和 3 年度は教育テーマに基づいた事業を 25 施設で実施し、地域の教育的課題へアプローチを行った。</p> <p>(3) 全国高校生体験活動顕彰制度「地域探究プログラム」に関</p>
---	---	---	--

・各地方施設が地域の実情を踏まえた実践研究事業を実施し、研究すべきテーマを精選したか。また、次年度に向け、関係機関・団体や公立青少年教育施設等、大学の研究者等と連携できるように、課題と成果をまとめたか。

<評価の視点>

ー

令和3年度の「体験の風をおこそう推進月間」は、推進月間参加団体数は545団体（対前年度比269団体増）、事業数は1,235事業（対前年度比113事業減）であり、平成30年度から令和3年度の平均が団体数で487団体（前中期目標期間：396団体）、事業数で1,610事業（前中期目標期間：779事業）と前中期目標期間の平均を大幅に上回っており、体験活動の機会や場の拡充が図られている。

実施都道府県数は令和2年度に引き続き全都道府県となり、同運動の趣旨が全国的に広がりを見せている。

③ 地域で運動を推進する体制の充実（実行委員会）

地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業を実施し、全ての地方教育施設が中心となり、青少年教育に関わる複数の団体と連携して事業を実施した。市町村と協働して体験の重要性を啓発する活動、小学校と連携して地域を清掃する活動等に取り組み、地域一体となった運動や、地域内で実施している自然体験や農業体験等の体験活動を取りまとめ情報誌として発行することで、体験活動の推進普及・啓発を行っている。

令和3年度は、全国の32都道県（約7割）で36実行委員会が事業を実施した。（表3-1参照）また、実行委員会未設置の15府県教育委員会等に機構本部及び地方教育施設から説明に出向き、本運動の全国的な展開に向けて働きかけを行っている。

表3-1 「地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業」の実施による事業名一覧

No.	実施都道府県名	事業名
1	北海道	令和3年度北海道「体験の風をおこそう」運動推進事業
		「体験の里」日高から体験の風をおこそう運動
2	岩手県	令和3年度みちのく「体験の風をおこそう」運動推進事業
3	宮城県	宮城県「体験の風をおこそう」運動推進事業
4	秋田県	令和3年度 オール秋田で「体験の風をおこそう」運動推進事業
5	山形県	「神室から体験の風をおこそう」運動
		「朝少から体験の風をおこそう」推進事業
6	福島県	会津・山形「体験の風をおこそう」運動推進事業

<課題と対応>

「体験の風をおこそう」運動については、推進月間事業の登録団体数をさらに充実させるために、推進月間事業の推進方法や登録・報告方法について検討する。

「早寝早起き朝ごはん」国民運動については、インターネットやゲームの使用時間の増加など、子供達の生活の夜型化が懸念されており、「早寝早起き朝ごはん」国民運動のより一層の普及・啓発が重要である。また、全国協議会と連携しながら新しい普及・啓発資料の作成・配布にも努めていく。さらに、普及・啓発活動に関するアウトカムの把握も重要であることから、普及・啓発資料等を配布した幼稚園・保育所にアンケート等を配布するなど、成果の把握について引き続き取り組む。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が続く中、できる限り柔軟な対応を図ったうえで教育事業を実施したい。

国際交流事業については、今後も、新型コロナウイルス感染症

連するプログラム

「郷土や自然に愛着を持ち、新たな価値を創造する高校生の育成」を目的に、全国高校生体験活動顕彰制度「地域探究プログラム」オリエンテーション合宿を26施設で実施、623人が参加し、問題発見・解決能力を身に付ける機会を提供した。

3. 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進

課題を抱える青少年を対象とした事業（児童養護施設、ひとり親家庭等子供の貧困に関わる支援、不登校、引きこもり、ネット依存、ADHD等発達障害、身体障害等）については、目標値（異なる対象やテーマで32事業以上）の125.0%となる40事業を実施した。

（1）生活・自立支援キャンプ
困難な環境にある子供を対象に、それぞれのニーズに合わせた事業を実施し、881人の参加者に対して、基本的な生活習慣の確立等、対象に合わせたアプローチを行った。

		令和3年度「体験の風をおこそう」運動県南地域展開事業	<p>の影響を引き続き受けることが想定されることから、オンライン会議ツールを活用するなどして効果的な国際交流を継続するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響下における実地交流再開に向けて、事業の実施の在り方をこれまでの取組や蓄積を踏まえて検討していきたい。</p>	<p>(2) 課題を抱える青少年の支援や予防事業</p> <p>障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重できる社会を目指し、那須甲子では「スペシャルニーズプログラム開発プロジェクト」を進めている。課題を抱える青少年を対象にした体験活動を通じた自立を促すことに加え、社会への適応能力の向上に資する取組を行った。</p> <p>(3) その他(青少年の“自立する”力応援プロジェクト)</p> <p>「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定)において、福祉とともに子供の教育の充実が取り上げられ、自立に向けた基本的な生活習慣の確立や様々な体験活動の充実等が指摘されていることを踏まえ、「生活・自立支援キャンプ」の実施、「子どもゆめ基金」による支援、「学生サポーター制度」を実施し、体験活動を通じて生活及び自立の支援等を充実させた。</p> <p>4. グローバル人材の育成を見</p>
7	茨城県	いばらきっ子「体験の風をおこそう」運動推進事業		
8	群馬県	群馬県からっ風「体験の風をおこそう」運動推進事業		
9	東京都	東京から「体験の風をおこそう」運動推進事業		
10	新潟県	体験の風をおこそう運動「はね馬プロジェクト」推進事業～新潟の地域ぐるみで「体験の風をおこそう」～		
11	富山県	富山から「体験の風をおこそう」運動推進事業		
12	石川県	親子でつくろう体験の和		
13	福井県	福井県「体験の風をおこそう」運動推進事業		
14	長野県	「信州 体験の風をおこそう」運動推進事業		
15	岐阜県	飛騨高山「体験の風をおこそう」運動推進事業		
16	静岡県	令和3年度 静岡県「体験の風をおこそう」運動推進事業		
17	兵庫県	令和3年度淡路島から体験の風をおこそう推進事業		
18	奈良県	体験の風をおこそう from うだ		
19	和歌山県	わかやま「体験の風をおこそう」運動推進事業		
20	鳥取県	鳥取県「体験の風をおこそう」運動推進事業		
21	島根県	三瓶地域協育ネットワーク		
22	岡山県	岡山県地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業		
23	広島県	山・海・島から「体験の風をおこそう」運動推進事業		
24	山口県	山口・地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業		
		しものせき体験の風をおこそうプロジェクト		
25	愛媛県	大洲から「体験の風をおこそう」運動推進事業		
26	高知県	むろと黒潮・体験の風をおこそう運動		
27	福岡県	福岡県・佐賀県「体験の風をおこそう」運動推進事業		
28	長崎県	佐賀・長崎 地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業		
29	熊本県	熊本「体験の風をおこそう」運動推進事業		
30	大分県	令和3年度大分県地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業		
31	鹿児島県	鹿児島・宮崎「体験の風をおこそう」運動推進事業		

	32	<p>沖縄県</p> <p>沖縄県「体験の風をおこそう」運動 in 沖縄</p> <p>④ その他</p> <p>推進委員会の構成団体と連携して「体験の風をおこそうフォーラム」や「キッズフェスタ」等を実施している。</p> <p>令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により「キッズフェスタ」は中止となったが、これに代わる取組として、家庭において家族で取り組めるような体験活動に関する動画コンテンツをインターネットを通じて配信することとし、YouTubeに着目し、YouTubeチャンネル「体験ちゃん」の運用を開始した。本チャンネルでは子供や親子を対象とし、「おうちで・家族と一緒に・簡単にチャレンジできる」体験や遊びを紹介することをコンセプトに、①自然体験、②文化体験、③生活の知恵、④科学学習、⑤スポーツ・運動、⑥創作活動など様々なジャンルの中から視聴者が興味を持ち実施しやすい内容を取り上げ、令和3年10月から令和4年3月までの間に24回配信した。</p> <p>また、「体験の風をおこそう」運動では、全国的に知名度があり、本運動に賛同する著名人を応援団に任命し、子供の成長にとって体験がいかに重要であるかを全国各地でPRしてもらおうとともに、子供たちの体験活動の場と機会の充実に努めている。</p> <p>令和3年度は、新たに元体操選手でタレントの池谷直樹氏、元バレーボール日本代表選手の大友愛氏及び元サッカー日本代表選手の波戸康広氏の3人を応援団に迎えた。</p> <p>(2) 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進</p> <p>機構は、青少年の基本的な生活習慣の確立と定着を図るため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会(以下「全国協議会」という。)の事務局として、「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進に積極的に取り組んでいる。</p> <p>① 普及・啓発資料等の作成・配布</p> <p>「早寝早起き朝ごはん」国民運動を積極的かつ効果的に普及し、より多くの国民に認識・実践してもらおうため、普及・啓発用資料としてポスター、チラシ、ガイドブック、データ集、大型絵本、朝ごはんポケットレシピ集を作成・配布している。</p> <p>令和3年度は、上記を含めた普及・啓発資料等15種類、延べ約12万部を幼稚園や学校等に配布</p>		<p>据えた国際交流の推進</p> <p>(1) 海外の青少年及び青少年教育指導者等の交流事業</p> <p>令和3年度は21事業を実施し、874人(日本人724人、外国人150人)が参加した。日本人参加者の事業参加後のアンケートでは、外向き志向の率について、目標値(80%)の115.8%となる92.6%から肯定的な回答を得ることができ、青少年の異文化理解を促進した。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>今後一層、体験活動を推進するため、事業実施による成果を社会に広く伝えるための方策を講じるとともに、体験活動の普及・啓発に際してアウトカムの把握や情報発信に取り組んでいただきたい</p> <p><その他事項></p> <p>(有識者からの意見)</p> <p>・専門性の高いモデル事業を研究者等と協働で実施したり、各施設の教育テーマに基づき特色あるプログラム事業を開発した</p>
--	----	--	--	---

	<p>した。また、第3期中期目標期間に「『早寝早起き朝ごはん』の効果に関する調査研究会」が実施した調査研究の報告書を作成し、全国の関係機関・団体等に送付した。</p> <p>② 教育施設における基本的生活習慣の確立に向けた普及啓発活動</p> <p>機構では、全国協議会が作成する普及・啓発資料等を活用しながら、生活リズムに関する普及・啓発事業を実施している。</p> <p>令和3年度は全ての教育施設において、「体験の風をおこそう」運動と本国民運動とを連動させた取組など、創意ある普及・啓発に取り組んだ。</p> <p>【取組事例】「体験の風をおこそう」運動と「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させた取組事例</p> <p>ア. 地域の教育委員会が夏期休業期間の小学生を対象に実施するオンライン研修「宿題タイム」の1コマを請け負い、基本的生活習慣の重要性について講義を行った（大雪）。</p> <p>イ. 「体験の風をおこそう」運動関連事業に位置付ける「親子でアウトドア」事業の際に、「早寝早起き朝ごはん」のBGMを館内に流して普及・啓発を行った（大洲）。</p> <p>ウ. 7泊8日の「チャレンジキャンプ」において、「早寝早起き朝ごはん」を意識させ、規則正しい生活を心がけるよう事業運営を行った（曾爾）。</p> <p>エ. 食堂業者と連携し、「朝ごはんポケットレシピ集」を参考にした食事を利用者に提供し、運動の普及・啓発を行った（日高）。</p> <p>オ. 3歳児検診時において、出前事業でガイドブックを使い保護者へ「早寝早起き朝ごはん」の重要性について説明を行った（夜須高原）。</p> <p>本部では、地域に向いて行う普及・啓発事業（14事業）を実施するとともに、地域で団体等が行う普及・啓発活動の支援（3団体）を行った。また、文部科学省と連携して、子供の基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るため、地域一丸となって取組を推進するための機運の醸成を図るフォーラム事業を3事業、中学生を対象とした効果的な手法等を開発するための推進校事業を10事業実施した。</p> <p>茨城県常陸太田市立世矢中学校では、家庭との連携で生活習慣定着週間を実施したほか、保健体育科や家庭科など教科学習の中でも睡眠や食に係る動機付けを行ったり、生徒会が中心となって隣接する小学校や幼稚園で啓発活動を行うなど、意識の向上に取り組んだ。</p>		<p>りするなど、質の高い実践が行われており、今後の利用者増につなげていただきたい。</p> <p>・コロナ禍で求められるのは青少年の体験活動の火を消さないことであり、コロナ禍のニーズに合った「親子でアウトドア」や家族での施設宿泊促進等、無理なく利用者の増につながる取組が更に求められる。学校の集団宿泊活動も義務教育として必須の活動であり、試みられている出前事業や学校の日帰り事業等の拡充を図っていただきたい。</p> <p>・「(c) 社会の要請に応える体験活動事業の実施」の中に、主催者教育についても記載があり、これは重要な問題であるため、ぜひ取り組んでいただきたい。</p>
--	---	--	--

(3) 社会の要請に応える体験活動等事業の実施

機構では、社会の要請に応える体験活動を推進するために、親子・幼児等を対象に自然体験や読書活動などに親しむ機会と場を提供する教育事業、青少年を対象に体験活動を通じた自己成長や自己実現等を図る教育事業、体験活動を踏まえた防災学習や環境学習などの ESD に対応した教育事業などを実施している。令和3年度の実事業数*1は、全ての教育施設で 474 事業を実施した。

① 自然体験や読書活動などに親しむ機会と場を提供する事業

親子・幼児を対象に自然体験や読書活動などに親しむ機会と場を提供する教育事業を 226 事業*2実施した。

*2事業数とは、各教育事業区分に該当する事業の数（以下、*2の記載がある箇所について同じ）。

【取組事例】さんべで科学教室 理科読（三瓶）

三瓶では、科学に対する興味関心を育むことを目的に、子供自身が体験することによって自然の法則や普遍性があることに気づき、科学的思考へと導いていくようにするため、活動に絵本を取り入れて子供たちが楽しみながら科学に触れ合う事業を実施した。本事業は、20 家族を対象に 1泊2日 で理科読を広めている NPO 法人ガリレオ工房と連携して行った。

身の回りの不思議に目を向け、絵本や本で調べたり実験したりする楽しさを体験し、科学に対する興味関心に繋げるため、大田市や美郷町の図書館に協力してもらい関連する絵本や本を近くに置いておくことにより、疑問に思ったことを参加者はいつでも調べることができるように配置した。

1日目は「うつるみえるふしぎ」から「星を見ようよ」をテーマに、光が反射する仕組みや鏡を使つての実験を行った後、その仕組みを利用した潜望鏡を作成し、光と鏡の仕組みが世の中で活かされていることを体験的に学べるようにした。「星をみようよ」では、簡単な望遠鏡を作つてレンズの働きや焦点などの仕組みを学べるようにした。2日目は「地球は大きな磁石」をテーマに、磁石（磁界）の不思議を体験し、ビニタイを使つて磁界を見える化することにより、磁石の性質を学ぶことができるようにした。

参加者からは、「親子でゆっくり、じっくり体験できる機会は少なかったので、とても嬉しく思った。理科関係本の読み語りもすごくよかった。関連本もたくさん展示してあり、子供たちも喜んで読んでいた。『理科』と『読書』の組み合わせは予想以上だった」との感想が寄せられた。

② 体験活動を通じた自己成長や自己実現等を図る事業

青少年を対象に体験活動を通じた自己成長や自己実現等を図る教育事業を 96 事業*2実施した。

【取組事例】江田島“突破”塾～限界突破・難関突破～（江田島）

江田島では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、中学校の部活動が休校や大会の中止、活動時間の短縮や感染防止対策など様々な制限がつけられている現状を踏まえ、通常の研修支援で実施していない約 9 k m の長距離を漕艇し、諦めない心や仲間との協力・大切さ、達成感を感じることでより部の団結力を向上させる目的で実施した。本事業は、中学校部活動（1・2年生 19名）を対象に日帰りで実施した。

出艇直後は櫂の操作に慣れるまで苦戦していたが、体が操作を覚えるとスムーズに漕ぐことができるようになり、自分のことで精一杯だった生徒たちが周りの仲間を気遣い、手助けする姿が見られるようになり、周りを意識して動きを揃えることができるようになった。参加した生徒からは「普段はあまり声掛けをすることがなかったが、今回声に出すことが大切なことだと気づいた。間違いに気づくことや頑張ることができた」、「辛い時もあったが、仲間が一生懸命に取り組んでいる姿を見て、自分も頑張り最後までやり遂げられて本当によかった」等の感想が寄せられた。

また、顧問の先生は事業中の職員の生徒への関わり方を見て、「時間の都合等でつい大人が方向付けるなどルールに乗せて物事を進めがちだったが、『待つ』ことの重要性に改めて気付かされた。そこで事業後に『待つ』ことを意識したところ、試合後のミーティングで生徒が自発的にミーティングを行うようになり、生徒たちの中から課題を洗い出し、解決しようとする姿が見られるようになった」との感想が寄せられた。

③ 防災・減災教育事業

広域防災補完拠点としての認知度を広め、地域の方々が防災・減災について学べる拠点となるよう、防災・減災教育事業を 28 事業*2実施した。

【取組事例】うずしお交遊塾（淡路）

淡路では、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模自然災害に備え、地域の安全・防災について、日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動することや災害時の助け合いの大切さについての理解を深めることを目的に実施した。本事業は、地元の南淡中学校区、三原中学校区の小中学生 19 名を対象に 3 泊 4 日で防災講座や避難所体験、3D ハザードマップづくりなどの防災・減災事業を実施した。

プログラムでは、まず参加者各々が中身を考え持参した防災リュックを披露することから始まった。「みんなは何を持ってきたのか」、「なぜ、それが必要なのか」自分の持ち物と比較しながら、それぞれの説明に納得して頷いたり、意外な物品に感心したりする姿が見られた。また、防災リュックで持参した物品に加えて、部屋にある机や椅子、段ボール、寝袋、毛布など限られたもので工夫し一晩を過ごす研修室での避難所体験が行われた。換気のためドアも開けっ放しにしたため、夜中から朝にかけて部屋の中が冷え込む状況下で、段ボールを床に敷き詰めたり、箱を作ってベッドにしたり、寝袋の中にエマージェンシーシートを入れたり子供たちの工夫が見られた。

3D ハザードマップ（立体地図）では、段ボールに等高線の入った地図を仮止めし、10m毎に段ボールをはさみやアートナイフ等で切り取って作成し、地元中学校周辺の危険箇所や避難する場所について高低差を確認しながら、普段通っている道路や地域の理解を深めることができ、危険箇所を推測することで平時からの安全・防災について考える契機となった。

参加者からは、「防災リュックに入れたらいい物など、みんなの意見が聞けて、自分の考えになかった物を参考に作り直したいと思った」「今まで体験したことのないベッド作りや 3D ハザードマップ作りがすごくためになった」などの感想が寄せられた。

④ ESD に対応した教育事業

体験活動を踏まえた環境学習などの ESD に対応した教育事業を 13 事業*2 実施した。

【取組事例】美ら島サンゴ大作戦（沖縄）

沖縄では、「サンゴ」を題材として生物多様性や環境問題についての知識を身につけ、体験を通してチェンジメイカー（課題解決力を持ち行動する人）のマインドを醸成する事業を実施した。本事業は、小学校高学年から中学生 20 名を対象に 1 泊 2 日で、琉球新報社・NPO 法人海の自然史研究所、一般社団法人 JAPAN WATER PATROL と連携して行った。

目的の達成に向けてのストーリーを、まずは「慶良間諸島の豊かな自然環境の中で『体験』」し、「自然（サンゴ）と人の関わりについて『学び、気づき』」、「よりよい未来（自然環境や人の暮らし）のために『一歩踏み出す（発信）』」と定め、各グループにファシリテーターを配置し、参加者から出てくる「疑問」や「発想」等について、「問い」を与えたり、参加者同士の対話を促したりする役割を担った。参加者の様子等を観察する基準として、プログラムごとの「到達目標」やファシリテーターの関わり方をまとめた資料（ルーブリック）を作成し活用したことで、参加者が体験したことや学んだことにSDGsの視点を持たせることができ、「自分に何ができるのか」「何を伝えたいのか」について考えを深めることができた。

参加者からは、「地域の人達は、サンゴをうまく活用して生活していることが分かった」「家族や友だちにもサンゴのことについて教えていき、将来は海を守る仕事に就きたい気持ちが強くなった」等の感想が寄せられた。

⑤ その他

上記の取組のほかに、社会の要請に応える体験活動事業を54事業^{*2}実施した。

【取組事例】富士のさと中学会議所（中央）

中央では、地域の課題に対して主体的に関わり、持続可能な社会に向けて貢献できる人材の育成を目的に、中学生17名を対象に「探究のプロセス」を取り入れた教育事業を日帰りで全8回にわたり実施した。

地域が抱えている課題を自分事として捉え（課題の設定）、中学生の視点でその解決に向けて情報を集め（情報の収集）、課題解決のための仮説と計画（整理・分析）を立て、その計画を発表（まとめ・表現）した。また、実践活動として中央の施設開放事業であるオープンハウス2021でブース出展を行った。

本事業の特徴としては探究のサイクルを踏まえていることと、地域で活動している人の協力を得て茶摘みや竹林整備などのフィールドワークを実施し、地域の魅力や課題を体感できること、そして課題解決のための計画立案とその検証のための実践活動を連動させているところにある。また、昨年度、全国高校生体験活動顕彰制度に参加した高校生3名がファシリテーターとして中学会議所に関わり、顕彰制度事業で学んだことを踏まえ中学生らに支援した。中学生にとっては斜め上の関係性からアドバイス等を受けやすく、高校生にとっては自己の学びをさらに深められ

るなど、事業の枠を超えて学びの循環が図れるようになっている。参加者からは「課題を見つけ解決することの楽しさを知ることができた」や「地域の人々や高校生のファシリテーターなどたくさんの方がサポートしてくれ、早く次の回に参加したいと思った」など、探究することの楽しさを知るとともに、探究的な学びについて理解を深めた。

2. 青少年教育に関するモデル的事業の推進

次代を担う青少年のための専門性の高いモデル的体験活動を推進するため、令和3年度は「実践研究事業」、「特色あるプログラム事業」、「全国高校生体験活動顕彰制度に関連する事業」を実施した。

(1) 実践研究事業の実施

機構では、青少年のための専門性の高いモデル的体験活動を推進するため、事業のねらいに対応した体験活動の効果測定等を関係機関・団体や公立青少年教育施設等、大学の研究者等と協働で行い、その重要性の普及に努めている。1年目の令和3年度は関係機関・団体や公立青少年教育施設等、大学の研究者等と連携したうえで、実践研究事業を26地方教育施設で実施した（夜須高原は新型コロナウイルス感染症の拡大により事業は中止）。

表 3-2 実践研究事業一覧

No	施設	研究テーマ
		連携団体・研究者等
1	大雪	災害時に必要な行動や考え方を学ぶ～火山災害の学習と川の水質調査を通して～ 十勝岳ジオパーク推進協議会
2	岩手山	「自助」「共助」の気持ちを育む防災教育の充実 東京都立大学野元氏、岩手県立野外活動センター、他
3	磐梯	基本的生活習慣の醸成 ～「食育」と「運動習慣づくり」からのアプローチ～ 磐梯山ジオパーク協議会、桜の聖母短期大学土屋氏、他
4	赤城	限界突破キャンプにおける自己肯定感とやり抜く力の変容 國學院大學人間開発学部、群馬県立妙義青少年自然の家、他
5	能登	体験活動を通じた多様な相手とのコミュニケーション能力の涵養 羽咋市教育委員会、金沢学院大学階戸氏、他

		6	乗鞍	同じ参加者で2回に分けてキャンプを実施することによる教育効果の検証 至学館大学福富氏		
		7	中央	中学生による探究学習×地域創造・地域連携 静岡大学阿部氏、常葉大学白木氏、御殿場市、御殿場青年会議所		
		8	淡路	地域創生型の自然体験活動が環境保全意識および地域貢献意識に与える影響 南あわじ市農林振興課、吉備国際大学狩猟部、阿万吹上地区自治会、他		
		9	三瓶	他者とつながる人間力、やり抜く力相互理解「自己を見つめ、他者とつながる人間力の育成」 島根県立大学山田氏、大田市教育委員会、大田市立仁摩小学校		
		10	江田島	海洋環境活動を通して、環境保全・保護への意欲向上 江田島市教育委員会、大柿自然環境体験学習交流館「さとうみ科学館」		
		11	大洲	教員として必要な資質能力の育成に寄与する教育事業の在り方 愛媛大学、松山東雲女子大学、愛媛県教育委員会社会教育課、他		
		12	阿蘇	やり遂げる力、自立的行動習慣の育成を目指す 熊本大学山城氏、南阿蘇 farm キャンプ		
		13	沖縄	避難生活に着目した防災教育 琉球大学、沖縄県教育委員会、渡嘉敷村、渡嘉敷村教育委員会、他		
		14	日高	自然体験活動が子供のレジリエンスに与える影響について 北海道教育大学岩見沢校山田氏		
		15	花山	課題を抱える青少年に対する体験活動の効果 宮城県立こども病院、東北学院大学、東北大学病院、宮城県教育庁、他		
		16	那須甲子	「防災力」を育む防災教育プログラムについて 福島大学初澤氏、福島大学うつくしまふくしま未来支援センター天野氏		
		17	信州高遠	長期キャンプにおける「学びに向かう力、人間性等」の変容 信州大学瀧氏、長野県山岳総合センター、南信州山岳ガイド協会		
		18	妙高	統合型長期キャンプにおける参加者の自己肯定感を育む手立ての有効性 信州大学平野氏、筑波大学坂本氏、国際自然環境アウトドア専門学校、他		
		19	立山	幼児期からの環境学習		

		金沢大学滝口氏、富山県民間保育連盟、富山県退職校長会他
20	若狭湾	豊かな海を守るため、身近な私たちの生活の中から改善していく方法の検討 グランストリーム大瀬氏
21	曾爾	発達特性を持つ児童の自己肯定感及び社会性の変容 奈良教育大学富井氏
22	吉備	長期キャンプが子供の心と体に及ぼす変容について 日本ボーイスカウト岡山連盟、岡山県小学校校長会他
23	山口徳地	自己有用感・自己肯定感の醸成を目指した意図的な体験学習サイクルの取り入れ方 山口大学沖林氏
24	室戸	幼児期に必要な体の動きを遊びながら身に付ける 高知大学幸氏、田野幼稚園
25	夜須高原	子供の感受性の差を踏まえた自然体験活動の効果に関する調査研究 福岡教育大学、立教大学、朝倉市復興推進室、杷木人権啓発センター
26	諫早	不登校等課題を抱える青少年に対する体験活動が与える影響 諫早市少年センター、諫早市教育委員会、長崎大学小原氏・内野氏、他
27	大隅	児童生徒の生きる力の向上と自立を目指した海洋スポーツの効果に関する研究 鹿児島海上保安本部、鹿屋体育大学、鹿屋市、垂水市、他

【取組事例】 みんなで協力！ライドアドベンチャー（山口徳地）

山口徳地では、「生活体験」「社会体験」を通し、様々な事にチャレンジして成長できる自分を見つけることによって自己肯定感を高めるための事業を実施した。この事業は、小学生11名を対象に5泊6日で実施した。

グループにタブレット端末とお小遣いを渡し、目的地までの行程を計画したり、お小遣いの使い方を相談したり、途中にあるミッションをクリアしながら、鉄道やバスといった公共交通機関を用いて山口県から島根県・岡山県を通過して高知県へ向かい太平洋を目指し、愛媛県を通り山口県に戻る冒険的なプログラムである。

参加者は、同じ名前のバス停に上りと下りがあることを初めて知ったり、子供だけで初めて外食したり、駅員や地域住民に質問したりと様々なトラブルをグループで協力しながら乗り越えていった。

参加者からは「はじめはどうか分からず不安だったが、グループのみんなと色々な話ができるようになると安心できた」「道中でスタッフ以外の歩行者や駅員に道を聞いたりしたが、タブレット端末で調べることばかりでなく、地元の人情報も大切だと思った」という感想が寄せられた。

本事業では参加者の自己肯定感の変容を

明らかにするために事前調査 (Pre1)、事業前 (Pre2)、事業後 (Post1)、事後1ヶ月後 (Post2) に調査を行った結果、事前調査と事後1ヶ月後において自己肯定感に関する項目「自己受容」、「努力志向」、「対人積極性」が1ポイント以上のポジティブな変化が見られた (図3-2)。本事業での経験が

その後の実生活への前向きな力になっていることがうかがえる。

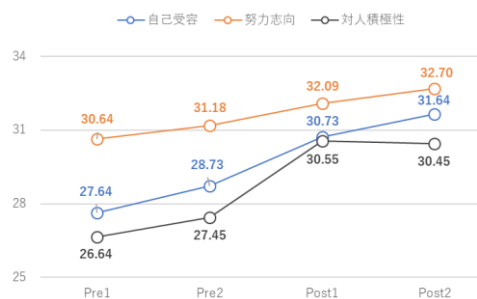


図3-2 自己肯定感の変容

(2) 特色あるプログラム事業の実施

機構では、地域の教育的課題に対応したプログラムを推進するため、地域の実情や青少年を取り巻く現状と課題から教育テーマを設定し、地域に貢献するプログラム開発を全ての地方教育施設で行っている。令和3年度は教育テーマに基づいた事業を25地方教育施設で実施した (中央・淡路は新型コロナウイルス感染症の拡大により中止)。

表3-3 各施設の教育テーマ一覧

No	施設	教育テーマ
1	大雪	SDG sを踏まえた環境教育の充実
2	岩手山	「自助」と「共助」の心を育む防災教育の充実
3	磐梯	基本的な生活習慣の醸成～「食育」と「運動習慣づくり」からのアプローチ～
4	赤城	赤城山を活用した教科体験学習
5	能登	国際理解
6	乗鞍	自然と語り、新しい自分に出会う (※自然とは、ネイチャーとありのままの自分)

7	中央	SDG s への理解を深め、新しい社会の担い手となる教育の推進
8	淡路	国生みの島で学ぼう防災・減災
9	三瓶	自己を見つめ、他者とつながる人間力の育成
10	江田島	海洋環境に視点を置いた環境教育の充実
11	大洲	やり抜く力の育成
12	阿蘇	阿蘇は生きている～ジオパークの視点でとらえる阿蘇の自然と文化～
13	沖縄	海洋体験を通じたよりよい環境の創造 (ESD 事業)
14	日高	安全教育(防災)
15	花山	ジオパークから学ぶ大地のつながり・豊かな恵み
16	那須甲子	障がいのある子供たちが「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進
17	信州高遠	環境教育の推進(ESD の視点で捉え直した自然体験活動)
18	妙高	森林環境学習「みどりの学習」
19	立山	川の環境学習(流れる水の働きと治水)
20	若狭湾	海の環境教育
21	曾爾	ススキの大草原から学ぶ「森林環境教育」
22	吉備	「郷土岡山を大切に作る心」の育成
23	山口徳地	森林学習
24	室戸	自然科学
25	夜須高原	夜須高原の里地里山「地域の文化」体験を通じた ESD
26	諫早	体験活動を通じた相互理解
27	大隅	海の環境学習

【取組事例】そに森の子キャンプ（曾爾）

曾爾では、「ススキの大草原から学ぶ森林環境教育」をテーマに曾爾の豊かな森林環境を舞台にプログラムを行い、森林での体験やススキや森林の学習を通して、森林の機能など持続可能な仕組や森林の恵みを享受して生きる人々の暮らしについて理解するプログラムを開発している。

今年度は小学校低学年 90 名を対象に三重森林インストラクター会と連携し、1泊2日で4回実施した。参加者が主体的に自分の意志で遊びをつくる「森の自由遊び」を中心に、基地づくりやクラブト、

焚火などのきっかけづくりとしていくつかの選択肢を提示した後、遊びを広げ、だんだんと豊かな発想で活動が派生し、木登りや穴掘り、シーソーづくりなどに発展していった。

参加者にキャンプの前後で絵を描いてもらい、その違いについて比較したところ、事前に描いた絵本の世界から、体験をしたことによって、木の根っこ、枝の付き方、色違いなど、印象がより色濃くなっているなど、キャンプ中の体験の量の多さが描かれている（図 3-3）。

保護者からは「とても生き生きしていた。帰りの車では『楽しすぎて帰るのが嫌』と言っていた。たくさん遊んで満ち足り

た娘を見て子供との遊び時間をもっと作りたいと思った」との感想が寄せられた。感想や描かれた絵を見ると、存分に自然を体験したことがうかがえる。

子供が主体的に考えて動き、スタッフも子供の意思を尊重することによって生まれる豊かな時間が森林環境教育では大切である。ここから森を大切に思い、守り育てる意思へと繋がってほしい。



図 3-3 事業前後での絵の比較

(3) 全国高校生体験活動顕彰制度「地域探究プログラム」に関連する事業

本制度は、平成 30 年度に設置した有識者による委員会にてプログラムや顕彰の在り方を検討し、「郷土や自然に愛着を持ち、新たな価値を創造する高校生の育成」を目的として令和 2 年度より本格的に実施している事業である。

取組を段階的に分けており、ステップ

1 「地域探究トライアル」では、探究の

手法を用いた学習の場となる「オリエンテーション合宿」及び地域での「実践活動」を行い、その学びと成果を実践活動報告書にまとめる。ステップ 2 「地域探究アワード」では体験活動を積極的に行った高校生を評価することを目的として実践活動報告書や口頭発表をもとに顕彰を行う。各地方での予選とな

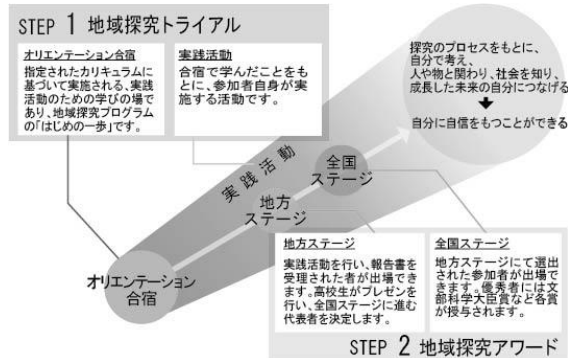


図 3-4 全国高校生体験活動顕彰制度 構成図

る「地方ステージ」と代表者が集う「全国ステージ」を実施することとしている（図 3-4 参照）。

令和 3 年度は、オリエンテーション合宿が 26 地方教育施設で実施（三瓶は新型コロナウイルス感染症の拡大により中止）され、623 人が合宿に参加した。合宿に参加した高校生は、その学びを活かして地域での実践活動に取り組み、最終的に 248 人が実践活動報告書を提出し、修了認定を受けた。地方ステージは 7 ブロックで開催し、177 人が参加した。地方ステージで代表となった 24 人が、センターを主会場としてオンライン形式で開催された全国ステージに参加し、最も優秀な発表には文部科学大臣賞が授与された。令和 4 年度以降は、より多くの高校生が参加できるよう高等学校との連携を進めていく。

【取組事例】オリエンテーション合宿の実施（能登）

能登では、高校生が地域づくりや地域の課題解決などに関する体験活動を通して、問題発見・解決能力を身に付け、新たな価値を創造する人材育成に資することを目的とし、石川県立宝達高等学校 2 学年 41 名を対象に、日帰り 3 日間でオリエンテーション合宿を実施した。

合宿カリキュラム内のフィールドワークでは、①世界農業遺産に認定されている能登の里山里海に生息する生物の多様性やそこに暮らす人々の文化・伝承・景観等についてその魅力や現状・課題を調べる「生物系コース」②羽咋市の獅子舞をはじめとする地域に受け継がれる伝統的な祭りや文化の継承における現状と課題を調べる「文科系コース」などに分かれ、地域の魅力や課題について発見・整理・分析を行いながら地域の置かれている現状や改善に向けての取組を考えた。

フィールドワークの振り返りでは、「イノシシの増加による米農家の減少や、宝達山整備のボランティアの減少など、人手不足が深刻化していることが分かった」、「獅子舞という文化は地域活性化につながり、地域の方との交流の場になる大切なものであり、コロナ禍でも祭りを伝承していくことがどんなに大切か分かった」などの声を聞くことができ、参加生徒にとって自身の探究活動を始める動機付けに非常に有効であった。合宿最後に実施したポスターセッションでは、「色々な人の意見を聞くことで今まで自分にはなかった視点で物事を考えることができ、普段の授業では学べない経験ができた」との感想が寄せられ合宿の満足度は 100%であった。参加校の教員からも「とても丁寧に指導してもらい、発表も予想以上の出来だった」と高評価であった。合宿後はそれぞれの生徒が実践活動に取り組み、実践活動報告書を作成し、37 名が地域探究トライアルの修了認定を受けた。

3. 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進

機構では、児童養護施設やひとり親家庭等子供の貧困に関わる支援、不登校、引きこもり、ネット依存、ADHD 等発達障害や身体障害など課題を抱える青少年を支援する事業を 62 事業*2 実施した。そのうち、異なる対象やテーマの体験活動事業を 14 地方教育施設で 40 事業実施した。

(1) 生活・自立支援キャンプ

困難な環境にある子供を対象にそれぞれのニーズに合わせた体験活動の充実を図るために、児童養護施設や母子生活支援施設等と連携した事業を、19 地方教育施設で 34 事業*2 実施し、881 人の参加者を得た。

【取組事例】信州高遠ぼっかばかキャンプ（信州高遠）

信州高遠では、ひとり親家庭の子供たちの生活習慣が整っていないという現状から、年齢・性別の異なる集団での生活を通して、基本的な生活習慣の確立を目指す事業を実施した。この事業は、長野県ひとり親家庭等福祉連合会と連携し、小学生・中学生 26 名を対象に 1 泊 2 日で実施した。

はじまりの会やオリエンテーションの中でも、キャンプで一番やらなければいけないことは自分のことは自分でやることを徹底することと、小学校高学年以上は、それに加え低学年の子の面倒を見ることを参加者に伝え、実践させた。また、ボランティアスタッフにも事前の打ち合わせでその旨を伝え、できる限り参加者の手伝いはせず、参加者に気付かせるよう働きかけを依頼し、少しでも基本的な生活習慣を確立できるように配慮した。その結果、1 泊 2 日という短い期間ではあったが、自分の荷物を整頓したり、トイレのスリッパを自発的に並べるようになったりと少しは向上が見られた。ボランティアからも、「いつも自分が気になって手を出してしまうような場面でも、子供が気付けるように声をかけることを意識した。特に宿泊棟の準備・片付けでは、1 日目の準備の際は、やってみようと思っただけ以上に時間がかかり大変だと感じた。2 日目の片付けの際にはコミュニケーションを取るようになりお互いを尊重する姿が見られ、良い変化が見られたことはとても良かったと思う」という感想が寄せられた。

(2) 課題を抱える青少年の支援や予防事業

課題を抱える子供を対象にそれぞれのニーズに合わせた支援事業や中1ギャップ等の特定の課題をテーマとした予防事業を28事業*2実施し1,072人の参加者を得た。

【取組事例】 スペシャルニーズプログラム開発プロジェクト（那須甲子）

那須甲子では、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える、全員参加型の社会（共生社会の形成）の実現に向けて第4期中期目標・計画期間に活動プログラムのユニバーサルデザイン化や教材・教具等の開発を行っている。

有識者（大学教授）や実践者（NPO 法人職員）で構成される「スペシャルニーズプログラム企画評価委員会」の指導・助言のもと、生徒の実態と学校の目的にあった活動プログラムの提案やコーディネートをし、障害のある生徒に対しての指導方法や合理的配慮事項についても検討を行い、特別支援学校に在籍する生徒8名を対象に日帰りを実施した。

内容としては、「那須甲子自然ふれあいラリー」と題した、課題解決型の散策と、散策時の課題で集めた木の実などを使った「クラフト制作」を実施した。「那須甲子自然ふれあいラリー」では、ポイントを多く設定せず、難易度の高くないものにして、対象者が手の感触や物を見つけるなど、五感を使って自然を感じるよう、「自然物を集める」「色を探してみる」などの活動を取り入れた。

「クラフト制作」では集めた自然物を使ってフォトフレームを制作し、自然に興味関心を持ってもらえるようストーリー性のあるプログラムを作った。また、個の活動だけでなく、学級単位で行う活動にも取り組みたいという学校の思いもあり、木の実や落ち葉を台紙に貼り付けて全員で一つのモノを作り上げる自然文字の活動を実施した。

クラフト制作では、自然物やシールを「めくる」「貼る」作業など、重度の障害がある生徒でも活動に参加することができるよう配慮した。

引率教員からは、「スタッフの支援で自然とのふれあいや制作活動など充実した時間を過ごすことができた」、「学校にスタッフが来て打合せをしてもらったので、情報が共有できたのがよかった」など、学校と教育施設の連携を密に行えたことも高評価の一因であったと考える。次年度も同様に連携を続けていく予定であり、中学部以外の学部（小学部・高等部）とも連携することで、一人ひとりの実態にあった合理的配慮とともに体験活動におけるバリアをなくしていきたい。

(3) その他（青少年の“自立する”力応援プロジェクト）

機構では、「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定）を受けて、平成26年度に「青少年の“自立する”力応援プロジェクト」を立ち上げ、子供の貧困対策に係る取組について、「生活・自立支援キャンプ」の実施、「子供ゆめ基金」による支援、「学生サポーター制度」の創設を行った。

① 生活・自立支援キャンプ（第3章（1）参照）

② 子どもゆめ基金による支援（第8章参照）

「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、経済的に困難な状況にある子供を対象とした活動について、通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費などの自己負担経費を特に助成の対象とすることで、参加者の負担が軽減されるよう平成27年度から措置を講じている。

令和3年度においては、109件（令和2年度127件、対前年度比18件減）の活動に支援し、普段の生活では行えない、登山やシュノーケルなどの自然体験活動を通して、自然の雄大さ、そこに生息する動植物について学んだり、仲間と協力する協調性や自分で考えて行動する自主性を育んだりする活動や児童園で生活をする子供たちと地域の方が野外炊事やクラフト体験などの交流体験を通して地域と子供たちの繋がりを醸成する活動などの取組を推進した。

③ 学生サポーター制度

本制度は、経済的に困難な状況にありながら高等教育機関において勉学に励む学生に、機構の実施する教育事業の支援及び補助や各教育施設の整備等を行うことに対する報酬を支給することにより、学生の生活及び自立の支援を図ることを目的として平成27年度から実施している。

令和3年度は22人の学生サポーターを教育施設に配置した（表3-4参照）。学生サポーターは、生活・自立支援キャンプをはじめとする各教育事業の運営補助や各教育施設の整備等の業務に携わっている。

募集に当たっては、全国社会福祉協議会や全国市長会、子供の未来を応援する首長連合に周知を依頼したほか、全国町村会が発行する「町村週報」への掲載を通して、全国の町村長にも周知した。

表 3-4 令和3年度学生サポーター配置状況

センター	赤城	江田島	阿蘇	日高	山口徳地	諫早	夜須高原	合計
12人	1人	4人	1人	1人	1人	1人	1人	22人

表 3-5 令和3年度学生サポーター在学機関

大学	短期大学	高等専門学校	専門学校	合計
21人	0人	0人	1人	22人

4. グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進

機構では、青少年の異文化理解の増進を図るため、国内外の関係機関・団体等と連携して、青少年、青少年教育指導者等の相互交流を行う事業、青少年の異文化理解を促進する体験型の交流事業を実施している。

令和3年度は、令和2年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う渡航制限及び入国に関する制限措置により、通常の実施形態での実施が困難なことから、関係機関との調整により、相互交流を行う事業を中止もしくは延期することとなった。一方、令和2年度にオンライン会議ツールを使用した事業実施の蓄積を踏まえ、令和3年度は21事業を実施し、参加者数は874人（日本人724人、外国人150人）であった。なお、日本人参加者の参加後のアンケートでは、「世界に貢献したい」、「外国の人との交流を通して自分の可能性を広げたい」、「交流した外国の人と将来も繋がりをもちたい」といった「外向き志向」を含むグローバル人材志向に関する質問に対し、92.6%から肯定的な回答を得ることができた。

(1) 海外の青少年及び青少年教育指導者等の交流事業

① 日独の青年及び青少年指導者の交流事業

日独の青年及び青少年指導者の交流事業は、日本とドイツの両国政府主催の事業であり、両国間の理解と親善を深め、青少年交流の発展を図るため、文部科学省の委託を受けて実施した。

令和3年度は、青少年指導者を対象とした「日独青少年指導者セミナー（テーマ：A1（若者を取り巻くメディア環境）、A2（子供と若者の貧困）」の2事業について、派遣と受入を一本化し、オンライン形式によりそれぞれ合同で実施した。また、勤労青年を対象とした「日独勤労青年交流事業（テーマ：男女ともに輝く働き方）」、ボランティア活動を行っている学生を対象とした「日独学生青年リーダー交流事業（テーマ：若者の社会参画）」の2事業について、派遣と受入ご

とにそれぞれオンライン形式で実施した。

【取組事例】日独勤労青年交流事業

本事業は、日独の行政機関や企業での実地体験等の研修を通して、日本とドイツの勤労青年の交流を促進することで、高い国際感覚を備えた青年を育成することを趣旨として実施している。

例年、ドイツへの日本団の実地派遣（15日間）及びドイツ団の受入（15日間）を実施していたが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、実地交流を中止することとなった。

そこで、日本・ドイツ双方の実施機関において、何らかの形で交流事業を継続するため検討を重ねた結果、オンライン会議ツールを使用した形で、「若者の活躍する社会」を共通テーマに計5日間実施し、日本団13名、ドイツ団12名が参加した。

プログラムは、実地交流の内容をベースに、まず、日独両国の有識者を講師に各国の労働環境の仕組や現状に関する講義を行った。また、企業訪問では、作業場見学の様子をライブ配信することで、実地交流に近い形で企業の取組を理解できるようにした。その後、グループディスカッションでは、両国団員が混合グループを構成し、自身の「ワーク・ライフ・バランスおよびキャリア形成」の現状と課題を共有するとともに、今後各々がどのような取組を行うことが必要かなどについて、活発な議論がなされた。さらに、事業終了後日本団参加者に対して、本事業での所感及び今後の展望を所属機関に報告する機会を設けるよう依頼し、所属機関の理解を得ながら自身のアクションプランを具体化できるよう留意した。

事業後の参加者アンケートでは、「オンライン会議ツールを使用することで長距離移動を要さなくなり、その手軽さによって自分が参加することができた」「幼い子供を持ちながらプログラムに参加できたことは良かった」「子育て世代にも参加しやすかったため、子育てとキャリア形成という、いつかは向き合う課題について考えを広げることができた」との声が上がった。

② アジア及びミクロネシア地域の青少年及び青少年指導者の交流事業

令和3年度は、日本と韓国の高校生の相互交流を通して、高い国際感覚を備えた青少年の育成を目的に実施する「日韓高校生交流事業」（文部科学省委託事業）及び、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、パラオ共和国との相互交流事業である「ミクロネシア諸島自然体験交流事業」の2事業について、派遣と受入を一本化し、オンライン形式によりそれぞれ合同で実施した。

また、韓国青少年活動振興院が主催となり、6月30日にオンライン形式で開催された「持続可能

な青少年国際交流活動発展フォーラム」にて、青少年教育研究センター職員2名が「日本における青少年の国際交流活動および発展方策」と題した事例発表を行うとともに、パネルディスカッションにパネリストとして登壇し、「日韓両国の青少年の国際交流活動の現状と発展方策」をテーマに討論した。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う渡航制限及び入国に関する制限措置により、通常の実施形態での実施が困難なことから、関係機関との調整により、日本、中国、韓国の3か国で巡回開催をしている「日中韓子供童話交流事業」については、令和4年度に延期することとなった。また、「アセアン加盟国中学生招聘交流事業」については中止することとなった。

【取組事例】 ミクロネシア諸島自然体験交流事業

本事業は、日本とミクロネシア諸島の国々の青少年が、相手国の文化を相互に学び、自国での生活や習慣について発信・議論することで、異文化理解の増進、グローバル社会に対応した高い国際感覚を備えた青少年の育成を趣旨として実施している。

例年、日本の子供たち（小学5年生～中学2年生）の派遣（11日間）及びミクロネシア諸島の子供たち（10歳～14歳）の受入（10日間）を実施していたが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、実地交流を中止することとなった。

そこで、例年本事業の一環でミクロネシア諸島の子供たちとの交流を行っている渋谷区立松濤中学校に協力を仰ぎ、在日ミクロネシア諸島各国大使館と何らかの形で交流事業を継続するため検討を重ねた結果、オンライン会議ツールを使用した形で、有志生徒による「After School」プログラム（日本側生徒22名・ミクロネシア諸島側生徒20名）と、授業時間中にクラス単位で交流する「In a Classroom」プログラム（日本側生徒87名、ミクロネシア諸島側生徒72名）の2つのプログラムに分け、9月と11月に計3日間実施した。このうち、「After School」プログラムでは、設定したテーマ（「私たちの住む町」「昔話」「伝統文化」）について各自が作成した短編動画を事前に送付し、交流当日に質問や意見交換ができるように準備した。当日は、事前に作成した動画をもとに双方から質問が活発に出されるなど、交流を深めることができた。

また、「In a Classroom」プログラムでは、「夏休みの過ごし方」をテーマに、両国生徒が事前に準備した動画や絵、写真を用いてそれぞれ発表し、その後の質疑応答の時間では、タブレットを用いて調べた写真を見せたり、柔道、剣道の動きを実演したりするなど、非言語のコミュニケーションも上手に織り交ぜながら交流することで、文化の違いに気付くことができた。

	<p>終了後、限られた環境下でのコミュニケーションではあったが、両国生徒からは、「言いたいことを英語ですらすら言えて自分でもびっくりした」、「初めて会ったのに友達のように話すことができ、時間が経つのがとても早く感じた」、「遠く離れ、異なる文化圏に暮らしている日本の皆さんと友達になれてとても嬉しかった」との声が上がった。</p> <p>(2) 国内での国際交流事業</p> <p>各地方教育施設では、国内での国際交流活動を充実させることを目的として、小学生を対象に令和2年度に実施した「国際化推進事業～イングリッシュキャンプ～」の取組を参考として、令和3年度は8施設（磐梯、能登、中央、阿蘇、曽爾、吉備、室戸、諫早）において、教育委員会、国際的な機関、民間会社等と連携し、英語による体験活動や異文化理解のための活動等の独自の事業を実施した。</p>		
--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	青少年教育指導者等の養成及び資質の向上		
業務に関連する政策・施策	政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進 政策目標1-5 家庭・地域の教育力の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立青少年教育振興機構法第3条
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」（我が国の青少年教育施策を具体化していくためにも、青少年教育指導者の養成は重要な事業の一つである。全国にある国公立青少年教育施設・民間団体等の職員に対する指導力の向上は、青少年教育のナショナルセンターである機構として重点的に取り組むべき事項である。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビュー番号 0049

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期 目標期間 最終年度 値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
青少年教育指導者等養成・研修事業参加者満足度	通年 80%以上	—	【目標】 80% 【実績】 91.2% 【達成率】 114%	—	—	—	—	予算額（千円）	734,252	—	—	—	—

研修後の実務 に対する有効 度 【自然体験指 導者研修・安 全管理研修・ 教員免許状更 新講習】	有効度 70% 以上	—	【目標】 70% 【実績】 95% 【達成率】 135.7%	—	—	—	—	決算額（千円）	708,786	—	—	—	—
絵本専門士養 成人数	中期目標期 間中に 250 人以上	—	【目標】 50 人以上 【実績】 70 人 【達成率】 140%	—	—	—	—	経常費用（千円）	644,494	—	—	—	—
絵本専門士活 動実績	毎 年 度 5,265 回 以 上	—	【目標】 5,265 回以上 【実績】 8,458 回 【達成率】 160.6%	—	—	—	—	経常利益（千円）	▲64,711	—	—	—	—
ボランティア 養成人数	中期目標期 間中に延べ 5,685 人 以 上	—	【目標】 1,137 人以上 【実績】 1,292 人 【達成率】 113.6%	—	—	—	—	行政サービス実 施コスト（千円）	—	—	—	—	—
ボランティア	中期目標期	—	【目標】	—	—	—	—	行政コスト（千	946,415	—	—	—	—

活動実績	間中に延べ 20,332 回以上		3,253 回以上 【実績】 4,505 回 【達成率】 138.5%						円)					
									従事人員数	306				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等		自己評価	評定 A
<p><主な定量的指標></p> <p>【青少年教育指導者等の養成及び資質の向上】</p> <p>・青少年教育指導者等を対象とする体系的な養成・研修事業を実施し、平均80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得たか。</p> <p>【青少年教育指導者等の研修事業の推進】</p> <p>・自然体験活動指導者養成事業、体験活動安全管理研修事業、教員免許状更新講習等を実施し、抽出調査により研修後の実務に対する有効度が</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、質の高い指導者を養成することが必要不可欠であることから、青少年教育指導者等の養成及び資質の向上に関する教育事業として、「①青少年教育指導者等の研修」、「②読書活動に関する専門的な指導者養成」、「③ボランティアの養成・研修」事業を実施した。</p> <p>また、「青少年教育指導者の養成及び資質の向上に関する事業」を137事業実施し、総参加者数は7,803人、参加者の満足度は91.2%であった。</p> <p>1. 青少年教育指導者等の研修事業の推進</p> <p>機構では、国公立の青少年教育施設職員、青少年教育団体の指導者等を対象に、官民共同の指導者認定制度である「自然体験活動指導者養成事業（NEAL）」や「教員免許状更新講習」、「体験活動安全管理研修」等を実施した。</p> <p>(1) 青少年教育指導者養成のための基礎的・専門的カリキュラムの開発</p>		<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するため、青少年教育指導者等の養成及び資質の向上に関する事業を137事業実施した。事業参加者に対してアンケート調査を行ったところ、全体の91.2%から「満足」の評価が得られ、年度計画に定める数値目標（80%）を11.4ポイント上回った。また、参加者に対する事後調査については、自然体験活動指導者養成事業（NEAL）の回答者から88.6%、体験活動安全管理研修及び教員免許状更新講習について</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。</p> <p>青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するため、青少年教育指導者等の要請及び資質の向上に関する教育事業として、「青少年教育指導者の養成及び資質の向上に関する事業」を137事業実施し、7,803人が参加し、参加者の満足度は91.2%を得ることができ、質の高い指導者を養成した。</p> <p>1. 青少年教育指導者等の研修事業の推進</p>

70%以上であったか。

【読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進】

- ・絵本専門士を50人以上養成し、養成後の活動実績が5,265回を超えたか。

【ボランティアの養成・研修の推進】

- ・ボランティアの養成・研修事業等を各施設で実施し、1,137人以上養成したか。また、ボランティア登録者の活動回数が3,253回以上となったか。

<その他の指標>

【青少年教育指導者等の研修事業の推進】

青少年教育指導者養成のための基礎的・専門的研修事業を中期目標期間内に実施できるようカリキュラムを検討したか。

<評価の視点>

—

機構では、青少年教育指導者の資質・能力の向上を図ることを目的に、国公立青少年教育施設職員、青少年教育団体等の指導者等を対象に、青少年教育指導者養成のための基礎的・専門的研修事業を中期目標期間内に実施できるようプロジェクトチームを設けた。

初年度となる令和3年度は、令和4年度の試行実施へ向け、青少年教育指導者養成に必要な人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面や学びと活動の循環に繋がるカリキュラムの検討を行った。新型コロナウイルス感染症の影響も鑑み、カリキュラムについては、

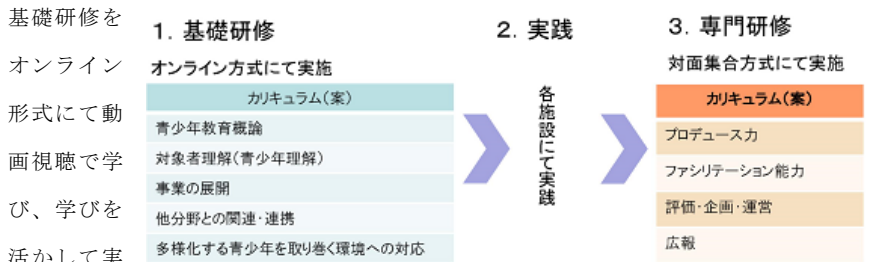


図 4-1 カリキュラム(案)

対面での研修を行う2段階研修の案を作成した(図4-1)。日本環境教育フォーラム理事長川嶋直氏より、「研修を行っても組織の空気や仕組は変わらない。施設の中で一人が研修を受けて感化されて帰ってきてでも施設全体を変えるのは難しい。自ら学び、育つ人材をつくるのが大切である。施設での研修の作り方を学ぶというのも良いのではないか」とのアドバイスを受け、プロジェクトチームでさらに検討を行っている。

また、基礎研修の科目を一部試行で作成し、プロジェクトメンバーにて視聴を行った。その結果、「講師が一方向的に話すよりも受講者がいて対話形式で録画する方が聞きやすい、レジュメやワークシートがあると良い、参考資料が共有ドライブに入っていたりリンク集があったりすると、その講義内容を自主的に深めていけるので良いのではないか」といった意見が寄せられた。

(2) 自然体験活動指導者養成事業 (NEAL)

機構では、官民共同で創設した自然体験活動に関する指導者養成事業を実施した。

指導者の種類は、専門的な知識や経験の程度により、①自然体験活動指導者(リーダー)、②自然体験活動上級指導者(インストラクター)、③自然体験活動総括指導者(コーディネ

は全ての回答者から研修後の活動に有用な知見が提供されたといった評価を得ており、数値目標(70%)を大幅に上回った。

絵本専門士の社会的認知・ニーズの高まりを踏まえ、「認定絵本士養成講座」は令和2年度の20機関から新たに13機関14学科増え計33機関34学科で実施することができた。

ボランティア養成・研修の推進では、計画の「1,137人以上」を上回る1,292人を養成した。法人ボランティアの活動回数は4,505回であり、数値目標(3,253回)を上回った。

これらのことから、年度計画の目標を大幅に上回る成果が得られたためA評定とした。

<課題と対応>

青少年教育指導者等の養成及び資質の向上については、自然体験活動だけではなく読書活動や生活・文化体験、社会体験など、体験活動や青少年教育に関して幅広い知見が必要である。また、安全管理やプログラム全体をコーディネートし評価できること

(1) 青少年教育指導者養成のための基礎的・専門的カリキュラムの開発

国公立青少年教育施設職員、青少年教育団体等の指導者等を対象に、資質・能力の向上を図ることを目的に、プロジェクトチームを設け検討を行った。

(2) 自然体験活動指導者養成事業 (NEAL)

官民共同で創設自然体験活動に関する指導者養成事業を実施し、参加者の88.6%から研修後の活動に有用な知見が提供されたと回答した。

(3) 体験活動安全管理講習

青少年の体験活動に携わる指導者等の安全管理意識・能力、指導力及び救助技術の向上を目的として、「山編」「海編」を実施し、参加した全施設の職員が、知見を活かし、自施設の安全管理マニュアルを見直す等行うことで、青少年の安全・安心な体験活動の提供に寄与した。

2. 読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進

(1) 絵本専門士

令和3年度(第8期)絵本専門士養成講座では、さらなる読書活動の推進に寄与するため、今年度も定員70名が受講・養成を行った。また、1,027人(倍

	<p>ネーター)の3資格があり、「青少年教育における体験活動」など、概論(計67.5時間)、演習(計67.5時間)から成る養成カリキュラムを受講し、段階的に修了する。</p> <p>令和3年度は、リーダー養成事業を15地方教育施設で実施し、207人を養成した。このほか、インストラクター養成事業を5地方教育施設(日高、赤城、若狭湾、淡路、大隅)で実施し46人、コーディネーター養成事業を1地方教育施設(岩手山)で実施し5人、計258人(対前年度比93人減)を養成した。なお、リーダーからコーディネーターまで全て終了した者を対象とした主任講師(講習管理者)講習会を令和3年度は4人輩出した。</p> <p>令和3年度に前述①～③の各資格における養成事業を受講した参加者を対象として、事業終了後にモニター調査を実施したところ、88.6%の参加者から研修後の活動に有用な知見が提供されたとの回答があった。</p> <p>リーダー受講者では、「親子を対象とした事業を担当した際に、“対象者理解”で学んだ発達段階に合わせた対応の仕方を活かし、適切にコミュニケーションを取ることができた」、インストラクター受講者では、「事業全体の目的やプログラムの組立を考える上で、地域性や時期、さらに参加者に沿った活動を選択し、組み立てることの大切さを学んだことで、参加者へより充実した体験活動を提供することができた」、コーディネーター受講者では、「社会性、認識、身体をもとに見立てを行い、支援の方針を定めていくというのがあったが、個人を深掘りしていく際のポイントを再認識することができ、福祉現場で働く自分にとって類似している場面が多いと感じ、以前より深く捉えることができ、様々な場面で活かすことができた」といった回答があり、資格が上がるにつれ、自然体験活動指導者としてより広い視野で全体を捉えられていることがうかがえた。</p> <p>(3) 体験活動安全管理講習</p> <p>青少年の体験活動に携わる指導者等の安全管理意識・能力、指導力及び救助技術の向上を目的として、「山編」(参加者30人)及び「水辺編」(参加者20人)を大隅青少年自然の家で実施した。例年は公立・民間施設の職員にも広く参加募集を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に続き、令和3年度も当機構の職員のみを対象とした。また、「山編」「水辺編」を合同で実施することにより、安全管理に対する共通認識や改善計画を策定することができた。</p>	<p>が必要である。青少年教育指導者として体系的な資質の向上のために、基礎的・専門的研修を充実させていく。</p>	<p>率14.7倍)からの応募があり、選抜された70名の受講生が所定の受講を終え、全員が絵本専門士として認定され、年度計画の50人以上を上回る受講者を養成した。</p> <p>(2) 認定絵本土</p> <p>大学で絵本に関する知識を習得させる認定絵本土養成講座については、令和2年度の20機関から新たに13機関を加え、令和3年度は計33機関34学科で実施されるなど、今後のさらなる普及が期待できる成果を上げている。</p> <p>3. ボランティアの養成・研修の推進</p> <p>(1) ボランティアの養成と活動状況</p> <p>ボランティア養成・研修事業については、機構全施設において45事業実施し、年度計画で定める目標値(1,137人)の113.6%となる1,292人を養成した。また、ボランティアが活動に携わった回数は、年度計画で定める目標値(3,252回)の138.5%となる4,505回実施した。</p> <p>(2) 法人ボランティアの活動の推進</p> <p>法人ボランティアの社会参画を促すために、法人ボランティアの自主企画事業支援しており、20施設で39事業を実施し、法人ボランティアの活躍の場が広がっている。</p>
--	--	---	---

	<p>主な講習内容は、安全管理の基礎、事故事例の研究、事故時の法的責任、体験活動における指導や安全管理の実際（登山実習、カヌー・スノーケリング実習、ファーストエイド実習、救助実習）、本研修後の安全管理改善計画及び危機管理マニュアル（設備・備品の確認及び利用者の安全確保等）の確認などを行った。</p> <p>研修終了後に追跡調査を実施したところ、全ての参加者が各施設での会議やボランティア研修等で講座内容の共有を図ったり、安全管理マニュアルを見直したり、実際の指導に活かすなど様々な機会において講習で得た知見を活かしていることが分かった。</p> <p>具体的には、「自分が担当した事業をもとに課題に気付くことができた。また、組織としてどのような安全管理体制をどのように構築していけばよいかを学ぶことができたため、計画シートをもとに整理し、職員間で研修・共有を図ることができた」、「安全管理における年間計画の作成・研修を実施し、計画的・段階的に組織のリスクマネジメントを向上させていきたい」というような回答があった。</p> <p>(4) 教員免許状更新講習</p> <p>平成 19 年 6 月の教育職員免許法の改正により、全教諭は「必修領域 6 時間・選択必修領域 6 時間」、「選択領域 18 時間」を合わせた 30 時間の講習を受講することとされている。また、学習指導要領では体験活動の必要性が随所に記載されている。</p> <p>令和 3 年度は、18 地方教育施設において 31 講座、682 人が受講、修了した。事業終了後に当該事業の参加者に対してモニター調査を実施したところ、全ての参加者から研修後の活動に有用な知見が提供されたとの回答があった。具体的には、「講義で教わったアイズブレイクを学級で実践することができた。外国籍児童や特別支援学級在籍児童も含めて温かい雰囲気と一緒に楽しむことができた。学級づくりに多いに役立っていると感じる」、「日頃の生徒との関わりの中での声のかけ方や言葉遣いなどのポイントを学び、生徒との関係が良好になったと感じる。また、安全管理について教員間での共有を図ったことで、全体の意識が高まり、宿泊行事等での安全管理に大いに役立った」といった回答があった。</p> <p>2. 読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進</p> <p>地域における読書活動の推進を図るため、絵本に関する専門的知識や実践力等を有する地域の指導者を養成するための絵本専門士養成講座を実施した。</p>		<p>(3) 法人ボランティアの表彰制度</p> <p>学生による法人ボランティアの活動を奨励し推進するため「法人ボランティア表彰制度」を実施し、令和 3 年度は 59 人を表彰し、学生の活動をたたえる機会を作ることで青少年の学びにつながる活動を行った。</p> <p><今後の課題></p> <p>引き続き、養成した指導者等が地域や現場でどのような活動を行っているか把握するとともに、地域や現場のニーズを踏まえて必要に応じて事業内容の見直し・改善を図ることにより、指導者等のさらなる資質向上につなげていきたい</p> <p><その他事項></p> <p>(有識者からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ LGBTQ など多様な価値観や生き方を踏まえた指導者・職員研修の取組を行っていただきたい。 ・ 青少年教育指導者養成のための研修では、オンラインでの基礎研修と施設での専門研修を組み合わせた職員研修を実施しており、効果的、効率的な専門職員の資質向上が期待できる。引き続き取組を工夫していただきたい。
--	--	--	--

(1) 絵本専門士養成事業

絵本に関する専門家として地域における読書活動を推進するため、平成 26 年度より絵本専門士養成講座を開設している。本講座は「知識を深める」「技能を高める」「感性を磨く」の3分野、30 コマ (50.5 時間) で、絵本学者、絵本作家及び編集者等による絵本の歴史や概論をはじめ、読み聞かせの技術や手法、絵本作家が物語に込めた意図やその背景を踏まえて編集作業に取り組む活動を紹介する講義など、多種多様な講座内容で構成した。

令和 3 年度 (第 8 期養成講座) は、応募総数 1,027 人の中から実務経験などをもとに審査し選考された 70 人が計 5 回 (10 日間) の講座を受講し、70 人が令和 4 年 5 月に絵本専門士として認定される予定である。絵本専門士として認定された第 1 期生から第 7 期生 425 人に対して、認定後の活動状況を追跡調査した結果、個人や所属団体での読み聞かせ会やおはなし会等を行った数は 8,361 件、メディア出演や掲載等を行った数は 97 件、計 8,458 件の活動を行っていることが分かった。

北海道の絵本専門士は士別市内の商店街や図書館、ボランティアサークルと協力し、親子で読み聞かせやクイズを提供しているお店を巡るスタンプラリーや絵本専門士による絵本ライブとワークショップ、北海道ブックシェアリングによる絵本のプレゼントを企画・実施した。絵本を楽しむ機会を提供し、地域に根差した読書推進活動を進めている。

また、絵本専門士の中には、地域ごとに集まり、絵本の読み聞かせ活動や絵本関連イベントの開催、絵本の書籍情報を提供する活動など団体を設立して、活動している者もいる。機構は、団体名に「絵本専門士」と称する場合には事前申請を要することとしており、現在、11 団体が活動している。令和 3 年度は、1 団体から「絵本専門士」の名称申請があり、年々広がりを見せている。

(2) 認定絵本士養成制度

絵本専門士養成講座への応募者が定員の 10 倍を超え社会的認知・ニーズが高まってきている状況を踏まえ、多くの人々が学ぶ機会を創出し、現在よりも多くの指導者を養成するため、絵本専門士養成講座のカリキュラムを全国各地の大学・短期大学・専門学校で学ぶことができる「認定絵本士養成制度」を令和元年度から本格的に実施している。

令和3年度は、前年度から継続の20機関のほか、新たに13機関14学科を加え、計33機関34学科が実施した。その結果、令和3年度には認定絵本士養成講座に関する全科目の単位を取得した555名の認定絵本士が誕生した。認定絵本士は、3年間の絵本に関わる実務や活動、絵本専門士としての資質・能力を図る審査を通過することにより、絵本専門士に認定されることが可能となる。

さらに、令和4年度には上記の33機関34学科のほか、8機関から認定絵本士養成講座の申請があり絵本専門士委員会にて承認されたことから、計41機関42学科で実施することになっている。

また、令和2年度から実施している筑紫女学園大学では、認定絵本士を取得した学生が講座で学んだことを生かし、構成から作成まで自分たちの手で絵本を制作し、「めいちゃんのおさんぼ」「うんどうかいのひみつ」「うみのおくりもの」の3種類の絵本を大学に寄贈した。

3. ボランティアの養成・研修の推進

(1) ボランティアの養成と活動状況

機構では、「青少年理解」や「安全管理」等の講義・実習を含む共通カリキュラムに準拠したボランティアの養成事業を、高校生や大学生などの青少年を中心に社会人も対象とし、全ての教育施設で実施している。養成事業を受講した参加者は、当機構でボランティアとして登録することができ（以下、「法人ボランティア」という。）、全ての教育施設の教育事業・研修支援等において運営・指導補助に携わっている。

教育施設で活躍する法人ボランティアの活動を一層推進するため、令和3年度はボランティア養成・研修事業を全ての教育施設で45事業実施し、参加者数は1,650人となった。なお、上記カリキュラムに基づく養成事業の参加者は1,292人であり、スキルアップ等の研修事業の参加者は358人であった。

また、法人ボランティアとして実際に活動に携わった回数は4,505回であった。

(2) 法人ボランティアの活動の推進

全ての教育施設のボランティア・コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）は、法人ボランティアの社会参画を促すために、法人ボランティア自身が主体とな

って企画・運営を行う自主企画事業を支援している。令和3年度は法人ボランティアの自主企画事業が20教育施設で39事業が実施された（対前年度比3事業増）。

【取組事例】 自主企画事業支援プロジェクト

教育施設のボランティア活動の発展と活力ある社会を構築できる若者の育成を目指し、法人ボランティアの自主企画事業実現のための支援を行う「自主企画事業支援プロジェクト」を実施した。

「自主企画事業支援プロジェクト」では、新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、18教育施設の法人ボランティアから応募があり、本部職員及び地方教育施設のコーディネーターが指導・助言を行うなどの支援を行った。花山では、「第2回 はなやま虹っこキャンプ～SIプロジェクト～」を法人ボランティア7名が企画・運営し、23名の小学生が参加した。本事業は子ども達にとって身近な課題となっているSDGsへの取組とICT社会への参画をテーマとし、ICTを活用してSDGsの各目標を調べ日常生活と繋げて自分ができることを考えるワークショップや、地図を読み解く力を養うためGoogleMapを活用した所内オリエンテーリングを実施し、社会の課題をより身近に感じながら、主体性や社会性を養えるよう工夫を行った。

企画に携わった法人ボランティアからは、「企画を進めるうえで、なぜこの活動をするのか、目的を明確にすることを大切にしたい。その上で、2日間の目的とした「主体性・社会性」を引き出せるようなプログラムとなるよう、各活動で目指す子供たちの姿を話し合い、声掛けの内容など、細かな点まで検討した。事業を終え、今できることとして、SNS等を活用してボランティアの魅力を継続的に発信し、自分たちの活動を振り返るとともに、他施設のボランティアへの刺激と学びに繋げるなど、普段の生活や、花山で活動しているボランティアの成長、ボランティアの魅力発信に活かしていきたいと思う」といった感想が寄せられた。

【取組事例】 ボラミックスキャンプ

全ての教育施設の法人ボランティアが一堂に会し、情報交換を通して交流を深め、各教育施設でのボランティア活動がより発展することを目的とした「ボラミックスキャンプ」を実施した。

	<p>事業実施に当たり、公募で集まった 11 施設 12 名の法人ボランティアにて企画運営委員会を組織し、約 4 か月間にわたって企画を行い、当日のプログラムも全て企画運営委員が進行しながら実施した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン形式での実施となったが、今後の法人ボランティア活動において積極的に活躍することが期待できる者を対象とし、25 教育施設より 49 名の法人ボランティアが参加した。</p> <p>上記の「自主企画事業支援プロジェクト」を活用して自主企画事業を実施した法人ボランティアが、自分たちの取組について工夫したことや学んだことなどを発表し合い、意見交換を行う機会を設けた。また、情報交換を通して得た学びや気づきを深めるため、企画の練習を行う時間を設け、企画をする上で検討すべき点や、活動プログラムを実施するうえでの工夫等を検討し、共有した。参加者からは「自分が所属する施設で自主企画事業を行う際、『やりたいことをやる』ではなく、マーケティングやポテンシャルの観点等も踏まえて、『ねらいを明確にし、企画していく』ことが大切だと気付いた」や「初めて企画をしたが、とても楽しかった。実際の企画もやってみたい」といった感想が寄せられた。</p> <p>(3) 法人ボランティアの表彰制度</p> <p>機構では、学生による法人ボランティアの活動を奨励し推進する「法人ボランティア表彰制度」を平成 26 年度から実施している。学生の法人ボランティアの活動は、学生にとってはリーダーシップやコミュニケーション力の育成に資するとともに、子供たちにとっては学生たちの活躍を目の当たりにすることで将来への憧れや励みに繋がっている。令和 3 年度はコロナ禍で教育事業が減少していた中で、他の模範となるような学生を対象に 59 人（対前年度比 11 人減）を表彰した。表彰の際は、推薦者である教育施設の所長が表彰者の所属大学に出向き、学長等に臨席してもらうとともに、地元新聞に記事を掲載してもらうなど、大学側にも機構のボランティア活動への理解を深めてもらう機会とした。</p>		
--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援		
業務に関連する政策・施策	政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進 政策目標1-5 家庭・地域の教育力の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立青少年教育振興機構法第3条
当該項目の重要度、困難度	困難度：「高」（授業時数の増加、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大、バス借料の高騰など社会情勢の急激な変化を背景とした集団宿泊活動の自粛傾向の中で、青少年人口の1割程度の利用実績を確保することは困難度が高い。また、利用者へ提供する活動プログラムの有効性についても、多様な利用者ニーズがある中で「有効」との評価を得ることは困難度が高い。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビュー番号 0049

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用団体評価 レポート意向 率	通年 73% 以上	—	【目標】 73%以上 【実績】 89.7% 【達成率】 122.8%	—	—	—	—	予算額（千円）	2,223,291	—	—	—	—
青少年人口に 対する利用者 比率	通年で 1 割以上	—	【目標】 通年で 1 割 以上	—	—	—	—	決算額（千円）	2,122,881	—	—	—	—

				【実績】 1,156,025 人 【達成率】 34.1%										
活動プログラム有効度	通年 80%以上	—	—	【目標】 80%以上 【実績】 89.2% 【達成率】 111.5%	—	—	—	—	経常費用（千円）	1,933,627	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	経常利益（千円）	▲215,086	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	行政コスト（千円）	2,847,836	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	従事人員数	194	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	B	
<p><主な定量的指標></p> <p>【青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均73%以上の利用団体から4段階評価の「最上位評価（リピート意向）」を得たか。 <p>【研修利用の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国28施設で青少年人口（0歳～29歳）の1割程度の利用実績を確保したか。 <p>【研修に対する支援の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動プログラムを利用した80%以上の青少年教育団体から活動プログラムがねらいに対して「有効」との評価を得られたか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>機構では、青少年及び青少年教育指導者等の利用団体が研修目的に応じた主体的で効果的な活動が行えるよう、様々な体験活動の場と機会及び情報を提供するとともに、教育効果の高い活動プログラムを提案するなど、相談及び学習指導等の研修支援を積極的に行った。</p> <p>そのほか、安全・安心な教育環境の整備に努めるなどにより、利用者サービスの向上に取り組んだ。その結果、89.7%の利用団体から4段階評価の「最上位評価（リピート意向）」を得られ、年度計画で定められた73%以上を達成することができた。</p> <p>1. 研修利用の充実</p> <p>青少年、青少年教育指導者等に対する研修のための利用を促進するため、全ての教育施設において「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、月次、四半期、年度ごとに分析し本部へ報告を行った。また、本部においては、各教育施設から寄せられた利用者獲得に繋がった広報の事例や利用者の満足度に繋がった事例をまとめ、全ての教育施設での情報共有に努めた。</p> <p>令和3年度の利用者数（教育事業による利用者を除く）は、1,292,417人であり、宿泊利用者数は555,592人、日帰り利用者数は736,825人であった。（第2章 表2-2 参照）</p> <p>このうち、青少年利用（青少年及び青少年教育指導者等の利用）は、1,156,025人となり、青少年人口の1割3,386,077人（「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」令和3年1月1日現在 総務省）の34.1%となった。</p> <p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、全国各地への「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の発令、その他各教育施設の所在する都道府県等からの要請等により、13教育施設で延べ860日間の休館を行った。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による利用団体側からのキャンセル等も合わせ、推定で11,515団体1,522,383人の利用が減少した。</p> <p>このような中でも、利用の促進に向けた広報活動等の工夫・充実、特別に支援が必要な青少年に配慮した受入を行うなど、可能な限りの取組を行った。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響が続く中において、感染防止対策を徹底した事業運営や施設利用のガイドラインを作成し青少年、青少年教育指導者等に対して、広く学習の機会、情報を提供するとともに、指導・助言等の教育的支援を行い、利用者の研修目的が達成されるよう努めた。また、コロナ禍でも利用者の確保及び体験活動の機会を減らさない取組として、全ての教育施設で行った感染防止対策の好事例をまとめた事例集を作成し公立や民間の青少年教育施設へ周知した。</p> <p>令和3年度における青少年利用者数は、年度計画に定める数値目標（青少年人口33,860,778人の1割程</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>青少年及び青少年教育指導者などの利用団体が研修目的に応じた主体的で効果的な活動が行えるよう、教育効果の高い活動プログラムを提案する等、相談及び学習指導などの研修支援を積極的に行うことで、年度計画の数値目標（73.0%）の122.9%となる89.7%の利用団体から、最上位評価（リピート意向）を得ることができた。</p> <p>1. 研修利用の充実</p>		

<その他の指標>

【研修利用の充実】

・広報活動等の工夫・充実に努めるとともに、特別に支援が必要な青少年の受入について配慮した対応を行ったか。

【研修に対する支援の推進】

・地方施設の利用者に対して、事前打ち合わせ等で青少年、青少年教育指導者等の研修目的達成への適切な指導・助言、プログラムの提供等の教育的支援を行ったか。

・外部研修指導員を活用できるよう留意した取組を行うほか、危険度の高い活動プログラムの改善や使用する設備や備品の管理、整理整頓などを日頃から行い、安全安心な施設づくりに取り組んだか。

<評価の視点>

—

表 5-1 利用状況（教育事業による利用者を除く）

区分	青少年利用		一般利用		合計		
	団体数	利用者数(人)	団体数	利用者数(人)	団体数	利用者数(人)	
宿 泊	令和3年度	5,167	535,364	445	20,228	5,612	555,592
	令和2年度	3,324	265,211	336	14,852	3,660	280,063
	増△減	1,843	270,153	109	5,376	1,952	275,529
日 帰 り	令和3年度	19,564	620,661	7,095	116,164	26,659	736,825
	令和2年度	15,051	348,894	6,753	101,849	21,804	450,743
	増△減	4,513	271,767	342	14,315	4,855	286,082
合 計	令和3年度	24,731	1,156,025	7,540	136,392	32,271	1,292,417
	令和2年度	18,375	614,105	7,089	116,701	25,464	730,806
	増△減	6,356	541,920	451	19,691	6,807	561,611

(注1)「青少年利用」とは、青少年及び青少年教育指導者等の研修利用である。
 (注2)「一般利用」とは、青少年以外のグループや団体等の一般の研修利用である。

【取組事例】SNSを活用した広報活動の実施

岩手山では、認知度向上のために複数のSNSにて情報発信を行ってきた。その際、各SNSの特性（主な掲載内容（動画・写真・文章）や閲覧者の世代など）を分析し、効果的に施設の認知度向上を図れるよう、それぞれのSNSの特性に応じた内容を掲載している。また、施設を知らない人たちの目に触れる機会が増えるよう外部機関（滝沢市企画政策課など）と連携した掲載等を行った。この取組により、4月から8月にかけて、Instagramでは、フォロワー数が140から300に増加し、YouTubeでは、チャンネル登録者数が32から111へ増加した。

【取組事例】研修支援プラットフォームの作成・運用

本部では、各教育施設の好事例などの研修の支援に関する情報の一元管理・共有等を行うことを目的として、研修支援プラットフォームを作成し、令和3年10月より運用している。これまでも、職員共通ポータルサイトやメールなどを活用した情報共有は行っていたものの、過去の情報を検索するのが困難であったり、数値目標の達成状況など必要な情報が十分に共有できていないなどの課題があった。このプラットフォームを中心に、好事例の共有、リアルタイムでの数値目標の達成状況の把握、施設間の意見交換などを行うことで、より良い研修支援に向けた職員の意識醸成にも繋がることを期待できる。

【取組事例】出前指導の強化

多くの地方教育施設においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設を利用できなくなった利用団体に対し、職員が団体側に出向いて各種活動プログラムを提供する「出前指導」を実施し、体験活動の機会を少しでも多く提供できるよう取り組んだ。
 諫早では、「出張！諫早自然の家」と題し、施設を利用できなかった11団体405名に対し、出前指導を実施し、イニシアティブゲームや防災プログラム等の提供を行った。利用団体からは「新型コロナウイルス感染症拡大に伴い子供たちの活動が制限されている中で、子供たちに仲間づくりのきっかけを作ることができた」、「普段発言の少ない子供が積極的に話していることに驚き、一人一人の子供たちの見方が変わった」といった感想が寄せられたほか、令和4年度の利用予約にも繋がっている。

度の利用者確保）に対して、緊急事態宣言の発令やその他都道府県からの要請などによる受入停止の措置を取るなどしたため、1,156,025人となった。

年度計画に定める数値目標（利用団体から73%以上の「リピート意向」の評価を得る）については、89.7%と達成することができた。

また、教科等に関連づけた体験活動プログラムの実施や学習指導案の作成、高等学校における総合的な探究の時間と連動させた全国

高校生体験活動顕彰制度の本格実施など、利用者の増加に向けた中・長期的な取組を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい中でも、安全安心な施設運営を実施し、感染防止対策の事例集を作成するなどの普及啓発を行ったため、B評定とした。

<課題と対応>
 研修利用の充実において、

施設を安全・安心に利用してもらえるように全国の施設で実施している感染防止対策事例集を作成し、それを基に説明や広報を行うことで利用者の不安を減らし、年度計画で定めている青少年人口の1割の人数には至らなかったが、前年度より541,920人多い1,156,025人の青少年が利用し、青少年の体験活動の場や機械の提供に寄与した。

<今後の課題>

新型コロナウイルス感染症の影響によって青少年の体験活動の機会の減少や格差が課題となっていることを踏まえ、体験活動の重要性及び青少年教育施設における集団宿泊体験等の有用性はもとより、機構で実施している感染症対策について社会に広くアピールし、安全・安心な施設の利用促

	<p>【取組事例】 キャンセルで空きが出た施設の効率的利用 中央では、夏期に新型コロナウイルス感染症の影響によるキャンセルが相次いだ。そこで、常設テントを活用し、家族向けの「夏休み宿泊プラン」を企画したところ、14 家族（申込は 22 家族であったが、新型コロナウイルス感染症の影響によりキャンセルとなった）の利用があった。利用者からは「久しぶりに外出し、テントにも泊まれて周りを気にせずに楽しむことができた」といった感想が寄せられた。</p> <p>【取組事例】 特別支援に関する有識者を招いた職員研修の実施と各種対応 阿蘇、室戸、那須甲子では、特別に支援が必要な青少年に配慮した受入について、職員の知識・技能の向上を図るため、有識者を招いた職員研修を実施した。 阿蘇では、職員全員が様々な立場に置かれた人たちを理解し、誰一人取り残さない教育・体験活動の意識を持つことと、働きやすい職場づくりに繋げることを目的に、熊本県教育委員会と連携した「人権同和教育研修」と「特別支援教育研修」を実施した。共生社会の形成や障害の特性、合理的配慮などについて学ぶとともに、阿蘇として何ができるかなどを考えるグループワークを行った。</p> <p>2. 研修に対する支援の推進</p> <p>全ての教育施設では、利用団体がより良い研修を実施できるよう、職員が利用団体の指導者・引率者と実施する事前打ち合わせ等で、研修計画や活動プログラムに関する指導・助言を行っている。具体的には、利用団体の目的を把握し、目的達成に向けた各活動プログラムのねらいに則したプログラム提案などを行い、当日の利用に関しても、直接指導や間接指導等を通じて、活動プログラム等の教育的効果が高まるよう配慮している。</p> <p>(1) 教育的支援の工夫</p> <p>事前打ち合わせでは、利用団体の特性や目的を把握したうえで多様なプログラム提案を行った。また、利用当日においても適切な指導・助言等を行い、利用団体がより良い研修を実施できるよう努めている。</p> <p>【取組事例】 目的に応じたプログラム展開例の作成と実施（乗鞍）</p> <p>乗鞍では、研修団体と事前打ち合わせを実施する際に、団体のねらいや目的を充分把握したうえで活動プログラムの提案をしている。例えば、高山市の小学校 5 年生の宿泊体験学習においては、漸進的にグループが成熟（協調性などの向上）していく活動プログラムを提案して実施することができた。当該学校では、児童の人間関係が希薄でなかなか協力して活動することができない実態があったため、ねらいを「協力することの良さを実感し、自己有用感を高めることで、仲間と協力できる集団にする」としていた。そのため、2泊3日の中で、徐々に協力する仲間の範囲やレベルを上げながら、お互いの価値を認識できるように工夫した。初日は、自然散策に取り組み、個人でコース踏破をして達成感を得た。2日目は、野外炊事に学級の生活班の仲間と協力して取り組み、カレーを完成させた。3日目は、任意のグループを構成し、基地づくりに取り組んだ。子供たちは、どんな基地にするのか話し合い、作りながら工夫していくことで、協力することの大切さを実感して</p>	<p>全教育施設で青少年人口の 1 割程度の利用実績を確保することが求められているが、新型コロナウイルス感染症の影響は、今後もある程度続いていくものと考えられる。そうした中、感染防止対策事例集や共通広報資料を活用し、利用団体が施設を利用することで感じる感染などの不安を減らし、安全・安心に利用できるように引き続き取り組んでいき、日程変更やキャンセルで空きが出た場合に柔軟に対応し利用者の確保と体験の機会の拡充に取り組む。</p> <p>研修に対する支援の推進のためには、教育施設で提供している活動プログラムの質を向上させていくことが課題である。実践研究事業では体験活動の効果測定を行い、また、特色あるプログラム事業については、環境教育や ESD、防災などの教育テーマを定めプログラムの開発を行っている。教育事業において開発したプロ</p>	<p>進を図っていただいた。</p> <p>従来の利用者層はもとより、体験活動の機会が少ない層への体験活動の導入方策を検討し、体験活動の裾野を拡げるための実効性のある取組を行っていただきたい</p> <p><その他事項> (有識者からの意見) ・ナショナルセンターとして、新型コロナウイルス感染症に対する施設の安全性等の情報を引き続き発信し続けていただきたい。 ・感染防止対策事例集は、ナショナルセンターならではの取組である。家族キャンプ等コロナ禍でも可能な直接体験の取組について、優れた事例を水平展開することで利用者の確保に尽力いただきたい。</p>
--	---	---	---

	<p>いた。2泊3日という期間の中で、ストーリー性のある一連のプログラムを確立できた。</p> <p>(2) 学校教育との連携の強化</p> <p>① 教科等に関連付けた体験活動プログラムの実施</p> <p>学校教育との連携を強化するため、教科等に関連付けた体験活動プログラムの実施や新たなプログラムの開発等を図り、22施設において245校へプログラム提供を行った。</p> <p>【取組事例】赤城山を活用した教科等に関連付けた体験活動プログラムの開発（赤城）</p> <p>赤城では新たに、赤城山を活用した教科等に関連付けた体験活動プログラムの開発を進めている。令和3年度は、中学校の理科・国語・保健体育・美術・総合的な学習の時間に関連付けが可能となる体験活動プログラムを開発した。実際に保健体育における応急手当のプログラムを体験した生徒からは「自分では応急手当に関する知識はあると思っていたが、実際に体験してみるとうまくできないこともあり、今回の学習がためになった」という意見があり、同じ応急手当でも、屋内と屋外での環境の違いから、今回の体験が既習の知識をより深めるものとなったことがうかがえる。また、総合的な学習の時間として赤城山環境学習プログラムを体験した生徒からは「今回赤城山に行って、シラカンバとダケカンバという標高の違うところにある木が入り混じっているところを見ることができて面白かった。地藏岳山頂からカルデラである大沼を見下ろすこともでき、大きな大沼が噴火によってできたと知ることができた」という感想が寄せられた。事前に配付していたワークシートにて赤城山の植生や成り立ちを学習することにより活動当日の視点が明確になり、深い学びに繋がっていることがうかがえる。</p> <p>こうした、一つのフィールドを活用した複数教科と関連付けた体験活動プログラムの開発は、学校教員の負担軽減に繋がるとともに、他施設のモデルとなる。</p> <p>② 小中学校の集団宿泊体験活動に関する効果の把握</p> <p>学習指導要領における「遠足・集団宿泊の行事」において各教育施設を利用した小中学校に対し、その効果を把握するためのアンケート調査を試行実施した。その結果、回答があった1,422校のうち、1,421校(99.9%)から協調性、協働性、規範意識などの項目に効果があったとの回答が得られた。今後は児童生徒本人の変容を測るなど、より具体的に集団宿泊体験活動に関する効果を把握できるよう検討する。</p>	<p>グラムを研修支援と連動させ、活動プログラムの質を向上させていくとともに、利用団体の目的に合わせた指導・助言、プログラム提案を行っていく。</p>	
--	---	---	--

	<p>(3) プログラム開発及び改善</p> <p>地域の実情を踏まえた体験活動事業を含む教育事業などを実施することにより、「主体的・対話的で深い学び」の視点からプログラム開発及び改善を進めている（取組事例は第3章2（2）【取組事例】そに森の子キャンプ（曾爾）参照）。その結果、青少年団体からの活動プログラムのねらいに対する「有効」という評価は89.2%を得られ、年度計画で定められた80%以上を達成することができた。</p> <p>(4) 外部研修指導員の活用</p> <p>全ての地方教育施設においては、研修に対する支援を推進するため、各種活動プログラムに関して専門的な知識や技能を有した外部研修指導員を活用している。令和3年度は、24施設において、491名が指導員として登録されており、延べ1,955名が団体に対する指導を行った。</p> <p>(5) 安全安心な施設づくり</p> <p>全ての地方教育施設においては、危険度の高い活動プログラムにおける安全対策マニュアルを作成・更新するとともに、安全管理に関する研修を実施する（詳細は4章1（3）参照）などの取組を行っている。令和3年度からは全ての地方教育施設に安全管理担当者を2名配置し、事業や活動プログラムにおける安全管理に取り組んでいる。安全管理担当者は安全管理研修に参加した後、各施設における安全管理改善計画と安全管理研修・活動備品整備計画を策定し、施設において確実に研修の実施及び日常の点検業務等の充実を図っている。</p> <p>(6) その他研修に対する支援の推進に向けた取組</p> <p>全ての地方教育施設及び本部においては、前述の取組以外にも研修に対する支援の推進に向けた各種取組を実施している。</p> <p>【取組事例】新型コロナウイルス感染症に関連した各種取組の実施</p> <p>○ 感染防止対策を記載した共通広報資料及び感染防止対策事例集の作成（本部）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響が続く中で、各施設で取り組んできた感染防止対策等を取りまとめ、令和4年2月に共通広報資料及び事例集を作成した。共通広報資料については、各施設で実施している感染防止対策を広く周知することで利用団体が安心して施設利用ができることに繋がるため、今後広く活用をしていきたい。また、事例集については、各教育施設での取組について、利用の前後や利用中の生活・活動場面ごとに具体的な対</p>		
--	--	--	--

	<p>策をまとめ、公立施設や民間施設で参考としてもらえるよう、全国青少年教育施設所長会議に参加した施設へ送付した。これらの取組は、減少してしまった利用者や体験活動の機会を増加させていくに当たり重要である。</p> <p>○ 感染拡大期からの日程変更に伴う配慮</p> <p>通常であれば、4～10月頃にかけて利用団体が多くなるが、令和3年度については、特に7～9月末にかけて全国的な緊急事態宣言が発令されていたこともあり、利用をキャンセルせざるを得ない利用団体が多くあった。そのような状況の中で、各教育施設では、利用できなくなってしまった団体へ出前事業を実施する（再掲）などの対応のほか、感染収束期に利用できるよう日程の再調整を行うなどの配慮を実施した。</p> <p>大洲では、4・5月及び8・9月に施設利用を予定していた団体について、国や自治体からまん延防止等重点措置等が発令されたことで、施設利用の延期を希望する団体が増えた。そのため、10月以降に日程変更をまとめて調整し、64団体12,469名の学校団体に対して研修支援を提供できるようにした。</p> <p>妙高でも同様の日程変更により、11月の利用が増加した。本来であれば、冬に向けた施設整備が本格化し、気候の点からも活動が制限されてしまう11月ではあるが、オリエンテーリングの看板撤収を遅らせるなど施設整備の日程と内容を工夫しながら、11月でも満足してもらえる環境整備に努めた。</p>		
--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-4	青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進		
業務に関連する政策・施策	政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進 政策目標 1-5 家庭・地域の教育力の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立青少年教育振興機構法第3条
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビュー番号 0049

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全国規模の事業数	中期目標期間中に延べ30事業	—	【目標】 6事業 【実績】 6事業 【達成率】 100%	—	—	—	—	予算額（千円）	46,212	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	決算額（千円）	44,125	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	経常費用（千円）	40,191	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	経常利益（千円）	▲4,470	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	行政コスト（千円）	59,193	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	従事人員数	13	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	A	
<p><主な定量的指標> 青少年教育指導者等を対象にした全国規模の事業を6事業実施したか。</p> <p><その他の指標> —</p> <p><評価の視点> —</p>	<p><主要な業務実績> 機構では、昨今の目まぐるしく変化する青少年に関する諸課題について、青少年教育のナショナルセンターとして迅速かつ適切に対応するため、各関係機関・団体相互と連携し全国的な会議や研究集会を通して青少年教育の充実・発展を図っている。</p> <p>また、平成29年度に設置した民間企業等連携促進室を中心に、民間企業との連携を進めており、企業と連携した事業の実施や物品等の提供を受けている（第9章参照）。</p> <p>地方教育施設においても、地元の関係団体等と連携したフォーラム等の事業を実施している（「体験の風をおこそう」運動、「早寝早起き朝ごはん」国民運動の取組については第3章参照）。</p> <p>1. 関係機関・団体相互の連携促進</p> <p>(1) 青少年教育指導者等を対象にした全国規模の事業</p> <p>青少年に関する関係機関・団体相互の連携を促進するため、全国の青少年教育施設の職員や青少年の読書活動・相談業務に関わる担当者を対象に、フォーラムや集会等の事業を6事業実施（オンライン形式開催4事業を含む）し、参加者数は1,066人（47都道府県からの参加）であった。</p> <p>なお、感染症の感染拡大に伴い、当初予定していた1事業を中止した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの読書活動推進フォーラム（令和3年4月23日、参加者45人（感染症を考慮し東京都だけの参加）、YouTube当日視聴回数310回） ・全国青少年体験活動推進フォーラム（令和3年11月6日、参加者108人（15県の参加）） ・全国中学生・高校生防災会議【オンライン形式開催】（令和3年12月18日、27日、参加者102人（12都道府県の参加）） ・全国青少年相談研究集会【オンライン形式開催】（令和4年1月24日～31日、参加者598人（46都道府県からの参加）） ・全国青少年教育施設所長会議・施設研究集会【オンライン形式・対面開催】（令和4年2月17日、参加者132人（39都道府県の参加）） 	<p><評定と根拠> 評定：A 新型コロナウイルス感染症拡大のため1事業を中止したものの、オンライン会議ツールも活用することで6事業を実施し、全国47都道府県の青少年教育関係団体や青少年が参加した。 その結果、教育・観光・青少年教育関係団体等の関係者が情報交換や交流を行うことで、青少年の体験活動の推進を図るとともに、地域ミーティングや若手研修会など、団体や立場を超えた取組や繋がりを生み出し、青少年に関する関係機関・団体相互の連携を促進することができたため、A評定とした。</p> <p><課題と対応> 今後も、青少年教育のナショナルセンターとして青少年教育の発展・充実を図るため、青少年関係機関・団体相互の更なる連携促進の</p>	<p><評定に至った理由> 以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。 青少年に関する関係機関等の連携を促進するため、コロナ禍においても安全面を考慮の上、全国的な会議や研究集会等を実施し、度計画の数値目標（6事業）の100%となる6事業実施した。 集合開催が困難な全国規模の事業に関しては、オンラインを広く活用することで、全国47都道府県の青少年教育関係団体や青少年が参加した。 日高青少年自然の家において、教育・観光・施設の関係者を対象に、北海道アウトドアフォーラムを開催する等、地方施設においても、その地域</p>		

	<p>・第3回全国学生ボランティアフォーラム【オンライン形式開催】（令和4年3月5日～6日、81人（15都道府県の参加））</p> <p>・子供の未来応援フォーラム（令和4年2月26日、中止）</p> <p>【取組事例】全国中学生・高校生防災会議（本部）</p> <p>阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震や火山噴火、水害などが頻発している我が国において、これからの防災・減災の担い手である中学生・高校生を対象に、地域防災を担う「防災ジュニアリーダー」を育成することを目的に、平成30年度から「全国中学生・高校生防災会議」を実施し今年で4年目を迎えた。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、開催そのものが危ぶまれる中、災害は「いつ、どこで起こるか分からない」からこそ、このような状況下でも災害に備えることが大切であることから、令和2年度よりオンライン形式で開催している。令和3年度は昨年の課題を踏まえ、交流の場を創出し、グループワークを充実させるため各学校の防災・減災のアクションプランを作成することをメインプログラムに2日間の日程で実施し、過年度参加校のみならず、これまで参加したことがない学校にも幅広く声をかけ、12都府県20校102人（中学生：6人、高校生：75人、教員：21人）と多くの参加があった。</p> <p>参加した生徒たちは、普段から学校で防災について活動に取り組んでいるものの、事業参加にあたりプレ講義として事前に災害や防災についての講義動画を視聴した。講義動画の内容は災害に対する自助と共助に関することや防災ジュニアリーダーに求められることなどを設定し、参加者が事業当日に講師に質疑応答できる時間を設けることで知見を深め、アクションプランの作り方を学んだ。1週間後の2日目は、各グループへファシリテーターを配置し、オンライン形式であるものの、作成したアクションプランについて活発な意見交換が行われた。</p> <p>参加者からは「他校との意見交換の時間が多く取られており、同世代でも防災に関する意識の差が大きいことを思い知った。自分たちにもできる事があるという事を学び、今後に活かしていきたい」、「災害を経験したことのある学校の子は、『地域』との繋がりを大切にしていた。災害時には地域の人たちと協力する必要がある。災害が起きたその日に突然協力し合うより、普段から交流があった方が、災害時にもスムーズに協力し合えるという言葉に考えさせられた」などの声があった。</p> <p>さらに、今回作成したアクションプランを実際に学校で実施したとの報告もあり、更なる取組の充実を図りたい。</p>	<p>ため、青少年教育指導者等を対象にした全国規模の事業の充実に努めていく。</p> <p>また、地方教育施設における広域的な事業を通して、地域の各関係機関・団体相互の更なる連携を促進し、最新情報の共有や活発な意見交換を促すよう努めていく。</p>	<p>の青少年に関する関係者が一堂に会する機会を設定し、地域の関係団体の連携を促進した。</p> <p>民間企業との連携を促進するため、民間企業等連携促進室を中心に新たな連携に取り組み、株式会社モンベル、総合警備保障株式会社（ALSOK）と包括協定を締結した。（前年度包括協定締結数0件）</p> <p><今後の課題></p> <p>関係機関・団体との連携をさらに促進・強化することにより、青少年教育のナショナルセンターとして求められるニーズを把握するとともに、新たな業種との連携等、さらなる活性化を期待する。</p> <p>公立の青少年教育施設等との連携をさらに深化させるため、機構が実施した調査研究による成果やモデル事業・プログラムを全国の公立施設等で活用されるよう働きかけを強化させるとともに、その活用事例の収集等、客観的な効</p>
--	---	--	--

	<p>(2) 地方教育施設における広域的な事業</p> <p>【取組事例】北海道アウトドアフォーラム 2021 (日高)</p> <p>国立日高青少年自然の家を会場に、北海道の大自然を活動の場にする、教育・観光・施設等の関係者が一堂に会し、情報交換や交流を行うことで、青少年の体験活動の推進を図るとともに、地域ミーティングや若手研修会など、団体や立場を超えた取組や繋がりを生み出し、北海道内の自然体験活動や野外教育活動の振興を目的に平成 27 年から「北海道アウトドアフォーラム」を実施し今年で 6 年目を迎えた。</p> <p>本事業は専門委員会を設置し、事業の企画、評価、成果の普及等について北海道教育大学、国土交通省北海道運輸局、北海道教育委員会、HOKKAIDO WILDS、ロゴスコーポレーション、どんころ野外学校、Hokkaido Great Adventure、登別自然活動支援組織モモンガくらぶと協働して取り組んでいる。</p> <p>近年は北海道胆振東部地震や新型コロナウイルス感染症という大きな「災害」を経験し、活動や事業を持続していく難しさを知ることとなった。様々な困難に正面から向き合い、これまでと異なる自然との付き合い方や楽しみ方の創造、経営の多角化など、業界の強みが一層明確になるとともに、地域との共助による社会への貢献など、アウトドア業界の可能性に広がりを見せた。</p> <p>こうした経験を踏まえ、「アウトドア」が「アウトドア業」として広く社会に認知されることを目指し、北海道のアウトドアが社会から求められていること、強みをさらに磨き上げること、そしてそれを活かして社会へ貢献できることを見つめ、行動に移していくきっかけの場としたいと考え、「北海道アウトドア業界の持続可能性を考える」を本年度のテーマとし、新型コロナウイルス感染防止策を徹底しながら 1 日目はオンライン配信、2～3 日目は現地参加型開催とハイブリッドで実施した。その結果、オンライン参加 36 人、現地参加 91 人と多くの参加があった。</p> <p>参加者からは「立場の違う視点での話を聞くことができ、自身の施設の在り方なども交えて考えることができ良かった」、「他国の先行例があり示唆に富む内容だった」、「オンラインで開催すると参加しやすいのでこれからもハイブリッドで開催してほしい」、「今まで繋がりの少なかった色々な業種の人とつながれて良かった」、「ベテランの事例やリスクマネジメントを聞いて参考になった」などの感想が得られ、フォーラムテーマにある「持続可能性」について、民間・地域・行政の分野から話してもらったことで、新たな発想や着眼点を得ることができ大変好評であった。</p>	<p>果の把握に取り組んでいただきたい。</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
--	--	--

	<p>(3) オープンイノベーションを見据えた民間企業等との連携促進</p> <p>子供・若者の貧困問題や定住外国人の子供の教育問題、新型コロナウイルス感染症の流行による孤独や孤立、自殺などの新たな課題に対応するため、「誰一人取り残すことなく、全ての子供たちに良質な体験を提供する」との考え方のもと、多様な人々や組織との協働によるオープンイノベーションを推進し、新たな事業や体験活動プログラムの開発等に取り組んだ。</p> <p>令和3年度は、複数の企業や教育機関等と意見交換を進めたが、このうち、株式会社モンベル、総合警備保障株式会社（ALSOK）と包括連携協定を締結し、次年度以降、様々な連携事業に取り組む予定である。</p>		
--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-5	青少年教育に関する調査研究		
業務に関連する政策・施策	政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進 政策目標1-5 家庭・地域の教育力の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立青少年教育振興機構法第3条
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」（青少年教育に関する調査研究成果の普及等は、公立青少年教育施設や民間団体等からも期待されているナショナルセンターとしての役割・機能であり、我が国の青少年に関する諸課題に対応するプログラムの根拠となる情報や、国民に対して青少年教育の効果を示すための重要な取組である。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビュー番号 0049

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全国規模な調査研究数	中期目標期間中に14調査	—	【目標】 2事業 【実績】 2事業 【達成率】 100%	—	—	—	—	予算額（千円）	200,251	—	—	—	—
学会や全国的な会議等での	中期目標期間中に	—	【目標】 —	—	—	—	—	決算額（千円）	191,206	—	—	—	—

発表	19回		【実績】 5回 【達成率】 —												
	—	—	—	—	—	—	—	経常費用（千円）	174,160	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	経常利益（千円）	▲19,371	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	行政コスト（千円）	256,503	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	従事人員数	8	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価		評価	A
<p><主な定量的指標></p> <p>【基礎的及び専門的な調査研究の計画的実施】</p> <p>・青少年の体験活動と意識に関する全国的な調査研究を中期目標期間中に14調査実施する。</p> <p>【調査研究成果の普及及び</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>機構では、我が国の青少年教育のナショナルセンターとしての役割を果たすため、青少年教育における体験活動の重要性や教育効果に関する調査研究を実施し、その研究成果を広く周知するため、報告書やパンフレット等に取りまとめて関係機関・団体等に配布している。また、調査結果の引用や個票データの二次利用等、広く調査研究成果の普及・活用に努めている。</p> <p>1. 基盤的調査研究及び課題別の調査研究の戦略的実施</p> <p>(1) 基盤的調査研究</p> <p>① 青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度調査）</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>令和3年度においては、目標として掲げた全ての基盤的・課題別の調査研究を長期的視点から戦略的に実施した。</p> <p>調査研究成果の普及及び活用については、9本の調査研究結果等を公表し、うち3本をプレスリリースし、成果の普及を図った。さらに、成果の普及体制構築の一つとし</p>		<p><評価に至った理由></p> <p>以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。</p> <p>令和3年度においては、全国的な調査研究を2件実施したことに加え、年度内で5回学会や全国的な会議等での調査研</p>	

<p>活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究の成果を普及するために、学会や全国的な会議等において中期目標期間中に19回発表する。 <p><その他の指標></p> <p>【基礎的及び専門的な調査研究の計画的実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「青少年の体験活動等に関する意識調査」の結果を公表したか。 ・日本、米国、中国、韓国の高校生の意識に関する比較調査を行い、日本の青少年の意識の特徴を分析したか。 ・子供の頃の読書活動の成果に関する調査研究の結果を公表したか。 ・子供の感受性の差を踏まえた自然体験活動の効果に関する調査研究を実施したか。 ・全国の青少年教育施設等の運営状況・事業内容等を把握する調査結果を踏まえ、報告書等をまとめたか。 	<p>機構では、青少年教育の充実を図るための基礎資料を得ることを目的として、平成18年度から青少年の自然体験、生活体験、生活習慣の実態や自立に関する意識等について3年に1度（平成28年度調査までは2年に1度）、全国規模の調査を実施している。</p> <p>令和2年2月から3月にかけて、全国の小学校（4～6年生）や中学校（2年生）、高等学校（2年生）の計900校の児童・生徒約14,000人と、小学生（1～6年生）の保護者約13,000人を対象とした調査を実施し、令和2年度は集計・分析を行った。</p> <p>調査の結果、自然体験や生活体験、文化芸術体験が豊富な子供、お手伝いを多く行っている子供は、探究力が身に付いている傾向にあることが明らかになった。</p> <p>なお、自然体験の多寡の推移については、約20年間で子供の自然体験は平成10年度と同程度に戻っているが、近年には一部の体験（「海や川で泳いだこと」「夜空いっぱい輝く星をゆっくり見たこと」など）にやや減少傾向が見られることが分かった。</p> <p>小学生の、調査年の1年前（平成31年）の4月から調査時点までに公的機関や民間団体等が行う自然体験活動に関する行事への参加率は50.0%であり、参加しない理由としては、「子供が関心を示さない」、「保護者などの時間的負担が大きい」ことが挙げられた。</p> <p>また、専門家による追加分析の結果、体験活動と心身の諸側面及び社会経済的背景との関連について新たな知見を得ることができた。</p> <p>これらの調査結果は、令和3年度、考察の執筆を依頼した外部有識者を招き、オンライン形式でプレスリリースを行い公表した。また、調査結果を研究者等が活用できるようにするため、個票データの二次利用申請を受け付けるとともに、本調査の結果を閲覧者が自由にクロス集計できる「集計結果web版」をホームページ上で公開した。</p> <p>② 日本、米国、中国、韓国の高校生の意識に関する比較調査</p> <p>機構では、日本の青少年の意識の特徴を把握することを目的として、4か国（日本、米国、中国、韓国）の青少年を対象とした調査を、毎年調査テーマを変えて実施している。</p>	<p>て、「高校生の社会参加に関する意識調査—日本・米国・中国・韓国との比較—」の結果について外部の有識者と考察する「青少年教育研究考察会議」を開催し、YouTubeチャンネルで配信した。</p> <p>報告書として取りまとめた調査研究の結果については、機構ホームページへの掲載、関係機関・団体等への配布、機構が実施する全国規模の会議や事業等での解説・紹介を行い、成果の普及を行ったほか、関係機関・団体が作成する広報誌に調査結果に関する記事を掲載することができた。また、3本の調査結果をプレスリリースしたことで、17件の新聞・インターネット等に引用・掲載されるなど、多数のメディアに取り上げられた。このほか、資料等への引用についても32件の報告を受けている。</p> <p>さらに、令和3年度は、新たにFacebookページを開設し、調査研究成果やオンラインイベントについての情報発信を行うとともに、引き続きYouTubeチャンネルを通じて調査結果の解説動画の配信や研究紀要の座談会のライブ配信を行い、より広く成果を普及することができた。</p> <p>上記のとおり、年度計画における全ての目標を達成したほか、有用な知見を得るとともにその成果の普及及び活用につなげる等初期の目標を上回る成果が得られたことから、A評定とした。</p>	<p>究に関する発表を行った。</p> <p>喫緊の課題である新型コロナウイルスに関する、「公立青少年教育施設の運営に関する現状調査」「国立青少年教育施設における小・中学校の集団宿泊的行事に関する調査」を報告書にまとめるなどして公表し、その成果が現場や学校行政に活用された。</p> <p>青少年教育施設で起きた事故や傷病の発生状況を把握・検証し、教育施設の安全管理の改善や安全対策の充実を図るため「青少年教育施設におけるけが・病気等の発生状況に関する調査研究」を実施し、安全・安心な教育環境を提供に努めた。</p> <p>「青少年の発達段階等に応じた体験カリキュラムに関する調査研究」においては、過去の研究成果を基に各年齢期で求められる体験やそれによって育まれる力を改めて検証し、それらを体系的に整理することを目的とし、令和2年度は、</p>
---	---	--	--

<p>・国立青少年教育施設で発生した傷病や事故の状況に関する調査結果を分析したか。</p> <p>【調査研究成果の普及及び活用】</p> <p>・調査研究成果の普及体制を検討したか。</p> <p>・体験活動の重要性等に関する調査結果をとりまとめたパンフレット等の作成・配布及びWeb掲載等を活用した調査結果の成果の普及に努めたか。</p> <p>・機構が実施した調査結果についてホームページ等を活用して広く提供するとともに、活用状況の把握に取り組んだか。</p> <p>・調査結果に関する記事を雑誌等へ積極的に掲載するほか、全国規模の会議等で調査結果の普及に努めたか。</p> <p>・国立の青少年教育施設や関係機関・団体、公立青少年教育施設等と青少年教育に関する実践・調査研究等</p>	<p>令和3年度は、日本、米国、中国、韓国の高校生約9,000人を対象に令和2年9月から令和3年2月までに実施した「高校生の社会参加に関する意識調査」の結果について集計・分析を行い公表した。</p> <p>調査の結果、日本の高校生は、他の三か国の高校生と比較し、趣味やアルバイトへの関心が高い一方で、政策への意見表明や地域の交流活動への関心が低いことが明らかになった。また、社会問題を自分の生活に関わるものとして捉えているが、政治や社会への参加意欲は低いことが明らかになった。</p> <p>これらの調査結果は、令和3年6月22日にプレスリリースを行い、新聞やWebサイトなど多数のメディアで取り上げられた。</p> <p>また、「コロナ禍を経験した高校生の生活と意識」をテーマに、令和3年9月から令和4年2月に日本、米国、中国、韓国の高校生約12,000人を対象に調査を行った。この調査結果は、令和4年度に報告書として取りまとめ、公表する予定である。</p> <p>③ 子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究</p> <p>機構では、青少年の読書活動に関する調査を、5年ごとに実施することとしている。</p> <p>令和2年度は、平成30年度に20代から60代の成人（合計5,000人）を対象に実施したWeb調査の分析を実施した。さらに、子供の頃の読書活動と認知機能との関連を明らかにするための調査を行い、子供の頃の読書量が多い人は、それ以外の人に比べて意識・非認知能力及び認知能力が高い傾向にあることや、小学校高学年の頃の興味・関心に合わせた読書経験が多い人ほど、小中高を通じた読書量が多い傾向にあることが示された。</p> <p>これらの調査結果は、令和元年度に速報版として公表した結果と合わせ、報告書にまとめた。この結果は令和3年8月11日にオンライン形式でプレスリリースを行い公表した。公表の結果、読売新聞（1面）やWebサイトなど、多数のメディアに取り上げられた。</p> <p>(2) 課題別の調査研究</p> <p>① 発達段階に応じた望ましい体験の在り方に関する調査研究</p>	<p><課題と対応></p> <p>調査研究によって明らかになった知見を広く一般に普及するため、分かりやすい調査概要資料の作成、調査データを引用したリーフレット等の作成、配布に加え、教育関係誌等への寄稿や機会を捉えたプレスリリース、調査研究報告書等のWeb掲載等、情報発信に取り組む。また、引き続きオンライン会議ツールを活用した成果の普及に努める。さらに、成果の普及によって得られるアウトカムの把握について、調査研究成果が青少年の体験活動の現場にどのような影響を与えているかなど、中・長期的な視点での検討を進めていく。</p> <p>また、これまで蓄積してきた調査研究事業成果を活用するとともに、教育施設との連携を深め、新たな青少年教育課題に対応する教育事業開発に資する知見を提供することを検討していく。</p> <p>さらに、現代の青少年教育の課題に対応した調査研究を今後も計画的に実施していく。今後は、企業や民間団体・研究機関、大学等の教育機関との連携を積極的に行い、多角的な視野での調査研究及び成果の普及について検討していく。</p>	<p>前年度に取りまとめた報告書（中間まとめ）を基に、社会を生き抜くために体験を通じて育成したい12の資質・能力、それらの成長を支える体験として20の体験をまとめたリーフレットを作成し、Web掲載や各教育施設を通じて普及・啓発を行った。</p> <p>調査結果を報告書にまとめ配布するだけでなく、YouTubeにて調査研究の内容解説動画を公開する等、新しい形での調査研究の普及に努めた。</p> <p>また、これらの調査研究が多数のメディアに取り上げられる等、成果の普及につながった。</p> <p><今後の課題></p> <p>引き続き、現代の青少年を取り巻く課題や国の施策との接続等を踏まえ、今後の青少年教育の振興に資する調査研究を実施していただきたい。</p> <p>調査研究による成果やデータを普及することによって得</p>
---	--	--	--

<p>の普及等連携を図ったか。</p> <p><評価の視点></p> <p>—</p>	<p>機構では、平成 21 年度から子供の頃の体験と大人になった現在の意識や資質能力との関係について研究を開始し、子供の頃の体験が育む力やその成果について検証を重ねてきた。本研究は、そうした過去の研究成果を基に各年齢期で求められる体験やそれによって育まれる力を改めて検証し、それらを体系的に整理することで、発達段階に応じた望ましい体験の在り方（体験カリキュラム）を明らかにすることを目的として、令和元年度まで調査研究を実施した。</p> <p>令和 3 年度は、これまでの研究成果をもとに令和 2 年度に作成したリーフレット「子どもの成長を支える 20 の体験」を増刷し、関係機関・団体等に配付した。さらに、全国青少年相談研究集会や全国こども体験フォーラム、子どもゆめ基金説明会（東京、大阪、三重、福岡会場）等において、リーフレットを用いて体験の重要性について普及啓発を行った。</p> <p>② 子供の感受性の差を踏まえた自然体験活動の効果に関する調査研究</p> <p>都市化による気候変動や環境問題の深刻化等が進む中、自然環境と向き合う意識を育むために自然体験活動を通じてその感性を涵養する必要性が指摘されている。本調査研究では、環境教育的視点を考慮し、感性の個人差が、自然体験活動の上記の効果にどのような影響を与えるかを探る調査を実施している。</p> <p>令和 3 年度も引き続き複数の教育施設（夜須高原（小学生 89 人）、淡路（幼児 17 人、小中学生 15 人））で調査を実施し、分析を行った。さらに、森のようちえん全国ネットワーク連盟と連携し、幼児 47 人を対象に 2 回の調査を行った。</p> <p>今回の結果を踏まえ、調査を再設計したうえで、各教育施設や他機関のフィールドで調査を実施し、報告書を作成する予定である。</p> <p>(3) その他の調査研究</p> <p>① 青少年教育関係施設基礎調査</p> <p>機構では、国公立の青少年教育施設の運営状況を把握するための調査を実施している。</p> <p>令和 2 年 10 月から令和 3 年 2 月にかけて、約 900 施設を対象に調査を実施した。また、本調査は「新型コロナウイルス感染症流行下における青少年教育施設の運営に関</p>		<p>られるアウトカムの把握について、取組を強化していただきたい。</p> <p><その他事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究結果の活用について、今後ますます「普及の視点」にも注力していただきたい。 ・多様な調査研究が実施されている。これらの結果を基に他の関係団体と連携して、より広く普及できるように工夫していただきたい。
---	---	--	---

	<p>する現状調査」の第2回として、感染予防対策や新たに始めた取組等についての項目を追加した。</p> <p>調査の結果、令和元年度と平成28年度を比較し、日帰り利用・宿泊利用のいずれも「減っている」と回答した施設が最も多かった。また、青少年教育施設に勤務する常勤職員のうち、女性職員が2割以下の施設と40歳未満の職員の割合が2割以下の施設はそれぞれ全体の約半数を占めていることが新たに明らかになった。これらの調査結果は、令和3年度に集計・分析し報告書として取りまとめた。</p> <p>② 国立青少年教育施設での勤務経験による資質能力の向上に関する調査研究</p> <p>本調査研究は、国立青少年教育施設に道府県等教育委員会から派遣される学校教員が減少傾向にあることを踏まえ、国立青少年教育施設における勤務により向上する資質能力等の有用性を示すデータを得ることを目的としている。</p> <p>令和2年度は、令和元年度の調査結果から明らかとなった「国立青少年教育施設に勤務することにより向上した資質能力」をもとに調査票を作成し、平成27年度から令和元年度の5年間に、教育委員会から国立青少年教育施設に派遣されて勤務した180人を対象にWeb調査を行い、153人の回答を得ることができた。</p> <p>令和3年度に分析を行った結果、教員に求められる資質能力(15分野47項目)の向上や、全体の約9割が教育施設での勤務に満足し、派遣後に勤務経験を通して得たことを学校現場等で発揮していることが明らかとなった。この結果は、報告書及びパンフレットを作成し、公表した。本調査によって得られた知見は、企画指導専門職等を派遣している教育委員会に提示するなど、各教育施設において活用されている。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症流行下における公立青少年教育施設の運営に関する現状調査</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行により、全国の青少年教育施設では受入停止や制限が行われた。こうした状況を受け、令和2年4月末から5月上旬にかけ、全国の公立青少年教育施設467施設を対象に、新型コロナウイルス感染症の流行による施設運営への影響について緊急調査を行った。</p>		
--	--	--	--

	<p>調査の結果、調査実施時点でほとんどの施設が利用者の受入を停止し、多くの利用者がキャンセルしたことが分かった。また、自己収入の減収額や、支援を必要としている施設の多くが経済的支援を要望していることも明らかとなった。</p> <p>本調査の結果については、機構ホームページに掲載するとともに、令和2年5月に実施した「第一回コロナ状況下の青少年教育を考えるオンラインフォーラム」において報告を行った。</p> <p>令和2年10月には、本調査の第2回として、「青少年教育関係施設基礎調査」の中で一部設問を追加し、施設で実施している感染予防対策、新たに始めた取組や、運営上の課題等の具体的な内容について調査を行った。調査の結果、9割以上の施設でソーシャルディスタンス等の基本的な対策が行われていることや、利用者の減少だけでなく、増加による新たな課題等が明らかになった。この結果は、令和2年度に実施した「第六回コロナ状況下の青少年教育を考えるオンラインフォーラム」において速報版を報告するとともに、令和3年度に公表した。</p> <p>④ 国立青少年教育施設における小・中学校の集団宿泊的行事に関する調査 —コロナ禍における安心安全に配慮した体験活動の在り方—</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、集団宿泊的行事が余儀なく中止・縮小されている。こうした状況を踏まえ、学校関係者が安心して集団宿泊的行事を実施できるよう、受け入れる教育施設等が安全管理体制を整え、有意義な体験活動の機会を提供できるようにするための基礎的情報を得ること、及び新型コロナウイルス感染症が流行下の子供のメンタルヘルスの実態を把握するとともに、自然体験活動の効果を検討することを目的とし、教員対象と児童・生徒対象の2つの調査を実施した。</p> <p>教員を対象とした調査では、令和2年10月下旬から11月上旬に各教育施設を利用した小・中学校及び特別支援学校を対象とし、Web調査を実施した。その結果、集団宿泊的行事を実施するうえでの不安や課題、また、各教育施設において実施している感染防止対策への満足度等が明らかになり、今後の安全管理体制を検討するうえでの基礎的情報を得ることができた。この結果の一部については文部科学省が開催する会議等で公表した。</p>		
--	---	--	--

	<p>児童・生徒を対象とした調査では、令和2年11月下旬から12月中旬に大洲または妙高を利用した学校（小学校2校、中学校3校）の児童・生徒を対象とし、実施した活動の前後及び1ヶ月後における各指標の変化について分析した。その結果、小中学生の一部がメンタルヘルスに問題を抱えていることが示された。また、活動によりメンタルヘルスに関する指標の一部が改善することが明らかとなり、活動の有効性が示唆された。</p> <p>令和3年度は、これらの調査結果を集計・分析し、報告書として取りまとめ公表した。</p> <p>⑤ 青少年教育施設におけるけが・病気等の発生状況に関する調査研究</p> <p>令和3年度も危機管理マニュアル策定指針に基づいた「危機管理マニュアル」及び「危険度が高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」に基づく各マニュアルの点検・見直し等を行い、利用者の安全性の確保に努めてきた。（第9章参照）</p> <p>さらに安全・安心な教育環境の提供を行うため、教育施設において発生した傷病の分析を令和3年度も実施した。</p> <p>この調査研究は、教育施設で発生した傷病や事故の状況を把握するとともに、その傾向や要因を検証し、教育施設の安全管理の改善や安全対策の充実に資することを目的に、平成30年度から実施している。</p> <p>令和3年度は、令和元年度（4月～3月）の利用団体を対象に調査を実施した。主な調査結果は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度の傷病の発生件数は434件（負傷191件、疾病243件）であり、令和元年度に比べ2,826件（負傷822件、疾病2,004件）減少した。大幅に減少した要因としては、新型コロナウイルス感染症の流行により、①利用者数が大幅に減少していること、②活動内容に偏りが生じていることなど、例年とは状況が異なることに留意する必要がある。 ・負傷の発生が多かった活動ごとに発生した症状をみると、登山・ハイキングでは「虫さされ」「打撲」「ねんざ」、自由時間では「打撲」「きり傷」「すり傷」による負傷が多くなっていた。 		
--	--	--	--

- ・ 疾病の症状をみると、発熱、嘔吐、頭痛が上位を占めており、いずれの症状も「疲労」が主な要因として挙げられていた。
 - ・ 傷病者の年齢期ごとに傷病の発生件数をみたところ、負傷、疾病ともに「小学生」（負傷 105 件、疾病 129 件）が最も多く、傷病の発生件数の 5 割強を占めていた。
- 以上の分析結果は、報告書を取りまとめ、ホームページに掲載した。
- また、令和 3 年度においては、各教育施設で事故や傷病の発生状況を分析することができる集計ツール（令和 2 年度に開発）を全ての教育施設に配付し、運用を開始した。

2. 調査研究成果の普及及び活用

(1) 調査研究結果の普及体制の検討

成果の普及体制構築の一つとして、公表した調査結果を外部の有識者と考察する「青少年教育研究考察会議」を開催した。令和 3 年度は、6 月に公表した「高校生の社会参加に関する意識調査－日本・米国・中国・韓国との比較－」をテーマとして、YouTube チャンネルでライブ配信するとともに、その後もアーカイブを一般公開し、広く普及を図っている。

(2) 調査研究結果に関する広報物等の作成及び活用

① 調査結果を活用したパンフレット等の作成・配布

体験活動の重要性を啓発するため、機構が実施した調査結果を簡潔に取りまとめたパンフレット等を作成し、各教育施設を通じて自治体や地域の青少年団体等に配布している。

令和 3 年度は、「国立青少年教育施設での勤務経験による資質能力の向上に関する調査研究」の広報用リーフレットを作成し、各教育施設へ周知した。また、令和 2 年度に作成した「子どもの成長を支える 20 の体験」リーフレットを増刷し、自治体や関係団体に配布している。リーフレットは機構ホームページに掲載するとともに、各教育施設を通じて青少年団体等への普及を図った。

② Web 掲載等を活用した調査研究の成果の普及

調査研究成果の普及を目的に、令和3年度より新たに Facebook ページを開設し、調査結果やオンラインイベントの告知、リーフレットの紹介等、情報発信を行った。

また、令和2年度に開設した YouTube チャンネルを引き続き活用し、調査結果の解説動画の配信や、研究紀要の座談会のライブ配信等、成果の普及を行っている。(表7-1 参照)

加えて、機構のホームページには、機構が実施した調査結果に加え、青少年施策に関わる法令・審議会等の答申・各種統計データなどの情報を随時更新している。

表 7-1 YouTube チャンネル配信内容

コンテンツ名
【調査結果の概要】 青少年の体験活動等に関する意識調査 (令和元年度調査)
【調査結果の概要】 子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究
【Vol. 1】 青少年教育 3.0! 連続クロストーク
【Vol. 2】 青少年教育 3.0! 連続クロストーク
【Vol. 3】 青少年教育 3.0! 連続クロストーク
読んでみた! 高校生の社会参加に関する意識調査

(3) 調査結果の提供及び活用状況の把握

① 調査結果の提供

令和3年度に公表した調査結果については、機構のホームページに掲載するとともに、それぞれ報告書を作成し、文部科学省や都道府県の青少年行政主管課・教育委員会、関係機関・団体等に配布している。

また、「青少年の体験活動等に関する意識調査 (令和元年度調査)」の結果を、閲覧者が自由にクロス集計できる「集計結果 web 版」をホームページ上で公開した。

表 7-2 調査研究等の公表状況

調査研究名称	公表時期
高校生の社会参加に関する意識調査報告書-日本・米国・中国・韓国の比較-	6月

第2回新型コロナウイルス感染症流行下における青少年教育施設の運営に関する現状調査	6月
国立青少年教育施設における小・中学校の集団宿泊的行事に関する調査 ーコロナ禍における安心安全に配慮した体験活動の在り方ー	6月
青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度調査）	7月
子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究	8月
国立青少年教育施設での勤務経験による資質能力の向上に関する調査研究 （令和元年・2年度調査）	1月
国立青少年教育施設における傷病の概況	3月
青少年教育研究センター紀要第10号	3月
青少年教育関係施設基礎調査（令和2年度調査）	3月

② 調査結果の活用状況の把握

新たな調査結果を公表した際には、機構の調査研究報告書検索のデータベースに加えホームページに掲載するとともに、調査の個票データを研究者等が活用できるようにするため、個票データの二次利用申請を受け付けている。令和3年度は、個票データの二次利用申請が3件あった。

また、教育施設における調査結果の活用状況について、事業の企画・立案、施設運営、広報の三つの観点から情報収集を行い、アウトカムの把握に努めている。

(4) 調査結果の普及

① 調査結果の引用・掲載

令和3年度は「高校生の社会参加に関する意識調査」等、三つの報道発表を行った。読売新聞等の全国紙や、読売新聞オンライン等のWebサイト等、合計17件が引用・掲載された。

この他、これまでに機構が実施した他の調査結果についても、文部科学省や教育委員会等の関係機関・団体等の資料に新たに引用され、雑誌や新聞記事にも掲載されるなど、調査結果の普及が図られている。令和3年度は、資料等への引用について32件

の報告があった。報告されていないものも含めると、実際はより多くの場面で活用されていると考えられる。

また、公表した調査結果は、雑誌等に記事を掲載し、普及を図っている（表 7-3 参照）。

表 7-3 調査研究等の雑誌等掲載

調査研究名称等	掲載媒体
発達段階に応じた望ましい体験の在り方に関する調査研究	月刊公民館 4月号
YouTube チャンネルの活用等	月刊公民館 5月号
高校生の社会参加に関する意識調査報告書 ー日本・米国・中国・韓国の比較ー	月刊日本教育 9月号
コロナ禍における安心安全に配慮した体験活動の在り方 ーコロナ禍における安心安全に配慮した体験活動の在り方ー	内外教育 12月14日発行
子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究	社会教育 11月号
青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度調査）	初等教育資料 2月号

② 全国規模の会議やフォーラムでの発表

本部で実施する全国規模の会議やオンラインイベント（「全国青少年相談研究集会」「青少年教育研究考察会議」）で参加者に対して解説・紹介を行ったほか、「関東近県生涯学習・社会教育実践研究交流会」や「持続可能な青少年活動フォーラム（KYWA 主催）」等に機構職員が参加しての調査結果の報告を行うなど、成果の普及に努めた。

(5) 青少年教育に関する実践・調査研究等の普及等連携

① 研究紀要

「青少年教育研究センター紀要」（以下「紀要」という。）は、青少年にかかる調査研究の視点から青少年教育の振興に寄与するため、青少年教育関係者や大学院生からの投稿原稿を募集し、掲載している。令和3年度は紀要第10号を作成し、機構のホームページに掲載するとともに、令和4年度に文部科学省や大学、関係機関・団体等に配

	<p>布する予定である。なお、当紀要は「特集」「投稿原稿」「調査研究報告」で構成している。</p> <p>特集は、テーマを「『子ども・若者支援』時代の青少年教育のあり方を問い直す」とし、子ども・若者に関わる実践者を招き、全3回のオンラインクロストークとして開催したものを収録した。イベントの内容は YouTube でライブ配信するとともに、アーカイブを公開している。投稿原稿は6本あり、学者等による査読を経て、研究ノート3本、報告1本、資料1本を掲載した。調査研究報告は、当該年度に研究センター及び機構各部・各教育施設が、実施または取りまとめた調査研究事業等を掲載しており、今号は7件の調査研究報告を掲載した。</p> <p>② 青少年教育研究考察会議（2（1）再掲）</p> <p>成果の普及体制構築の一つとして、公表した調査結果を外部の有識者と考察する「青少年教育研究考察会議」を開催した。令和3年度は、6月に公表した「高校生の社会参加に関する意識調査－日本・米国・中国・韓国との比較－」をテーマとして、YouTubeチャンネルでライブ配信するとともに、その後もアーカイブを一般公開し、広く普及を図っている。</p> <p>③ 若手職員による実践報告・研究セミナーの実施</p> <p>本部及び各教育施設の若手職員を対象とした「若手職員による実践報告・研究セミナー」を実施した。若手職員の研究的素養の醸成を目的とし、事前研修会、勉強会、オフィスアワー、計画シートの作成を通して「研究的な視点」で日常業務に取り組み、発表と抄録作成によって論理的にまとめて伝える機会とした。</p>		
--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-6	青少年教育団体が行う活動に対する助成		
業務に関連する政策・施策	政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進 政策目標 1-5 家庭・地域の教育力の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立青少年教育振興機構法第3条
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビュー番号 0049

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
活動機会を提供した子供の人数	中期目標期間中に子供（0～18歳）の人口の1割程度	—	【目標】 通年 40 万人以上 【実績】 216,447 人 【達成率】 54.1%	—	—	—	—	予算額（千円）	2,300,000	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	決算額（千円）	1,627,033	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	経常費用（千円）	1,613,100	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	経常利益（千円）	4,095	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	行政コスト（千円）	1,613,100	—	—	—	—

										従事人員数	15				
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------	----	--	--	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	B	
<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年教育団体が行う体験活動や読書活動に対して助成金を交付し、40万人程度の子供に活動機会を提供したか。 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な広報活動を行うとともに、他団体のもつノウハウ等を共有するなど、助成団体の運営をサポートしたか。 ・助成団体の選定にあたっては、外部有識者で構成する委員会を設置し、選定基準を定めて客観性の確保に努めたか。 ・募集説明会や現地調査等において、適正な会計処理及び罰則等についての周知徹底を図ったか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>「子どもゆめ基金」は、衆議院・参議院の超党派の国会議員により構成される「子どもの未来を考える議員連盟」が子供の未来のために有意義な基金の創設を発意し、平成13年4月に創設され、令和3年に創設20周年を迎えた。</p> <p>青少年の健全育成のため、民間団体が実施する自然の中でのキャンプや科学実験教室等の体験活動、絵本の読み聞かせ等の読書活動、子ども向け教材を開発・普及する活動への支援を行っている。令和3年度助成においては、4,919件（令和2年度5,326件、対前年度比407件減）の応募があり、3,903件（令和2年度4,426件、対前年度比523件減）を採択し、2,755件（令和2年度2,677件、対前年度比78件増）に交付した（表8-1参照）。</p> <p>令和3年度は、4月～9月にかけて全国いずれかの都道府県において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出された。その後も令和4年1月～3月までまん延防止等重点措置が発出された状況下において、令和3年度の助成活動の取下1,106件のうち、新型コロナウイルス感染症に関連した助成活動の取下が1,006件あった。加えて、助成活動の廃止197件のうち、これに関連した活動の廃止が191件、計画変更117件のうち、これに関連した変更は116件あった（表8-2参照）。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出の際には、助成団体に対し宣言の期間中、対象区域で実施する活動について、各自治体の方針に従うよう通知し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めた。</p> <p>さらに、当初経費として計上していなかった感染対策に用いる消耗品等を対象経費として認めるなどの工夫を行い、活動機会を可能な限り確保できるようにしたことや、オンライン会議ツールを活用した体験活動についても、参集型と組み合わせて行う活動を含め、オンラインへ形式への計画変更（上記116件のうち97件）を認めたことなど、オンライン会議ツールを活用した体験活動への取組についても支援を行った（表8-2参照）。</p> <p>この助成により、216,447人（令和2年度200,059人、対前年度比16,388人増）の子供たちに様々な体験活動や読書活動の機会を提供する事業に対し支援を行うことができた。また、子供の体験活動や読書活動を支援する指導者等を対象とした活動には、17,086人（令和2年度17,384人、対前年度比298人減）が参加した（表8-3参照）。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度においては、3,903件の採択のうち、1,006件の取下、191件の計画廃止の申請があり、最終的に2,755件の助成金の交付を行った。令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響は大きいものがあつたが、そのような状況の中でも、当初経費として計上していなかった感染対策に用いる消耗品等を対象経費として認めるなどの工夫を行い、活動機会を可能な限り確保できるようにした</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>自己評価ではA評価であるが、下記<課題>で示す点について、さらなる改善を期待したい。</p> <p>(1) 助成活動の募集</p> <p>広域的な広報活動として、募集説明会を参集型での開催だけでなく、要望に応じたオンライン開催や、説明動画をホームページ掲載し説明会に来なくても説明内容を把握できるように実施し、青少年の体験活動の機会の増加に努めた。</p>		

<評価の視点>

—

表 8-1 助成金の応募・採択状況

助成対象 活動区分	年度	応募状況		採択状況		確定状況	
		応募件 数	交付申請額 (単位：千円)	採択件数	交付決定額 (単位：千円)	確定件数	確定額 (単位：千円)
体験活動	令和3年度	4,388	2,223,393	3,483	1,318,456	2,439	690,105
	令和2年度	4,693	2,355,024	3,908	1,530,442	2,367	750,705
	増△減	△305	△131,631	△425	△211,986	72	△60,600
読書活動	令和3年度	500	237,872	407	149,594	304	79,509
	令和2年度	605	266,882	508	190,587	300	85,987
	増△減	△105	△29,010	△101	△40,993	4	△6,478
教材開発 ・ 普及活動	令和3年度	31	208,259	13	64,350	12	56,499
	令和2年度	28	198,966	10	66,876	10	64,870
	増△減	3	9,293	3	△2,526	2	△8,371
合 計	令和3年度	4,919	2,669,524	3,903	1,532,400	2,755	826,112
	令和2年度	5,326	2,820,872	4,426	1,787,905	2,677	901,562
	増△減	△407	△151,348	△523	△255,505	78	△75,450

表 8-2 新型コロナウイルス感染症の影響による取下等について

(単位：件)

区 分	採択件数	取下件数	確定件数	確定状況	
				計画廃止	計画変更
令和3年度 総件数	3,903	1,106	2,755	197	117
新型コロナウイルス感染症 の影響による件数	—	1,006 (全体の91.0%)	—	191 (全体の97.0%)	116 (※1) 97

※1 オンライン形式の活動への計画変更

ことや、参集型の活動とオンライン会議ツールを活用した活動を組み合わせて行う活動を含め、オンライン形式への計画変更を認めたことなど、オンライン会議ツールを活用した体験活動への取組についても支援を行った。その結果、令和3年度においては計画を大きく下回りはしたものの、約22万人(令和2年度約20万人、対前年度比約2万人増)の子供に活動機会を提供することができた。

平成27年度からは子供の貧困対策の一環として、通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費などの自己負担経費を助成対象とすることで、経済的に困難な状況にある子供の負担が軽減されるよう措置を講じており、令和3年度は

(2) 助成金の応募・採択・確定状況

令和3年度についても、新型コロナウイルスの影響により年度計画にて設定している40万人の子供たちに活動機会の提供は達成できなかったが、計画時に計上されていなかった新型コロナウイルス感染症対策に用いる消耗品等を対象経費として認めるなどの工夫や、団体のニーズに対応しオンライン会議ツールを活用した体験活動への支援等柔軟かつ積極的に対応することで、前年度より16,388人多い、216,447人の子供に活動の機会を提供した。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、昨年度より応募件数が△407件減った中でも、応募件数全体の18.9%にあたる454団体の新規応募団体

表 8-3 助成活動への参加状況

(単位：人)

区 分	令和3年度			令和2年度			増 △ 減		
	体験活動	読書活動	計	体験活動	読書活動	計	体験活動	読書活動	計
子供を対象とする活動の参加人数	276,482	24,655	301,137	253,747	26,885	280,632	22,735	△2,230	20,505
うち子供の参加人数	201,836	14,611	216,447	183,166	16,893	200,059	18,670	△2,282	16,388
うち大人の参加人数	74,646	10,044	84,690	70,581	9,992	80,573	4,065	52	4,117
フォーラム等振興普及活動・指導者養成	7,072	10,014	17,086	8,124	9,260	17,384	△1,052	754	△298
合 計	283,554	34,669	318,223	261,871	36,145	298,016	21,683	△1,476	20,207

1. 助成活動の募集

(1) 広域的な広報活動

① 募集説明会の実施等

令和3年度に実施した募集説明会は、全国36都道府県45か所（令和2年度36都道府県51か所、対前年度比6か所減）での開催を計画した。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により12会場で中止となったため33か所で実施した。同説明会では、応募書類の作成方法や対象経費等について説明するとともに、適正な会計処理及び罰則等についての周知徹底を図った。

令和3年度も、説明動画を子どもゆめ基金ホームページに掲載することにより、説明会に来ることができなかった人でも説明内容を見ることができるようにするとともに、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、地方教育施設と連携し要望のあった7か所でオンライン形式の開催とした。

これまでも地方教育施設や一部の都道府県教育委員会と連携して全国各地で広く開催し、説明及び情報交換を行ってきたが、申請件数が少ない三重県で機構本部主催の説明会を開催したところ、新型コロナウイルス感染症の影響もあり前年度より、応募団体数が減少する都道府県が多い中、同県における令和4年度（1次募集）は前年度と同数である26件の申請があった。また、地方教育施設が所在しない府県である滋賀県において、若狭湾と連携して説明会を開催した。

② 周知を図る取組

109件の活動を支援した。

また、助成活動の周知を図るため、助成活動の事例と申請時のポイントをまとめた「子どもゆめ基金ガイド」を作成し、情報提供を図ったほか、「子どもゆめ基金助成活動情報サイト」において、助成活動の実施時期・場所などの情報を広く提供している。

さらに、事業内容の質の向上や助成団体の事業運営を支援するため、助成団体にアンケートを実施し、団体のニーズに応じた知りたい情報の取組事例を整理し、ホームページ内に「助成団体に聞いてみた！」を新たに作成し紹介した。これらに加えて、令和3年度も、説明会に来ることができなかった人でも子

を獲得した。

<今後の課題>

新規団体への広報や新型コロナウイルス感染症の影響により応募が減少した県へのアプローチなど、より多様な広報手段により、応募件数の拡大及び参加者の増加に取り組んでいきたい。

<その他事項>

（有識者からの意見）
・コロナ禍で減少した体験活動の基盤を戻すためにも、「ビヨンド・コロナの体験活動」等テーマを特定しての募集についても検討していただきたい。



図 8-1 子どもゆめ基金助成金活動情報サイト

助成活動の事例と申請時のポイントをまとめた「子どもゆめ基金ガイド」を作成し、全国の関係機関等へ配布するとともに、ホームページに掲載し広く情報提供を行った。

また、「子どもゆめ基金助成活動情報サイト」を活用し助成活動の実施時期・場所などの情報を広く提供している。

これらに加え、全国母子寡婦福祉連合会及び全国児童養護施設連絡協議会へ広報活動を行い、積極的な活用及び広報協力の依頼を行った。

もゆめ基金のホームページからいつでも説明内容を見ることができるよう、子どもゆめ基金助成金の説明動画を作成するとともに、感染拡大防止の観点から地方教育施設と連携し、要望のあった7か所でオンライン形式による説明会を開催した。

このように、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画を大きく下回りはしたものの前年度を上回る約22万人の子供に活動機会を提供することができ、また、感染対策に用いる消耗品等を対象経費として認めたことや、団体のニーズに対応しオンライン会議ツールを活用した体験活動への支援を行ったこと、活動の実施形態のオンライン形式への変更を認めたことなど、

(2) 助成金の応募・採択・確定状況 (表 8-1、8-4、8-5、8-6、8-7 参照)

令和3年度助成活動の分野別の応募件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、体験活動4,388件、読書活動500件、教材開発・普及活動31件の合計4,919件(令和2年度5,326件、対前年度比407件減)であった。

応募団体数は、2,408団体(令和2年度2,754団体、対前年度比346団体減)であり、このうち新規の応募団体数は、454団体(令和2年度581団体、対前年度127団体減)で全体の18.9%であった。

都道府県別に見ると、人口の多い首都圏及び大都市からの応募が多かった。新型コロナウイルス感染症の影響もあり前年度より、応募団体数が減少する都道府県が多い中、地方教育施設が所在しない府県のうち、山形県においては磐梯と連携して説明会を開催したことにより、20件増の49件の応募があった。

表 8-4 助成金の応募状況 (団体種別団体数・割合)

団体種別	令和3年度		令和2年度		増△減 応募団体数
	応募団体数	割合(%)	応募団体数	割合(%)	
財団法人・社団法人	284	11.8	300	10.9	△16
特定非営利活動法人	570	23.7	671	24.4	△101
法人格を有しない団体等	1,554	64.5	1,783	64.7	△229
合計	2,408		2,754		△346

(注) 項目ごとに小数点2位以下を四捨五入しているため、団体数の合計が100%にならない場合がある。

表 8-5 助成金の応募状況 (新規団体数) (単位: 団体)

団体種別	令和3年度	令和2年度	増 △ 減
新規団体数	454 (18.9%)	581 (21.1%)	△127 (△2.2%)

表 8-6 助成金の応募状況（団体所在地都道府県別）

都道府県	応募団体数			応募件数		
	令和3年度	令和2年度	増 △ 減	令和3年度	令和2年度	増 △ 減
北海道	115	122	△7	235	245	△10
青森県	23	23	0	52	54	△2
岩手県	22	21	1	39	42	△3
宮城県	26	38	△12	36	46	△10
秋田県	15	13	2	27	24	3
山形県	20	20	0	49	29	20
福島県	25	29	△4	48	56	△8
茨城県	34	41	△7	61	69	△8
栃木県	55	68	△13	87	112	△25
群馬県	26	35	△9	46	56	△10
埼玉県	97	103	△6	197	219	△22
千葉県	98	96	2	248	234	14
東京都	351	394	△43	797	819	△22
神奈川県	121	151	△30	261	258	3
新潟県	47	61	△14	74	101	△27
富山県	18	18	0	38	29	9
石川県	26	25	1	44	49	△5
福井県	21	25	△4	23	29	△6
山梨県	22	24	△2	65	66	△1
長野県	46	49	△3	83	91	△8
岐阜県	32	33	△1	63	66	△3
静岡県	47	53	△6	90	98	△8
愛知県	76	94	△18	145	152	△7
三重県	27	35	△8	33	46	△13
滋賀県	42	31	11	66	50	16
京都府	59	77	△18	139	152	△13
大阪府	192	220	△28	409	425	△16
兵庫県	98	113	△15	178	195	△17
奈良県	41	44	△3	85	100	△15
和歌山県	23	36	△13	34	52	△18
鳥取県	9	11	△2	26	23	3

柔軟かつ積極的に対応したことによりA評定とした。

<課題と対応>

引き続き、多くの子供たちへ様々な体験活動等の機会を増加させるため、助成活動の実施時期・場所などの情報をホームページで広く提供するとともに、助成金の一層の周知を図るため、関係機関・団体の全国組織等とも連携した広域的な広報活動を行っていく。これらに加え、応募の少ない地域に対しては地方教育施設と連携し説明会を開催するなど、広報の一層の充実を図っていく。

不正受給対応については、更なる不正抑止のため、令和4年度の助成活動より謝金及び旅費の支払いを

島根県	11	14	△3	20	20	0
岡山県	46	56	△10	81	102	△21
広島県	21	27	△6	30	45	△15
山口県	22	26	△4	35	41	△6
徳島県	32	40	△8	65	65	0
香川県	27	30	△3	50	47	3
愛媛県	47	49	△2	95	107	△12
高知県	16	18	△2	35	42	△7
福岡県	93	112	△19	198	212	△14
佐賀県	19	19	0	52	63	△11
長崎県	12	26	△14	40	53	△13
熊本県	33	37	△4	58	71	△13
大分県	21	18	3	37	30	7
宮崎県	30	30	0	64	81	△17
鹿児島県	100	125	△25	248	326	△78
沖縄県	24	24	0	33	34	△1
合計	2,408	2,754	△346	4,919	5,326	△407

表 8-7 助成金の採択・確定状況（団体所在地都道府県別）

都道府県	採択件数			確定件数		
	令和3年度	令和2年度	増△減	令和3年度	令和2年度	増△減
北海道	194	217	△23	136	127	9
青森県	39	43	△4	28	30	△2
岩手県	33	29	4	29	18	11
宮城県	31	40	△9	19	17	2
秋田県	26	20	6	21	14	7
山形県	45	26	19	41	15	26
福島県	42	45	△3	20	21	△1
茨城県	56	59	△3	39	25	14
栃木県	71	88	△17	47	36	11
群馬県	40	42	△2	28	23	5
埼玉県	169	187	△18	101	114	△13
千葉県	195	202	△7	133	120	13
東京都	604	666	△62	420	397	23
神奈川県	185	206	△21	136	133	3
新潟県	62	87	△25	34	51	△17
富山県	31	24	7	19	8	11
石川県	37	42	△5	26	20	6
福井県	21	27	△6	13	13	0
山梨県	50	53	△3	33	32	1

銀行振込により行うものとする措置を講じたところであり、引き続き適正な助成に向けて取り組んでいく。

また、事業内容の質の向上の観点から、助成団体の事業運営を更に支援するため、助成団体が必要とする取組や情報を把握し提供などの運営サポートを行っているが、経済的に困難な状況にある子供たちの活動を支援するため、関係機関・団体への広報を更に強化する必要がある。

新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、未だに子供たちが行う活動への制限がある中で、多くの子供たちへ体験活動等の機会を提供できるよう、新型コロナウイルス感染症への対応

長野県	62	80	△18	49	53	△ 4
岐阜県	60	57	3	38	40	△ 2
静岡県	71	77	△6	58	53	5
愛知県	116	131	△15	87	78	9
三重県	26	40	△14	18	19	△ 1
滋賀県	58	47	11	48	27	21
京都府	113	125	△12	87	90	△ 3
大阪府	318	359	△41	238	221	17
兵庫県	143	165	△22	90	101	△ 11
奈良県	77	90	△13	56	46	10
和歌山県	31	43	△12	25	23	2
鳥取県	21	21	0	18	12	6
島根県	15	14	1	10	7	3
岡山県	68	79	△11	42	37	5
広島県	21	34	△13	13	19	△ 6
山口県	31	35	△4	24	21	3
徳島県	54	52	2	40	34	6
香川県	38	41	△3	25	28	△ 3
愛媛県	79	93	△14	66	62	4
高知県	29	36	△7	19	24	△ 5
福岡県	154	169	△15	115	123	△ 8
佐賀県	35	50	△15	20	32	△ 12
長崎県	30	51	△21	22	35	△ 13
熊本県	45	58	△13	34	33	1
大分県	26	22	4	12	15	△ 3
宮崎県	55	71	△16	42	45	△ 3
鹿児島県	172	259	△87	119	170	△ 51
沖縄県	24	24	0	17	15	2
合計	3,903	4,426	△523	2,755	2,677	78

や助成団体の求める
ニーズ把握を行うな
ど一層の支援を検討
していく。

(3) 助成団体の事業運営の支援

事業内容の質の向上の観点から、助成団体の事業運営を支援するため、他団体の持つノウハウ等を共有したり、助成団体が知りたい他団体の取組や工夫についてニーズを把握したりするための調査及び自団体が実施している取組を紹介するアンケート調査を実施した。(580 団体より回答)

調査団体より、助成団体が知りたい情報として回答のあった上位の項目(助成活動の企画、参加者募集、指導者・スタッフの資質向上等)を抽出し、その項目への事例紹介を行った団体から協力を得て、取組事例(34 件)をまとめ、子どもゆめ基金ホームページ内に「助成団体に関して！」を作成し、助成団体が持つノウハウ等の共有を図った。



図 8-2 子どもゆめ基金ホームページ内「助成団体に聞いてみた！」

2. 選定手続き等の客観性の確保

(1) 選定手続きの状況

① 審査委員会組織及び審査体制

助成の審査を専門的見地から行うため、審査委員会のもとに、自然体験活動専門委員会（4 委員会）、科学体験活動専門委員会（1 委員会）、交流体験活動専門委員会（3 委員会）、社会奉仕・職場・その他の体験活動専門委員会（3 委員会）、読書活動専門委員会（1 委員会）、教材開発・普及活動専門委員会（1 委員会）の各専門委員会（13 委員会・41 人）を設置している。

通常であれば、審査委員会及び専門委員会は参集型で行われていたが、新型コロナウイルス感染症の影響下においても各委員会を滞りなく執り行うために、全ての委員会をオンライン形式に統一もしくはオンライン形式と参集型を併用した形で行った。

② 審査委員会委員及び専門委員会委員の選任

審査委員の任期は、子どもゆめ基金審査委員会規程により 2 年としている。令和 3 年度助成は、男性 11 人、女性 3 人の計 14 人が審査委員として審査に当たった。また、男性 29 人、女性 12 人の計 41 人が専門委員として審査

を行った。

③ 審査委員会及び各専門委員会の審査状況

令和3年度に実施した令和4年度助成1次募集については、令和3年11月から翌3月にかけて実施した。審査は、審査委員会が定めた助成金交付のための基本方針を踏まえ、各専門委員会が審査の方法等について認識の共有を図ったうえで助成対象活動の評定を行い、その結果を審査委員会へ報告している。

審査委員会においては、各委員会の評定結果に基づき、助成対象活動の採択を行うことで、客観性の確保に努めた。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、普及がなされたオンラインを活用した体験活動についても、委員会において以下の審査の視点を定め、審査を行った。

ア. 実際に集合して行う活動と同程度の目的やねらいを達成できること

イ. テレビ会議システム等で双方向に繋がっていること

ウ. 実技を伴う活動は安全に行えるよう配慮すること

ただし、自然体験活動については分野の趣旨にある「自然に触れ親しむ」ことができないため、また、読書活動については、使用する絵本等の著作権の使用が認められないことから、子供を対象とした活動は原則として認めないとする決定がなされた。

さらに、活動を行う上での注意点として以下をまとめ団体に周知した。

ア. 参加者の募集に関すること

イ. 対象とする地域によって募集規模を設定すること

ウ. 著作権に関すること

エ. 肖像権に関すること

オ. 安全対策に関すること

カ. 個人情報保護・情報セキュリティ対策に関すること

キ. オンライン形式による活動における経費に関すること

(2) 選定手続き等の客観性の確保に関する取組

審査状況や採択結果のほか、助成金交付の基本方針（選定基準）、審査委員・専門委員名をホームページに掲載するなど、客観性の確保に努めた。

3. 助成金の交付

(1) 特色ある活動への助成

助成金交付に際しては、外部有識者から構成される「子どもゆめ基金審査委員会」に審査を諮問し、特色ある活動を中心に助成するという基本方針のもと、審査が行われ、4,919件、2,669,524千円の応募に対し、3,903件（採択率79.3%）、1,532,400千円の交付決定を行った。

【助成団体における活動事例】

- ① 小学3年生から中学生を対象に、全6回の活動のうち、始めの5回は生活に密着した各分野の専門家を招いての被災時に役立つ生活技術の基礎を学ぶ実技指導を実施し、最後の活動では学んだ技術を生かして簡易テントの設置、竹から飯盒や食器・箸の製作、限られた食材で食事を作る野外炊事などを行う1泊2日のサバイバルキャンプを実施する活動。
- ② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、参集型とオンライン型を組み合わせ、小学1年生から中学生を対象に、科学体験を通して、科学の楽しさや科学に対する理解を深め合うことを目的とし、ブラシ、モーター、電池ボックスを使用した動くおもちゃなどの科学工作や自然災害のメカニズムを再現するなどの科学実験、アプリ制作やIoTデバイス製作などを行う活動。

(2) 経済的に困難な状況にある子供を対象とした活動への助成

「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定、令和元年11月29日改定）を踏まえ、経済的に困難な状況にある子供を対象とした活動について、通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費などの自己負担経費を特に助成の対象とすることで、参加者の負担が軽減されるよう平成27年度から措置を講じている。

令和3年度においては、109件（令和2年度127件、対前年度比18件減）の活動に支援した。

また、全国母子寡婦福祉連合会及び全国児童養護施設連絡協議会へ広報活動を行い、積極的な活用及び広報協力の依頼を行った。

【助成団体における活動事例】

	<p>普段の生活では行えない、登山やシュノーケルなどの自然体験活動を通して、自然の雄大さ、そこに生息する動植物について学んだり、仲間と協力する協調性や自分で考えて行動する自主性を育んだりする活動や児童園で生活をする子供たちと地域の方が野外炊事やクラフト体験などの交流体験を通して地域と子供たちの繋がりを醸成する活動。</p> <p>4. 適正な助成に向けた取組</p> <p>助成活動の実施状況と経理状況を確認するため、対前年度比 81 件増の 173 件を抽出し調査を行い、適正な会計処理及び罰則等についての周知徹底を図った。調査結果は概ね適正であったが、関係書類の管理に不備が見受けられた団体については、改善するよう指導した。</p> <p>また、助成活動において実際には実施していない活動の実績報告書を提出するなどの、不正行為が多数確認され、不正の事実確認や実態把握のため関係団体等への調査を実施した。不正受給による取消は 23 団体、83 件あった。</p> <p>このことから、令和 3 年度より写真撮影時の月別フォトボードの掲示などの撮影要件や、実績報告時に提出する写真の要件等を定めるとともに要綱の改正を行った。</p>		
--	---	--	--

4. その他参考情報
決算額減の理由：新型コロナウイルス感染症の影響による支出減。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-7	共通的事項		
業務に関連する政策・施策	政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進 政策目標1-5 家庭・地域の教育力の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立青少年教育振興機構法第3条
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビュー番号 0049

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ホームページ 総アクセス件数	通年 550 万件	—	【目標】 通年 550 万件 【実績】 583 万件 【達成率】 106%	—	—	—	—	予算額（千円）	3,390,801	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	決算額（千円）	3,201,475	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	経常費用（千円）	3,183,136	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	経常利益（千円）	143,085	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	行政サービス実施 コスト（千円）	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	行政コスト（千円）	3,184,746	—	—	—	—

										従事人員数	365				
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------	-----	--	--	--	--

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	A	
<p><主な定量的指標></p> <p>【広報の充実】</p> <p>・本部及び28施設のホームページ総アクセス件数550万件を達成したか。</p> <p><その他の指標></p> <p>【広報の充実】</p> <p>・教育事業や調査研究の結果等についてプレスリリース等を行いマスメディアで取り上げられるよう努めたか。</p> <p>・体験活動等の重要性に関するリーフレット等の作成・配布を行うとともに、企業と連携したPR活動の充実を図ったか。</p> <p>・「体験の風をおこそうフォーラム」や「早寝早起き朝ごはん全国フォー</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>機構は、我が国の青少年教育に対する理解増進や体験活動を推進する社会的気運の醸成のため、様々なエビデンスを基にその必要性を発信していくことが求められている。令和3年度は、令和2年度に引き続き、理事長のリーダーシップのもと、広報計画を策定し、機構横断的に必要な情報を集約するとともに、「民間企業等連携促進室」（平成30年2月設置）を中心に機構全体で民間企業等との連携に取り組むなど、教育事業等の質的及び量的な拡充及び広報の充実に努めた。</p> <p>また、各業務及び事業に関する自己点検・評価を実施するとともに、その結果について外部検証を行い、業務の改善に反映させている。</p> <p>各業務の実施に当たっては、利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図り、日常的な点検・改善整備等を通じて、安全安心な教育環境を確保している。</p> <p>1. 広報の充実</p> <p>(1) メディアの活用</p> <p>① 調査研究結果等のプレスリリース（第7章再掲）</p> <p>機構が実施した調査の結果については、報告書、紀要、パンフレットの作成等による調査研究結果の活用促進のほか、報道発表を通じて広く社会に普及を行っている。</p> <p>令和3年度は「高校生の社会参加に関する意識調査」等、三つの報道発表を行った。読売新聞等の全国紙や、読売新聞オンライン等のWebサイト等、合計17件が引用・掲載された。</p> <p>② 雑誌・新聞・テレビ等への掲載・放映</p> <p>ア. 各教育施設においてプレスリリースを行うなど広報に努め、全国紙や教育施設が所在する地域の地方新聞等に、事業等を通じた各教育施設の体験活動推進の取組等が掲載された（令和3年度：延べ61紙、258回、対前年度比5紙減、7回減）。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>メディアの活用については、「高校生の社会参加に関する意識調査」等、三つの調査結果について、積極的にマスメディアへプレスリリースした結果、新聞やWebサイトに取り上げられ広く国民に周知したほか、日本教育新聞等（6紙・誌）や「マナビィ・メールマガジン」（発行：文部科学省）へ連載記事を提供し、機構の取組や各教育施設の紹介等PR活動の推進に努めた。</p> <p>体験活動等の重要性に関する啓発資料の作成・配布については、令和2年度に引き続き、文</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。</p> <p>「体験の風をおこそう」運動の推進のためタイアップした「東西ジャーニーズ」r. ぼくらのサバイバルウォーズ」のPRポスター37,000枚を全国の小・中・高等学校、特別支援学校等に配布し、「体験の風をおこそう」運動の普及啓発に努めた。</p> <p>近隣民間企業と連携し広報の充実を図るため、法人の自主的な努力により、小田急電鉄株式会社と連携を実現し、駅構内で配架する広報誌や紹介動画として掲載を行った。</p>		

<p>ラム)を実施したか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の広報研修を実施したか。 <p>【各業務の点検・評価の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査等をもとに対象者や団体に対してのニーズ等を分析し、事業の質の向上、改善に反映させたか。 ・外部有識者からなる評価委員会による外部評価を行い、その評価結果を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、公表したか。評価結果については、次年度以降の業務改善に適切に反映させたか。 <p>【各業務の安全性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「安全管理マニュアル」や「危険度の高い活動プログラム安全対策マニュアル」等、随時改善・充実を図り遵守したか。 	<p>イ. 令和2年度に引き続き、当機構の事業等に関する記事や写真を7紙・誌（「日本教育新聞」（発行：株式会社日本教育新聞社）、「教育ジャーナル」（発行：株式会社学研教育みらい）、「SYNAPSE（シナプス）」（発行：株式会社ジダイ社）、「月刊公民館」（発行：公益社団法人全国公民館連合会）、「マナビィ・メールマガジン」（発行：文部科学省）、「内外教育」（発行：時事通信社）、「CAMPING」（発行：公益社団法人日本キャンプ協会））に年間を通じて連載を行っている。</p> <p>ウ. 令和2年度に引き続き、理事長自らメディアを招いた機構関連イベントへの出席や教育誌への投稿を行い、率先して機構の広報に努めた。</p> <p>a. メディアを招いた機構関連イベントへの出席</p> <p>株式会社エアウィーヴにより、東京2020オリンピック・パラリンピックの選手村で寝具として使用されたマットレス約10,000枚等の寄贈を受け、その贈呈式に理事長が出席した。マットレスの寄贈や贈呈式の様子は、全国紙や地方紙、業界紙等のWebニュース等で配信された。</p> <p>また、ボーイスカウトを題材とした映画「東西ジャニーズ Jr. ぼくらのサバイバルウォーズ」とのタイアップについて、文部科学省、ボーイスカウト日本連盟と共催で「映画タイアップ共同PR発表イベント」を開催し、この様子が映画専門サイトやスポーツ紙等のWebニュース等で配信された。</p> <p>さらに、「体験の風をおこそう」運動の普及啓発を目的に、本映画のPRポスター約37,000枚を全国の小・中・高等学校、特別支援学校等に都道府県・市区町村の教育委員会等を通じて配布した。</p> <p>b. 教育誌等への寄稿</p> <p>「日本教育新聞」には、読書と子どもの居場所（6月21日発行）や新しい青少年教育（1月3日発行）について寄稿した。また、「社会教育」（日本青年館、904号（10月1日発行））や「月刊日本教育」（日本教育会、514号（1月1日発刊））には機構の将来的な在り方について寄稿した。</p> <p>エ. 「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動に関する取組や事業のPRについて、令和2年度に引き続き、山陽新聞（岡山県）の子どもしんぶん「さん太タイムズ」（9月26日及び10月3日発行）、「内外教育」（時事通信社、6983号（3月15日発行））に掲載した他、新規に「文教ニュース」（文教</p>	<p>部科学省主催の小・中・高等学校各教科等担当指導主事連絡協議会等全国規模の会議において、教育施設や体験活動推進に関するリーフレット等を配布したほか、令和3年度は新たに家庭で取り組める体験活動を動画で紹介するYouTubeチャンネル「体験ちゃん」を開設し、SNSを活用した広報手段の整備に努めた。</p> <p>企業等と連携した広報活動については、新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止や規模縮小等厳しい状況の中、民間企業等連携促進室を中心に教育事業等の質的及び量的な拡充を図るため、民間企業等との連携に継続して取り組んだ。その結果、令和2年度に引き続き、継続企業及び複数の新たな企業や関連団体との共催事業の実施や</p>	<p>体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関するリーフレット等の各種啓発資料を配布するに加えて、新型コロナウイルス感染症により、外での体験活動が制限されていることもあり、家庭内で取り組むことができる体験活動を紹介するYouTubeチャンネル「体験ちゃん」を開設し、月に4回程度配信することで、体験活動の普及に努めた。</p> <p>ICTの積極的な活用を促進し、17施設でオンライン会議ツールを活用した施設利用予定団体との事前打合せを行うとともに、23施設で施設利用に関する説明動画を公開し、利用者にとって、利用しやすい施設づくりに務めた。</p> <p>中期目標に、ホームページのアクセス件数を、通年550万件と設定しており、令和3年度においては、約583</p>
--	--	---	--

<p>・日常的な施設設備及び教材教具類の保守点検・改善整備を実施したか。</p> <p>・安全管理情報の共有化を図るための「事故データ集」を改訂・配布したか。</p> <p>・関係機関や民間団体と連携し、国公立青少年教育施設職員や民間事業者等の安全意識の向上及び指導技術向上のための安全管理研修を実施したか。</p> <p>【ICTの利活用】</p> <p>・ICTを効果的に活用した事前・事後学習のサポートなど、体験活動の在り方を検討したか。</p> <p>・青少年教育指導者等を対象にした全国規模の会議・研修など、オンラインを活用できる会議の検討を行ったか。</p> <p><評価の視点></p> <p>—</p>	<p>ニュース社、2652号（6月7日発行）、「文教速報」（官庁通信社、8994・8995号（6月11日・14日発行）、「週刊教育資料」（日本教育新聞社、No.1624（8月23日発行））に掲載した。</p> <p>また、室戸では、令和2年度に引き続き、室戸市発行の月間広報誌「広報むろと」に「体験の風をおこそう」運動をテーマに年間を通じて連載を行った。</p> <p>オ. 教育施設で実施したイベント等の様子が地元テレビ局に取材され、ニュース等の番組で放映された。</p> <p>例えば、中央では、県東部最大級のビーチコートを整備し、6月16日に開催した完成式典の様子を静岡放送に取材され、当日放送のローカルニュース「SBSNEWS」で放映された。</p> <p>能登では、施設開放事業「桜まつり」の様子をNHK金沢放送局に取材され、3月26日にローカルニュース「かがのとイブニング」で放送された。</p> <p>三瓶では、機構主催「全国一斉書き初め大会」の一環として実施した「新春！書道アートの世界～古代文字で書き初め大会～」の様子をNHK松江放送局に取材され、1月10日にローカルニュース「おはようちゅうごく」で放送された。</p> <p>吉備でも、機構主催「全国一斉書き初め大会」の一環として実施した「新春 吉備で書道アート」の様子を吉備ケーブルテレビに取材され、1月10日にローカルニュース「プライムキビ」で放送された。</p> <p>室戸では、子どもゆめ基金20周年記念事業の一環として実施した集団宿泊体験事業「水族館に泊まろう！」の様子をNHK高知放送局に取材され、12月27日にローカルニュース「こうちいちばん」で放送された。</p> <p>(2) 体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関する啓発資料の作成・配布</p> <p>① 動画コンテンツの作成</p> <p>令和3年度は、家庭で取り組める体験活動を動画で紹介するYouTubeチャンネル「体験ちゃん」を開設し、日常生活の中で実施可能な体験活動を普及啓発できるよう広報に努めた。なお、本チャンネルでは、自然体験、文化体験、生活の知恵、科学学習、スポーツ・運動、創作活動など様々なジャンルから「おうちで・家族と一緒に・簡単にチャレンジできる」体験や遊びの紹介動画を月に4回程度配信した。</p> <p>図9-1 YouTubeチャンネル「体験ちゃん」</p>	<p>広報協力、物品提供等を得るとともに、企業との連携により広報やプログラムを実施することができた。特に、東武鉄道株式会社との連携を継続した結果、平成30年度以来実施している赤城に加え、令和3年度は新たに那須甲子でも共催事業の実施に結び付けることができ、募集告知の中吊りポスターを東武鉄道路線（東京都、埼玉県、神奈川県、群馬県、栃木県）の車内に掲示するなど、企業の広報力も引き続き活用することができた。</p> <p>また、令和3年度は、青少年教育の更なる振興に資するため、株式会社モンベル、総合警備保障株式会社と包括協定を締結し、親和性の高い事業に取り組む民間企業等との協力体制の構築を開始した。</p>	<p>万件のアクセスがあり、目標を達成した。</p> <p><今後の課題></p> <p>組織内での意識と広報スキルを高めるための広報研修の実施等により、機構の役割や存在意義、体験活動の重要性についての情報発信力をさらに強化していきたい</p> <p><その他事項></p> <p>(有識者からの意見)</p> <p>・YouTubeの動画などの視聴回数を見ると、引き続き継続的な広報に関する取組が必要な印象である。各施設をアピールするためにも、施設にいる人材を活用する等、各施設の広報の充実・強化を図っていただきたい。</p> <p>また、施設内の結束も高めるためにも、施設対抗の企画コンテスト等、新しい取組を検討いただきたい。</p>
---	--	---	---



動画一覧ページ(コンテンツ数 24 [令和4年3月現在])

② 関係機関・団体や保護者等へのリーフレットの配布

令和2年度に引き続き、文部科学省主催の小・中・高等学校各教科等担当指導主事連絡協議会、都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議、都道府県私立学校主管部課長会議で、全国の教育行政関係者に教育施設や体験活動推進に関するリーフレット等を配布した。また、全国各地から幼稚園教諭が参加する幼稚園教育理解推進事業（中央協議会）において、青少年教育施設における幼児教育指導者向け体験研修等の実施事例や施設紹介等を取りまとめた資料を配布し、体験活動の推進と機構の利用促進に繋がるよう広報に努めた。さらに、令和4年3月16日から22日にかけて「文部科学省 情報ひろば」企画展示室において、教育施設や「体験の風をおこそう」運動、調査研究結果の紹介のほか、新たに「読書・手伝い・外遊び」運動やYouTubeチャンネル「体験ちゃん」の紹介を加えて企画展示を行い、機構のPRと体験活動の重要性について普及啓発に努めた。

③ 企業と連携したPR活動の充実

ア. 民間企業等連携促進室を中心とした取組

「民間企業等連携促進室」は、民間企業等との連携を強化し、教育事業等の質的及び量的な拡充を図るため、平成30年2月に設置された。令和3年度は、令和2年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたが、既存の繋がりを中心に連携を行い、継続・新規合わせた27の事業や広報等で連携することができた。

広報研修ではSNSサービス「note」を用いて記事の作成を実習したり、YouTube 動画制作の企画書作成をグループワークで実習したりするなど、広報活動におけるSNSの活用能力向上に努めた。また、ホームページの活用については、平成30年度のホームページ改良以降、スマートフォンへの対応やSNSでの動画発信等に取り組んでおり、令和3年度は全ての教育施設のホームページアクセス数については、数値目標(550万件)を上回る583万件を達成した。

各業務における安全性を確保するため、「危機管理マニュアル」及び「危険度の高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」について、令和3年度も全教育施設でマニュアルの見

	<p>(令和2年度は25の事業や広報等で連携を実施。)</p> <p>また、令和3年度は、青少年教育の更なる振興に資するため、機構との親和性の高い事業に取り組む民間企業等と包括協定を締結し、協力体制の構築を開始した。</p> <p>a. 共催事業等の実施（広報連携を含む）</p> <p>平成30年度から開始した東武鉄道株式会社との連携による「育パパ&育ママ応援ファミリーキャンプ」（1泊2日）について、4年目を迎えた赤城での開催に加え、那須甲子においても新たに実施した。</p> <p>両事業ともに、東武鉄道株式会社より特急車両の貸し切り、鉄道料金の割引などの協力を得ることができた。企業の広報力を活用した情報発信の協力についても令和2年度までと同様に得ることができ、沿線の各駅構内へのチラシ配架に加え、池袋・渋谷などの首都圏及び横浜まで直通する都市部と、埼玉県・群馬県・栃木県で走行する列車の全車両内1か所ずつに赤城編は約2週間、那須甲子編は10日間程度募集告知ポスターを中吊り告知したことにより、機構の取組の一つを広く一般に広報することができた。</p> <p>プログラム内容については、両事業ともに密を避け、親子で余裕を持って楽しめる配慮をした。赤城では新たな試みとして、登山 YouTuber かほさんを招聘して参加者とともに登山を行い、夜には講話の時間を設けた。一方、那須甲子では、施設の魅力である雪中活動を楽しむことのほか、福島歴史や文化に親しんでもらうことを目的とし、地元の醸造会社や農家と連携した「地域交流マルシェ」を行い、親子で甘酒づくりやジャムづくりを体験した。参加した家族からは、「一緒に協力しているいろいろな体験ができたので、家族の絆が深まった」などの感想が寄せられた。両事業とも、参加した全ての家族から高評価を得ることができた。</p> <p>このように、これまで鉄道会社と構築した子育て家族応援事業のモデルをもとに、より施設の特色や工夫を取り入れた事業を創ることができた。</p> <p>b. 出前事業等の実施</p> <p>株式会社大塚製薬工場による熱中症予防対策講話は、令和3年度で7年目となり、当機構16の教育施設で合計19事業実施し、うち3事業（日高、乗鞍、諫早）はオンライン形式で実施した。</p> <p>また、「体験の風をおこそう」運動の一環であるキッズフェスタは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、春・秋ともに中止となったが、令和4年度の実施に向け、小田急電鉄株式会社やいすゞ自動車株式会社に、体験活動ブース出展を打診し、連携の継続を図った。</p> <p>c. 物品等の提供</p>	<p>直しを図るとともに、点検を実施した。</p> <p>これらのことから年度計画における所期の目標を上回る成果を得られたため、A評定とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>広報については、組織内での意識と広報スキルを高めるため、広報研修を定期的実施したり、SNSを活用した情報発信に力を入れたりする等、組織全体としての広報力を強化していくとともに、より効率的・効果的な広報についても検証することとしている。</p> <p>特に、YouTubeチャンネルやFacebookページは、SNSを活用した重要な情報発信の手段であり、本チャンネルの活用方法や広く一般に利用してもらうための広報の在り方等、多角的に検</p>	
--	--	--	--

	<p>令和2年度に引き続き、出前事業や研修支援等において、株式会社大塚製薬工場から経口補水液や熱中症予防啓発資料等の物品提供を得た。</p> <p>東武鉄道株式会社との共催事業「育パパ&育ママ応援ファミリーキャンプ」においては、事業の趣旨に賛同する民間企業等から参加者特典の提供を得た。赤城では、ペットボトル飲料（アサヒ飲料株式会社）、ハンドタオル（株式会社ミキハウス）、那須甲子では、「地域交流マルシェ」に協力した地元企業を中心に、ルバーブジャム（株式会社ルバーブジャムの島田農園）、完熟りんごジャム（ディスクヴィレッジ（渡部農園））、那須どうぶつ王国入場割引券（那須どうぶつ王国）の提供を得た。</p> <p>また、令和2年度にも子供用布マスクの寄贈を受けていたアランチヲネ株式会社から、子供用布マスク合計1,370枚に加え、新たに子供用シューズ・サンダル合計427足、絵本合計56冊の寄贈があった。寄贈物品については、全ての教育施設を通じ、各地域の児童養護施設の子供たちや、教育事業参加者等マスクの入手が困難な子供たちへの配布を行った。</p> <p>上記に加え、株式会社エアウィーヴから、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村において、各国選手が寝具として使用したマットレス及び枕の寄贈を受けた。寄贈物品については、全ての教育施設で使用することとなった。</p> <p>d. 企業のプロジェクトに協力することによる広報</p> <p>当機構の利用促進や体験活動推進を図ることを目的に、株式会社富士フィルムの呼びかけで始まった「ほめ写プロジェクト」に賛同団体としての加盟登録を令和2年度に引き続き継続した。同プロジェクトは、家庭に写真を飾り子供をほめることで、自己肯定感を育む活動を推奨するものである。</p> <p>また、令和3年度も、熱中症に詳しい医師やスポーツ等の専門家で構成される熱中症・脱水症予防の啓発団体「教えて！『かくれ脱水』委員会」の賛同団体に加盟登録した。これにより、同団体の普及啓発ポスターやWebサイトに機構名が掲載され、広く周知された。</p> <p>e. 民間企業等との協力体制の構築</p> <p>令和3年度は、青少年教育の更なる振興に資するため、株式会社モンベル、総合警備保障株式会社と包括協定を締結し、親和性の高い事業に取り組む民間企業との協力体制の構築を開始した。</p> <p>イ. 教育施設の実取組</p> <p>a. 民間企業等との連携による広報</p>	<p>討を加え機構広報の主たるツールとして整備していく必要がある。また、広報研修においては定期的な実施とオンライン開催を定着させたが、研修内容については広報活動におけるSNSの活用能力を更に育成し、実用性のある広報スキルの向上に努めていきたい。</p> <p>民間企業等との連携については、これまで中心となっていた民間企業等連携促進室から、機構の経営強化を推進するために令和4年度より新設の「経営企画調整室」へ引き継がれることとなり、引き続き、包括協定を締結した民間企業等をはじめ、機構との親和性の高い事業を展開する民間企業等に対し青少年教育への参画を促し、SDGsなどの共通の目標の把握や共有に努めるとともに、その課</p>	
--	---	---	--

令和2年度以前からの継続した取組として、妙高では、えちごトキめき鉄道株式会社と連携して、実施事業のチラシ等を駅の待合室に設置したり、曾爾では、カシオ計算機株式会社が運営する「Wild Mind GO! GO!」のWebサイトやFacebookに「ネイチャーアートフェスタ」の募集告知や事業報告を掲載した。新規の取組としては、センターでは、小田急電鉄株式会社と連携し、小田急線の駅構内で配架する同社広報誌「ぷらっと代々木街歩き」や同誌のFacebookにセンターの紹介記事や紹介動画を掲載した。

図9-2 Facebook「ぷらっと代々木街歩き」



ページ内の紹介動画

また、磐梯では、福島県内でスーパーマーケットを展開する株式会社リオン・ドールコーポレーションと連携し、主催事業「いなわしろフェスティバル春」におにぎり400個やお茶のペットボトル192本等を提供されたほか、同社が経営する県内の約70店舗で実施事業のチラシを配布した。

b. 民間企業等との連携による事業

題解決に向けた連携方策を検討する。

安全性の確保については、令和3年度から全ての教育施設に安全管理担当者を配置しており、プログラム実施時の対応や活動環境の整備に加え、ケースに応じ、ICTを活用した安全管理など、安全性の向上を検討していきたい。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、民間企業等との連携を図り、令和2年度以前からの継続事業として「はねうまプロジェクト」（妙高：えちごトキめき鉄道株式会社、株式会社ニッコクトラストと連携）、「ネイチャーアートフェスタ」（曾爾：カシオ計算機株式会社と連携）、「森のたんけんたい2021」（吉備：株式会社おもちゃ王国と連携）、「森伊蔵酒造協賛事業ファミリーキャンプ」（大隅：有限会社森伊蔵酒造と連携）を実施した。新規事業として、「リオン・ドールキッズプロジェクト秋の猪苗代よくばりデイキャンプ in 自遊ひろば」（磐梯：株式会社リオン・ドールコーポレーションと連携）、「トライ！！さんべRCスクール」（三瓶：株式会社タミヤ、有限会社ベニヤ模型と連携）、「新春白河：本町書き初めウォーク 2021～探せ、私の夢誰もが輝ける1年を！～」（那須甲子：白河本町商店街、有賀醸造有限会社等と連携）を実施した。

また、各教育施設がイベント会場に出向いて展開する出前事業について、令和3年度は、三瓶が山陰クボタ水道用材株式会社と連携してショッピングセンター「ゆめタウン出雲」に体験ブースを出展した。

そのほか、主催事業等における物品の提供を引き続き受けるなど各教育施設が独自で各地域の民間企業等との連携を促進している。

c. 民間団体等との連携による広報

令和2年度に引き続き、商工会議所や観光協会、まちづくり協議会等の協力を得て施設リーフレット等を配架するとともに、タウン誌や観光マップ、各地のイベント配布物に各施設利用案内や取組について掲載している。そのほか、地元のNPO法人・団体と連携して情報冊子などに施設のイベントを掲載するなど、民間団体の地域への影響力や情報発信力を活用し広報を実施した。

【取組事例】民間団体等と協働して実施する広報（吉備・室戸）

吉備では、令和2年度に引き続き、地元フリーペーパー「おやこ情報誌 HUGHUG」に読者プレゼントとして「体験の風をおこそう」の啓発グッズを提供したことにより、同紙に施設紹介や教育事業の広報記事を毎月1ページ掲載している。また、室戸では、室戸市発行の月間広報誌「広報むろと」に「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動をテーマに、年間を通じて記事を掲載している。

d. マスコミ関係者との連携

令和2年度に引き続き、マスコミ関係者を施設業務運営委員会の委員等に招聘して当該委員の所属するメディアと連携したり、施設の所在地周辺に影響力を持つ地元メディアと連携して、主催事業等の記事を

多数掲載したり、連載枠に記事を定期掲載するなど、メディアとの連携を活用した効率的かつ効果的な広報の実施に努めた。

【取組事例】施設業務運営委員会委員を通じた連携による取組（赤城・三瓶・中央）

赤城では、施設業務運営委員会委員の所属する群馬テレビと当該委員を通じて連携し、教育事業「限界突破キャンプ」（7/31～8/7実施）や「開所50周年記念式典」（4/24実施）等3件の様子について、ローカルニュース「newseye 8」で放送された。また、上毛新聞社所属の委員を通じて主催事業「あかぎ防災キャンプ」（12/18～19実施）等7件について、上毛新聞朝刊に掲載された。

三瓶でも、施設業務運営委員会委員の所属するNHK松江放送局と当該委員を通じて連携し、機構主催「全国一斉書き初め大会」の一環として実施した「新春！書道アートの世界～古代文字で書き初め大会～」（1/9実施）の様子についてローカルニュース「おはようちゅうごく」で放送された。

また、中央では、地元ラジオ局エフエム御殿場富士山GOGO エフエム所属の委員を通じて連携し、施設職員が毎月第3火曜日放送のラジオ番組「体験の風をおこそう」にレギュラー出演して、施設や主催事業、職場内の様子などを紹介した。

【取組事例】新聞社と連携した取組（三瓶）

三瓶では、島根日日新聞と連携し、平成26年2月から毎月、交流の家担当者が記事を執筆する「大田だより」を掲載し、事業の募集や利用促進、施設での出来事など、幅広い内容を定期的に発信している。家族を対象とした事業の記事を掲載した際には、定員を大きく上回る申込みがあり、効果的な発信の機会となっている。

(3) フォーラム等の実施

機構では、青少年教育関係者のみならず、広く一般に対しても体験の重要性について理解を深める機会を設けるため、「体験の風をおこそう」運動推進委員会と連携し「体験の風をおこそう」フォーラムを令和元年度まで毎年実施してきた。

また、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会や企業、学校等と連携し、「早寝早起き朝ごはん」全国フォーラムを令和元年度まで毎年実施してきた。

いずれも令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

令和3年度は、これら二つの運動を連動させた取組として、「子供の未来応援フォーラム」の実施を計画してい

たが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

(4) 職員の広報研修

本部主催の広報研修は、広報の重要性の理解と効果的な広報スキルの習得を目的に令和元年度より毎年度実施している。令和3年度は、基礎編・実務編・管理編の3階層に分けて実施した。基礎編では受講を希望した本部・施設の職員82名（うち実習受講者は21名）を対象に、広報の重要性や基礎的知識の講義とSNSサービス「note」を用いた情報発信ページ作成の実習を行った。実務編では基礎編同様受講を希望した本部・施設の職員32名を対象に、閑散期対策をテーマにしたマーケティングやYouTube動画制作のノウハウに関する講義と閑散期向け新サービスの企画検討やその広報用動画の企画書作成をグループワークにより実習した。管理編は広報課職員5名を対象にブランディング、広報効果の測定、広報に係る危機管理等をテーマに座談形式で行った。以上のとおり、研修を段階的に実施し、職員の広報スキル向上に努めた。

なお、本研修のうち基礎編と実習編は、本部・施設的全職員に対する受講機会の確保と新型コロナウイルス感染防止のため、オンライン開催とした。

(5) ホームページ掲載情報の更新等

① ホームページ掲載情報の更新

全ての教育施設では、ホームページ掲載情報について、ホームページを運用する担当課・係を中心に誤情報や不要情報が掲載されていないか相互に確認しているほか、本部では年度初めに各課に向けてそれぞれの課でアップしている掲載情報の整理を書面で注意喚起するなど、掲載情報の更新が適切に行われるよう努めている。

② ホームページのアクセス数

全ての教育施設のホームページでは、事業の参加者募集、事業報告、各教育施設の利用促進に関する情報など提供しており、令和3年度のアクセス件数は約583万件（中期計画期間中の数値目標：年間平均550万件）であった。

本部及び各教育施設においては、令和2年度に引き続き、最新情報の掲載、スマートフォン対応、SNSでの情報発信、アイキャッチ画像の活用、事業等の申込み手続きのWeb化など、利用者の利便性向上に向けた取組を地道に行い、アクセス数の増加に努めた。

③ SNSを活用した広報活動

YouTube、Facebook等のSNSを活用し、教育施設の紹介や実施事業の様子、野外活動やオリエンテーリングの

手順等についての動画や写真、文章を投稿して、広報の充実に努めている。令和3年度は、本部において家庭で取り組める体験活動を動画で紹介する YouTube チャンネル「体験ちゃん」の開設や、機構の各種事業等を紹介した Facebook ページを開設した。また、地方教育施設では、認知度向上のために複数の SNS にて情報発信を行うなど、SNS を効果的に活用している。

2. 各業務の点検・評価の推進

(1) アンケート調査等の実施と業務改善への反映状況

利用団体がよりよい研修を実施できるよう、アンケート調査や窓口等での聞き取りを行い、業務改善を図った。アンケート調査では、施設利用に関する聞き取りを行い、利用者が不満を感じた内容については、可能な限り窓口での細やかな聞き取りをしながら、要因を分析し、対策を実施している。各施設で発生した事例や実施した対策等については全ての教育施設で共有している。

【取組事例】新型コロナウイルス感染症の影響による活動プログラムの見直し（花山・信州高遠）

各種活動プログラムにおいては、利用者同士の接触が発生してしまうなど、新型コロナウイルス感染症禍中では実施を制限すべきものもあったが、利用団体が実施を強く希望するプログラムもあることから、感染防止対策を行いつつ、活動プログラムの教育的効果を損なわないよう実施できる方法を工夫して提供をしている。

花山では、これまでの館内オリエンテーリング（「館内追跡ゲーム」）は密になったり、利用者同士の接触が発生する場面があった。そこで、密になったり、他の利用者とは接触したりする場面がない館内オリエンテーリングを2種（「リックを探せ」「怪盗Rからの挑戦状」）開発・提供した。

信州高遠では、野外炊飯において、本来の目的に防災減災教育の視点を加え、個々に分けて準備した防災食を作る野外炊飯を実施したり、野外炊飯を実施するために食堂業者と連携し、感染の可能性が考えられるため班ごとに野菜や肉を切る行程は食堂に任せたりするなどの対応を行った。キャンプファイヤーでは、学校全体ではなく小規模なクラスごとでの実施を提案したり、大きな声を出さず小さな規模で火を囲んで親睦を深めるためのボンファイヤーとするなどの実施を勧め、各団体が実施した。

(2) 業務全般に関する自己点検・評価の実施状況

文部科学大臣による業務の実績等に関する評価を受けるに当たり、業務全般について自己点検・評価を行うとともに、外部有識者からなる機構評価委員会において評価や指摘等を受け、その結果を「自己点検・評価報告書」として取りまとめ、機構 Web サイトに掲載することにより公表している。

文部科学大臣や機構評価委員会の評価や意見等については、各部署において速やかに対応を検討するとともに、業務改善に努め、対応状況を機構評価委員会へ報告している。

また、第4期中期目標における重点項目については、各施設においても計画、結果、課題等の分析を行い、改善を図っている。

3. 各業務における安全性の確保

(1) 安全管理マニュアル等の改善・充実やその遵守

各教育施設においては、危機管理マニュアル策定指針に基づいた「危機管理マニュアル」及び「危険度が高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」を遵守している。

平成30年度に、全ての教育施設の危機管理マニュアル等を本部で検証し、自然災害発生時の具体的な対応に関する記載や、危機管理に係る主要な訓練・研修とマニュアルとの関連付けなど、機構全体で統一して点検する観点を取りまとめ、「危機管理関係マニュアル点検方針」を策定し、状況に応じて適宜更新し、共有している。

令和3年度から、全ての地方教育施設において、安全管理担当者を配置し、当該点検方針に基づき点検・見直しをするとともに、研修・訓練を行うことで、職員の危機管理意識と対応能力の向上を図り、利用者の安全確保に取り組んだ。

また、本部において策定した「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」をもとに、全ての教育施設において、新型コロナウイルス感染防止対策、感染が疑われる者が発生した場合の対応など、全職員が対応できるよう可視化したマニュアルを作成し、状況に応じて適宜更新し、共有している。

(2) 日常的な施設整備及び教材教具類の保守点検の実施状況

各教育施設では、施設整備や教材教具の安全・衛生管理について、「危機管理マニュアル」及び「危険度の高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」に基づき日常的な点検に取り組んでいる。

さらに、文部科学省が青少年教育施設の管理者向けに作成した「青少年教育施設の施設管理者点検マニュアル」や職員ポータルサイトに掲載している各教育施設の安全点検チェックリストを踏まえ、安全点検の実施を徹底した。

(3) 事故データ集等の改訂・配布

本部では、安全管理に関する情報として、「事故データ集」を作成し、職員用ポータルサイトで共有するだけでなく、機構ホームページにて公立の青少年教育施設等が活用できるよう掲載している。

令和3年度は、令和元年度（4月～3月）の利用団体を対象に調査を行い、研究センターが分析を行ったうえで「国立青少年教育施設における傷病の概況」を作成し、施設利用中に起こった負傷や疾病の状況をまとめた（第7章参照）。この結果については、機構ホームページに掲載し発信している。

（4）安全管理研修の実施（第4章参照）

4. ICTの活用

（1）ICTを効果的に活用した体験活動の在り方の検討

各地方教育施設においては、ICTを活用した取組を進めている。令和3年度末時点で、17施設で事前打合せにオンライン会議ツールを導入しており、23施設で活動プログラムや施設利用等に関する説明動画を公開している。

【取組事例】活動プログラムや施設利用等に関する説明動画の作成（赤城・能登）

赤城では、YouTubeチャンネルにおいて、入浴の仕方、寝具の敷き方、入所退所手続きの仕方、活動プログラムの進め方など、利用者が当施設を利用するに当たって必要な情報を投稿している。また、教育事業終了時には、その様子を5分程度にまとめ、投稿している。令和4年2月1日現在、328人のチャンネル登録があるとともに、「浴室の使い方」の再生回数は4,718回にのぼるなど、利用者のニーズに沿った投稿を行っている。

能登では、YouTubeチャンネルに、入所オリエンテーション関連動画3種類や主な活動プログラムの紹介動画を公開している。利用団体間で調整を行うプログラム調整会ではYouTubeチャンネルの紹介を行い、動画視聴の積極的な活用を呼びかけている。利用者からは「事前に施設の使い方を知れて良かった」「入所オリエンテーションの時間を省略したことで生まれた時間を有効活用できた」といった声が聞かれた。

【取組事例】LINEを活用した広報（夜須高原）

夜須高原では、LINEで広告を行ったほか、LINEの「友だち追加」を事業参加の条件としたことにより、1,028件の登録があり、今後、利用促進等のお知らせをLINEで送信できるようになった。具体的には、「体験の風をおこそう」運動推進事業として11月に開催した「夜須高原 KidsEXPO」で、広告、入場登録、アンケート、アンケート後のプレゼント交換チケット配信など、全てLINEを用いて実施した。紙媒体での広報は行わず、LINE広告のみ業者委託を行い、8日間のLINE広告で935件、事業当日に93件登録があり、総合計1,028件の登録があった。

	<p>(2) オンライン形式を活用した会議・研修等の検討</p> <p>【取組事例】 オンライン形式を活用した研修の取組（大雪・日高）</p> <p>北海道では青少年教育振興のため、北海道内に所在する青少年教育施設が相互に連携及び職員の資質向上を図ることを目的として「北海道青少年教育施設協議会」が設立され、事務局を大雪青少年交流の家、事業委員会を日高青少年自然の家が担当し、地域ブロックの活性化に取り組んでいる。</p> <p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染防止と合わせて研修会の参加者増加を目的に年6回実施した研修会のうち、5回を現地参加とオンライン形式を併用したハイブリッド方式で実施し、参加者合計128人中82人がオンライン形式で参加した。</p> <p>参加者からは、「移動時間を気にせず、研修へ参加することができ、他施設の職員ともコミュニケーションを取ることができた」、「現地で体験している人のコメントも聞けたので、オンライン形式であっても研修内容がよく伝わった」など、高評価を得ることが出来た。</p>		
--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1	業務の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビュー番号 0049

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
	—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
<u>中期目標、中期計画、年度計画</u>					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B	
<p><主な定量的指標></p> <p>【一般管理費の削減】</p> <p>・中期目標期間中に、一般管理費については5%以上、業務経費についても5%以上の効率化を図る。</p> <p><その他の指標></p> <p>【一般管理費の削減】</p> <p>・調達の合理化等を推進</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1. 一般管理費等の削減</p> <p>毎年、運営費交付金が削減されており、経費等の削減・効率化等について計画的に行っているところである。</p> <p>一般管理費及び業務経費については、中期計画において、「一般管理費については5%以上、業務経費についても、5%以上の効率化を行う。なお、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないようにする。」としている。中期計画を踏まえた令和3年度計画においては、「調達の合理化等を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、業務の効率化を図る。」としている。</p> <p>令和3年度においては、表10-1のとおり、利用者の安全確保に関する経費及び基金事業費を除き、一般管理費については19.0%の削減、業務経費については14.5%の削減をしており、目標どおり達成している。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>一般管理費等の削減については、一般管理費及び業務経費ともに所期の目標を達成した。</p> <p>役職員の給与については、国家公務員の給与水準を</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>利用者の安全確保に関する経費及び基金事業費を除き、一般管理費については19.0%の削減、業務経費については</p>		

するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、業務の効率化を図ったか。

【給与水準の適正化】

・政府における人件費削減の取組や独立行政法人制度改革等を踏まえた給与水準の適正化を図ったか。

【契約の適正化】

・契約監視委員会によるチェックの下、一者応札の点検・見直し及び調達に関するガバナンスの徹底等に取り組むことにより、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施するため、「令和3年度調達等合理化計画」を策定したか。

【間接業務等の共同実施】

・4法人による間接業務等の共同実施に関する協議会において実施計画を

表 10-1 一般管理費及び業務経費（利用者の安全確保に関する経費及び基金事業費等を除く）の縮減状況
(単位：千円)

区 分	基準額(※)	令和3年度決算額	増減額 (増△減率)
一般管理費	2,113,181	1,711,857	△401,324(△19.0%)
業務経費	1,948,007	1,665,681	△282,326(△14.5%)
合 計	4,061,188	3,377,538	△683,650(△16.8%)

※基準額は、令和元年度決算額に前中期計画における効率化係数を乗じて算出している。

【経費の削減に向けた主な取組】

新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き厳しい収支の状況が見込まれたため、年度当初の予算編成において、予算統制を図るとともに、教育事業の中止や光熱水料等の削減、超過勤務の抑制等により、経費の削減に取り組んだ。

2. 給与水準の適正化

役職員の給与体系・給与水準については、平成26年度の国家公務員の給与制度の総合的見直しを踏まえ、経過措置を含め、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）等に準じて取り扱っている。

なお、当機構のラスパイレス指数（対国家公務員）は94.3である。

また、諸手当に関しても国の給与法等に準じたものとなっており、勤勉手当及び昇給においては勤務成績を反映した仕組みを取り入れている。

表 10-2 【経年比較】ラスパイレス指数（対国家公務員）

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ラスパイレス指数	94.7	94.9	94.1	94.5	94.3

3. 契約の適正化

(1) 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）（以下「総務大臣決定」という。）に基づき、令和3年度調達等合理化計画（以下「調達等合理化計画」という。）を策定し、公正性・透明性を確保しつつ、自立的かつ継続的に調達等の合理化に取り組んだ。

十分に考慮し、機構の業務の特殊性を踏まえたうえで適正な水準を維持している。

契約の適正化については、調達等合理化計画を策定し、公正性・透明性を確保しつつ、自立的かつ継続的に調達等の合理化に取り組んだ結果、内部統制の体制強化や契約事務の適正化など一定の効果が得られた。

間接業務等の共同実施については、共同実施を決定した業務について、着実に実行するとともに、更なる業務運営の効率化を図るため、新たな対象品目及び対象業務についても引き続き検討を行った。

14.5%削減した。

<今後の課題>

・財務省が実施した令和元年度予算執行調査において、「支出の効率的な取組として、施設共通的な物品類について、一括調達の実施とともに競争入札の実施による効率化を徹底すべき。」との指摘を踏まえ、一括調達や他法人との共同調達などの費用対効果や効率化について、引き続き検証を行う必要がある。

<その他事項>

—

定め、取組を実施したうえで費用対効果及び効率化等の検証を行ったか。
また、効果的・効率的な業務運営のために、新たな共同実施の対象品目及び対象業務について検討を行ったか。

【保有資産の見直し】

・保有資産については、保有資産等利用検討委員会により定期的に利用実態等を把握するとともに、その必要性や規模の適正性についての検証を不断に行ったか。

【業務のデジタル化・オンライン化】

・業務継続や業務効率化の観点からテレワークの導入等、業務のデジタル化・オンライン化に取り組むとともに、ICTを利活用できる職員の育成を行ったか。

<評価の視点>

また、調達等合理化計画の策定等に当たっては、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会による点検及び見直しを行った。

① 調達の現状と要因の分析

表 10-3 令和2年度及び令和3年度に締結した契約の状況 (単位：件、億円)

	令和2年度		令和3年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(47.8%) 86	(81.5%) 31.4	(69.9%) 121	(88.3%) 32.6	(40.7%) 35	(3.7%) 1.2
企画競争・公募	(21.7%) 39	(3.5%) 1.3	(5.8%) 10	(0.6%) 0.2	(△74.4%) △29	(△83.7%) △1.1
競争性のある契約(小計)	(69.4%) 125	(85.0%) 32.8	(75.7%) 131	(88.9%) 32.8	(4.8%) 6	(0.1%) 0.0
競争性のない随意契約	(30.6%) 55	(15.0%) 5.8	(24.3%) 42	(11.1%) 4.1	(△23.6%) △13	(△28.7%) △1.7
合計	(100%) 180	(100%) 38.5	(100%) 173	(100%) 36.9	(△3.9%) △7	(△4.2%) △1.6

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

令和3年度の契約状況は、表 10-3 のとおりであり、契約件数は173件、契約金額は36.9億円である。また、競争性のある契約の件数・金額は、131件(75.7%)・32.8億円(88.9%)、競争性のない随意契約の件数・金額は、42件(24.3%)・4.1億円(11.1%)となっている。

令和3年度は、複数年度契約を締結していた27地方教育施設の寝具類賃貸借及び電気供給等の契約更新が集中したことにより、令和2年度と比較して競争入札等の契約件数が35件(40.7%)増加している。

表 10-4 令和2年度及び令和3年度の一者応札・応募の状況 (単位：件、億円)

		令和2年度	令和3年度	比較増△減
複数者 応札・応募	件数	99 (79.2%)	94 (71.8%)	△5 (△5.1%)
	金額	22.9 (69.9%)	24.6 (74.9%)	1.7 (7.4%)
一者 応札・応募	件数	26 (20.8%)	37 (28.2%)	11 (42.3%)
	金額	9.9 (30.1%)	8.2 (25.1%)	△1.6 (△16.7%)
合計	件数	125 (100%)	131 (100%)	6 (4.8%)

保有資産の見直しについては、前年度に引き続き保有資産等利用検討委員会を開催し、施設等が有効利用されていることを確認した。

業務のデジタル化・オンライン化については、テレワークシステムの部分的な導入やWeb会議サービスの活用などに取り組んだ。

上記のとおり、年度計画における所期の目標を達成していることから、B評定とした。

<課題と対応>

一般管理費等の削減について、今後も一般管理費及び業務経費ともに削減に取り組

-	<table border="1" data-bbox="577 97 1632 156"> <tr> <td data-bbox="577 97 743 156"></td> <td data-bbox="743 97 844 156">金額</td> <td data-bbox="844 97 1106 156">32.8 (100%)</td> <td data-bbox="1106 97 1368 156">32.8 (100%)</td> <td data-bbox="1368 97 1632 156">0.0 (0.1%)</td> </tr> </table> <p>(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 (注2) 合計欄は、競争性のある契約の件数及び金額である。</p> <p>令和3年度の一者応札・応募の状況は、表10-4のとおりであり、契約件数は37件(28.2%)、契約金額は8.2億円(25.1%)である。</p> <p>令和3年度は、業者に対する幅広い意見の聴取や、公平性に配慮したうえでの受注可能業者の調査、ホームページを通じた発注見通しの情報発信等に取り組んだが、競争入札等の契約件数が増加したことに加えて、地方教育施設における契約更新において、施設の立地条件、燃料価格の高騰等を背景として、参加業者が限定的となったことにより、令和2年度と比較して一者応札・応募の件数は11件(42.3%)増加している。</p> <p>② 重点的な取組分野</p> <p>令和3年度については、以下の項目について重点的に調達等の合理化に努めた。</p> <p>ア. 仕様書についての幅広い意見の聴取</p> <p>イ. 公告期間及び業務等準備期間の十分な確保</p> <p>ウ. 入札説明書受領業者のうち入札不参加であった業者への聴き取り</p> <p>エ. 公平性を保ったうえでの受注可能業者の調査</p> <p>オ. 発注見通しの早期発信</p> <p>③ 調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>ア. 随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>競争性のない随意契約を締結した案件については、調達内容を十分把握し、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性を確認のうえ、事前に契約事務の執行に携わらない監査室により内部審査を受けるとともに、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会において事後点検を実施した。</p> <p>イ. 不祥事の発生の未然防止のための取組</p> <p>会計検査院等が指摘した不適切事例の把握に努め、研修の実施や内部監査結果を組織全体で共有することで、内部統制の体制強化及び契約事務の適正化を図った。</p> <p>4. 間接業務等の共同実施</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、効果的・効率的な業務運営のため、よ</p>		金額	32.8 (100%)	32.8 (100%)	0.0 (0.1%)	<p>む。</p> <p>契約の適正化については、今後も調達等合理化計画に基づき、公正性、透明性を確保しつつ合理的な調達の推進に努めることとする。</p> <p>間接業務等の共同実施については、引き続き、新たな対象品目及び対象業務の検討を行っていく。</p> <p>保有資産の見直しについては、今後も組織的かつ不断に自主的な見直しを行う。</p> <p>業務のデジタル化・オンライン化については、コロナ禍における業務継続や急速に進歩するデジタル技術の活用による業務効率化を図るため、よ</p>	
	金額	32.8 (100%)	32.8 (100%)	0.0 (0.1%)				

	<p>め、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館及び教職員支援機構の3法人と共同して実施することを決定した下記の業務について、着実に実行し経費の削減及び業務の効率化が図られた。</p> <p>(1) 物品（蛍光管、事務用品（ドッチファイル））等の共同調達</p> <p>(2) 間接事務（会計事務等の内部監査）の共同実施</p> <p>(3) 職員研修（公文書管理研修、人事制度研修）の共同実施</p> <p>なお、間接事務の共同実施や職員研修の一部については、新型コロナウイルス感染症対策のため中止とした。</p> <p>また、4法人の連携を推進する場として設置された「間接業務等の共同実施に関する協議会」において、更なる業務運営の効率化を図るため、新たな共同実施の対象品目及び対象業務について引き続き検討を行った。</p> <p>5. 保有資産の見直し</p> <p>(1) 資産の保有状況</p> <p>法人の目的を達成するための業務として、機構法第11条に「青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修のための施設を設置すること」が規定されており、これを実施する資産として、建物・構築物（延べ床面積：453,461 m²、資産額：38,775 百万円、宿泊定員：センター1,418 人、その他の教育施設は160 人～448 人）、土地（延べ面積：291,395 m²、資産額：36,914 百万円）を保有している。このほか、機構の業務を実施するために必要な機械器具、車両、船舶等の資産を保有している。</p> <p>(2) 保有資産の見直し状況</p> <p>保有資産の具体的な見直しとして、各教育施設の使用する土地及び建物（以下「施設等」という。）の有効利用に関して、組織的かつ不断に把握・検討を行う体制を整備して、施設等の適正かつ効率的な運用管理を図るべく、平成25年度に、独立行政法人国立青少年教育振興機構保有資産等利用検討委員会を設置した。</p> <p>令和3年度は11月に同委員会を開催し、施設等の利用状況の把握を行い、事務事業を実施する上で、必要最小限のものとなっているかの検討を行った。</p> <p>その結果、施設等が有効利用されていることを確認するとともに、今後も継続して有効に利用されているか等、利用状況を把握していくこととした。</p> <p>6. 業務のデジタル化・オンライン化</p> <p>(1) 業務のデジタル化・オンライン化の状況</p>	<p>り一層推進していく必要がある。</p>	
--	--	------------------------	--

	<p>本部を中心にテレワークシステムを導入し、業務のデジタル化・オンライン化に取り組んだ。また、Web 会議サービスを活用し、会議のオンライン化・ペーパーレス化にも取り組んだ。機構全体で利用するグループウェアの更新を行うに当たり、新たにグループ単位での情報共有、共同編集、チャット・Web 会議がインターネット上で手軽に行える職員間のコミュニケーションツールを導入した。</p> <p>(2) ICT を利活用できる職員の育成</p> <p>新規採用職員研修において、グループウェアの活用方法、Web 会議の開催方法等について、講義を行い、ICT の利活用能力の向上を図った。(第 20 章参照)</p>		
--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2	効果的・効率的な組織の運営		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビュー番号 0049

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	宿泊室稼働率の全施設平均値	通年 55%以上	—	【目標】 通年 55%以上 【実績】 26.8% 【達成率】 48.7%	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B	
<p><主な定量的指標></p> <p>【施設の効率的な利用の促進等】</p> <p>・宿泊室稼働率について、「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、全国28施設平均5%以上を確保したか。</p> <p><その他の指標></p> <p>【各施設の役割の明確化及び運営の改善】</p> <p>・各施設の役割分担を行い、施設ごとに果たすべき役割を明確化し、施設の特色化に努めたか。</p> <p>・業務実績について各施設の自己評価を行い、結果及び課題を取りまとめ、各施設の業務改善に反映させたか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1. 各教育施設の役割の明確化及び運営の改善</p> <p>平成23年2月に、文部科学省の「今後の国立青少年教育施設の在り方について（報告書）」において、国立青少年教育施設が取り組むべき事項として、効果的・効率的な施設配置のための各施設の特色・機能を明確にすることが示された。これを踏まえ、機構では、教育施設の特色や役割を踏まえた効果的・効率的な教育施設の配置及び管理運営に関する調査研究を実施し、「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等について（第一次報告（平成24年3月）、第二次報告（平成27年3月））」を取りまとめた。これを受け、モデル的事業の開発、青少年教育指導者の養成、青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発など、国立青少年教育施設として全うすべき役割を果たすとともに、各教育施設の役割の明確化に取り組んだ。各教育施設においては、それぞれの特色や機能を踏まえて運営に努めた。</p> <p>(1) 各教育施設の役割の明確化</p> <p>① 国立オリンピック記念青少年総合センターの役割の明確化</p> <p>我が国最大の都市型青少年教育施設であるセンターについて、その立地環境を最大限活かすとともに、青少年を取り巻く社会情勢や青少年・青少年指導者のニーズに応じるため、将来構想について検討を行った。</p> <p>次年度以降、この将来構想に基づいて、機能の向上や施設の特色化、そして運営の改善に取り組む予定である。</p> <p>② 各地方教育施設の役割の明確化</p> <p>地方教育施設においては、令和3年度は、地域に貢献できるプログラムの開発や充実のため、「地域の教育的課題に対応するプログラム」（特色化準備）推進事業を全教育施設において実施した（第3章参照）。さらに、各教育施設における事業の検証等を踏まえ、それぞれの教育施設の特色化を図るため、SDGsの視点に沿って、10の教育テーマを設定した。</p> <p>令和3年度は、27施設が7グループに分かれて連携しながら、効果的・効率的に事業を実施した。</p> <p>(2) 業務実績の自己点検・評価（第9章参照）</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>センターの役割の明確化については、機能の向上や施設の特色化、運営の改善に向けて、将来構想の検討を行った。</p> <p>各地方教育施設の役割の明確化については、地域の実情や青少年を取り巻く現状と課題からそれぞれの教育施設の特色化を図るため、10の教育テーマを設定し、効果的・効率的に事業を実施した。</p> <p>「運営協議会」方式の活用による施設の運営については、令和3年度も、各教育施設において、運営協議会委員と協働し、様々な知見や協力を得ながら教育事業の企画・運営や研修支援の</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>一部、年度計画で設定した目標値の未達成事項はあるものの、上記【全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項】(P. 3～4参照)及び以下の特に評価すべき取組を踏まえて総合的に勘案し、「B」評定とした。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、機構全施設で延べ860日間の休館を行ったこと</p>		

<p>【地域と連携した施設の管理運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の管理運営や事業の企画・実施へ多様な主体が参画する形の管理運営を目指すため、地域の多様な人材発掘に努めるとともに、「運営協議会」方式の導入を引き続き実施したか。 国土強靱化基本計画の対応について、地方公共団体や関係機関等と連携の上、各施設が災害前における防災・減災教育拠点、災害時における災害対応補完拠点、災害後における心身の復興拠点として広域防災補完拠点の機能の充実を進めたか。 <p>【施設の効率的な利用の促進等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年教育に関する業務に支障のない範囲内で、地域、民間団体、家族等の一般利用に広く供し、施設の効率的な利用を促進したか。 	<p>2. 地域と連携した施設の管理運営</p> <p>(1) 「運営協議会」方式の活用による施設の運営</p> <p>先述の文部科学省の「今後の国立青少年教育施設の在り方について（報告書）」において、国立青少年教育施設が取り組むべき事項として、「新しい公共」型の管理運営の導入に向けた試行的実施に着手することが示された。これを踏まえ、機構では、教育施設の管理運営や事業の企画・実施への多様な主体の参画に関する調査研究を実施し、先述の「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等について」を取りまとめた。これを受け、機構においては、様々な地域課題の解決策として青少年の体験活動の機会の活用を進められるよう、地域の青少年教育団体やNPO、企業、自治体等の様々な人材を委員として委嘱する「運営協議会」方式を平成30年度までに全教育施設が導入した。</p> <p>令和3年度も、各教育施設において、運営協議会委員と協働し、様々な知見や協力を得ながら教育事業の企画・運営や研修支援の利用促進、施設整備等を実施した。</p> <p>【取組事例】運営協議会委員の協力・自治体との連携による取組（中央）</p> <p>中央では、子供たちの健康な心と体を育むために、運営協議会委員が在籍する団体からの寄付により、幼児から大人まで多目的に利用できるビーチコート（サンドプール）を新設した。</p> <p>なお、ビーチコートで使用される砂は、自治体との連携により、東京オリンピック2020大会のビーチバレーボール公式試合で使用された砂を譲り受けたものである。</p> <p>新設にあたり、運営協議会委員が代表取締役を務める地元FMラジオ番組で月1回のコーナーでPRを行うほか、地元の幼稚園に対し、遠足等で砂場として利用できるよう広報も行った。</p> <p>今後は、部活動、スポーツ団体のトレーニングや合宿での利用はもちろん、幼児等に対する創造性を育むプログラムの提供や地域住民に対する健康プログラムの提供等を行う予定である。</p> <p>【取組事例】運営協議会委員の協力を得た事業の参画及び職員研修（淡路）</p> <p>淡路では、運営協議会委員が代表を務める、認定NPO法人ソーシャルデザインセンター淡路が主催した「第1回SDGsフォーラム～高校生が語るSDGs社会と私たちの未来～」に共催として参画した。フォーラムを通して島内の高校生が交流し、これからの社会と淡路島の未来を考える機会を提供した。</p>	<p>利用促進、施設整備等を実施した。</p> <p>また、宿泊室稼働率については26.8%（数値目標55%）と年度計画で定める数値目標は達成できなかったが、新型コロナウイルス感染症の影響下でも感染防止対策を徹底した事業運営や施設利用のガイドラインを作成し、団体のニーズに合わせた柔軟な運営を行ったため、B評価とした。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>センターは、将来構想に基づいて次年度以降、機能の向上や施設の特色化、そして運営の改善に取り組んでいく。</p> <p>また、各教育施設においては、今後も、特色を踏まえた施設運営を推進していく必要がある。</p>	<p>や、利用団体側からのキャンセル等もあり、推定で11,515団体1,522,383人の利用が減少となったことに伴い、宿泊室稼働率は年度計画で定める目標値（55%以上）に対し、全施設平均26.8%の稼働率となった。一方、国立青少年教育施設が取り組んでいる感染防止対策の事例集とパンフレットを作成するなど、取組を広く周知した結果、利用団体の89.2%から活動プログラムのねらいに対して「有効」と回答が得られ、年度計画で定める目標値（平均80%以上）を達成した。</p>
---	--	---	--

<p>・研修等のより効率的・効果的な実施に資するため4法人における連携について検討したか。</p> <p><評価の視点></p> <p>—</p>	<p>また、環境教育のプログラムの開発・拡充を行うため、同法人理事を講師として招き、「地球環境の現状とこれから」を主題とした職員研修を実施した。この研修を通して、教育事業「AWAJI 未来探検隊」にSDGsの視点に沿って事業を実施することができるのと同時に、当施設で主催する各事業や研修支援プログラムにおいて、必要な知見を学ぶことができた。</p> <p>(2) 国土強靱化基本計画の対応</p> <p>機構は、以前より、防災をテーマとしたキャンプや、災害時の避難者の受入、災害後の児童を対象としたリフレッシュキャンプ等に取り組んできたが、国土強靱化年次計画2020（令和2年6月18日国土強靱化推進本部決定）において、機構の広域防災補完拠点化が新たに盛り込まれたのに続き、年次計画2021においても以下の施策を実施することとされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全施設での防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの充実）の推進 ・各施設の実情に応じた広域防災補完拠点としての役割の明確化及び災害時の対応 ・各施設で予備的避難所の運営等のためのライフラインの機能強化に必要な給排水設備や電源設備等の更新 <p>これを受け、令和3年度は、各施設において広域防災補完拠点としての様々な役割を担うため、25施設で防災・減災教育の推進に資する教育事業の実施又は活動プログラムの充実を図った（第3章参照）。</p> <p>また、各施設の実情に応じた広域防災補完拠点としての役割の明確化及び災害時の対応として、新たに3施設（センター・信州高遠・諫早）において、避難所等としての施設利用に関する協定を地方公共団体等と締結した。特に、東京都とは、大規模風水害に備え、都内区市町村の区域を越える避難者の受入先としての施設利用に関し、相互に連携・協力することを目的として、「広域避難先としての施設利用に関する包括協定」を令和3年9月に締結した。避難先施設に関する協定締結は、東京都にとって当機構が初めてのケースであり、日本経済新聞や読売新聞等に掲載された。</p> <p>さらに、3施設（磐梯・赤城・阿蘇）においては、予備的避難所の運営等のためのライフラインの機能強化に必要な給排水設備や電源設備等を更新した。</p> <p>3. 施設の効率的な利用の促進</p> <p>(1) 宿泊室稼働率</p> <p>令和3年度の全教育施設の宿泊室稼働率は26.8%であり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響（利用のキャンセル数等については第5章1参照）も大きく、年度計画に掲げる宿泊室稼働率の平均55.0%を達成できなかった。</p> <p>なお、各教育施設においては、新型コロナウイルス感染防止のため、受入団体数や宿泊定員数の制限などの対策を実施しているが、これによる宿泊室稼働率の減少は加味していない。</p>	<p>・「運営協議会」方式の活用による青少年教育施設の運営は、平成30年度までに機構全施設が導入しており、令和3年度も引き続き、各施設において運営協議会委員と協働し、様々な知見や協力を得ながら教育事業の企画・運営や研修支援の利用促進、施設整備等を実施した。</p> <p><今後の課題></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
---	--	--

表11-1 教育施設の総利用者数（全体）

（注1）新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、全ての教育施設で延べ860日間の休館を行った。

（注2）令和2年度、教育事業利用者数に集計していたボランティア、ブース出展、出前授業等について、令和3年度は研修支援利用者数として集計した。

（2）4法人における連携の検討

年度	総利用者数			宿泊利用者数			日帰り利用者数			宿泊室稼働率
	合計	教育事業	研修支援	合計	教育事業	研修支援	合計	教育事業	研修支援	
R2	921,720	190,914	730,806	308,675	28,612	280,063	613,045	162,302	450,743	15.7%
R3	1,372,217	79,800	1,292,417	580,701	25,109	555,592	791,516	54,691	736,825	26.8%
増減	450,497	△ 111,114	561,611	272,026	△ 3,503	275,529	178,471	△ 107,611	286,082	11.1

「独立行政法人の中（長）期目標の策定について」（令和2年12月4日独立行政法人評価制度委員会決定）において、「各府省、他法人や地方公共団体、民間部門等と連携し、それらの機関の施設を利用して業務を実施する可能性も視野に入れつつ、効率的な施設の在り方について計画的に検討すること」とされた。機構においては、令和3年度は、4法人のホームページに相互リンクを貼り、4法人間における施設の利用促進を図った。また、当機構の教育事業「少年の主張」に国立女性教育会館理事長を評価委員として委嘱し、専門的な知見を得ることができた。（第10章4参照）

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-3	予算執行の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビュー番号 0049

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
	—	—	—	—	—	—	—		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価						主務大臣による評価																																																																														
	業務実績			自己評価			評定	B																																																																													
<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>・収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にし、予算と実績を適切に管理したか。</p> <p><評価の視点></p> <p>—</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1. 予算執行の効率化の状況</p> <p>予算執行の効率化について、年度計画において、収益化単位の各業務及び一般管理費を区分した「予算」、「収支計画」及び「資金計画」を策定し、計画に基づいて執行管理を行った。</p> <p>その結果、業務及び管理部門の活動と運営費交付金や事業収入等の対応関係が明確化され、予算と実績の適切な管理につながった。</p> <p>表 12-1 令和3年度の予算（要約）（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区別</th> <th colspan="2">自立する青少年の育成の推進</th> <th colspan="2">青少年教育指導者等の養成及び資質の向上</th> <th colspan="2">青少年教育指導者等研修及び青少年研修に対する指導及び助言</th> </tr> <tr> <th>予算額</th> <th>決算額</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【収入】 運営費交付金</td> <td>1,084,595</td> <td>1,084,595</td> <td>412,493</td> <td>412,493</td> <td>1,249,012</td> <td>1,249,012</td> </tr> <tr> <td>事業収入等</td> <td>517,891</td> <td>215,926</td> <td>196,964</td> <td>89,728</td> <td>596,403</td> <td>247,047</td> </tr> <tr> <td>施設整備費補助金</td> <td>328,132</td> <td>274,966</td> <td>124,795</td> <td>104,575</td> <td>377,876</td> <td>316,650</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>-</td> <td>352,733</td> <td>-</td> <td>131,579</td> <td>-</td> <td>386,040</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,930,618</td> <td>1,928,221</td> <td>734,252</td> <td>738,374</td> <td>2,223,291</td> <td>2,198,749</td> </tr> <tr> <td>【支出】 業務経費</td> <td>747,648</td> <td>942,136</td> <td>284,345</td> <td>358,312</td> <td>860,987</td> <td>1,084,960</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td>854,838</td> <td>596,808</td> <td>325,112</td> <td>226,997</td> <td>984,428</td> <td>687,281</td> </tr> <tr> <td>施設整備費補助金</td> <td>328,132</td> <td>274,966</td> <td>124,795</td> <td>104,575</td> <td>377,876</td> <td>316,650</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>-</td> <td>46,655</td> <td>-</td> <td>18,921</td> <td>-</td> <td>33,989</td> </tr> </tbody> </table>						区別	自立する青少年の育成の推進		青少年教育指導者等の養成及び資質の向上		青少年教育指導者等研修及び青少年研修に対する指導及び助言		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	【収入】 運営費交付金	1,084,595	1,084,595	412,493	412,493	1,249,012	1,249,012	事業収入等	517,891	215,926	196,964	89,728	596,403	247,047	施設整備費補助金	328,132	274,966	124,795	104,575	377,876	316,650	その他	-	352,733	-	131,579	-	386,040	計	1,930,618	1,928,221	734,252	738,374	2,223,291	2,198,749	【支出】 業務経費	747,648	942,136	284,345	358,312	860,987	1,084,960	一般管理費	854,838	596,808	325,112	226,997	984,428	687,281	施設整備費補助金	328,132	274,966	124,795	104,575	377,876	316,650	その他	-	46,655	-	18,921	-	33,989	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>予算執行の効率化について、年度計画において、収益化単位の業務ごと及び一般管理費を区分し、計画に基づいて執行管理を行った結果、業務及び管理部門の活動と運営費交付金や事業収入等の対応関係が明確化され、予算と実績の適切な管理につながったことから、B評定とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>限られた財源の活用のため、今後とも適切に管理していく必要が</p>		<p><評定に至った理由></p> <p>></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>収益化単位の各業務及び一般管理費「予算」「収支計画」「資金計画」の区分を策定することで、予算と実績を適切に管理した。</p> <p><今後の課題></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
区別	自立する青少年の育成の推進		青少年教育指導者等の養成及び資質の向上		青少年教育指導者等研修及び青少年研修に対する指導及び助言																																																																																
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額																																																																															
【収入】 運営費交付金	1,084,595	1,084,595	412,493	412,493	1,249,012	1,249,012																																																																															
事業収入等	517,891	215,926	196,964	89,728	596,403	247,047																																																																															
施設整備費補助金	328,132	274,966	124,795	104,575	377,876	316,650																																																																															
その他	-	352,733	-	131,579	-	386,040																																																																															
計	1,930,618	1,928,221	734,252	738,374	2,223,291	2,198,749																																																																															
【支出】 業務経費	747,648	942,136	284,345	358,312	860,987	1,084,960																																																																															
一般管理費	854,838	596,808	325,112	226,997	984,428	687,281																																																																															
施設整備費補助金	328,132	274,966	124,795	104,575	377,876	316,650																																																																															
その他	-	46,655	-	18,921	-	33,989																																																																															

計	1,930,618	1,860,566	734,252	708,786	2,223,291	2,122,881
---	-----------	-----------	---------	---------	-----------	-----------

ある。

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(単位：千円)

区別	青少年教育に関する施設及び 団体相互間の連絡及び協力の 促進		青少年教育に関する 専門的な調査研究		青少年団体が行う 活動に対する助成	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
【 収 運営費交付金 入】						
事業収入等	25,962	25,962	112,499	112,499	2,300,000	2,300,000
施設整備費補助 金	12,396	5,135	53,717	22,251	-	43,576
その他	7,854	6,582	34,035	28,520	-	-
計	-	8,024	-	34,771	-	804,020
計	46,212	45,703	200,251	198,041	2,300,000	3,147,596
【支出】 業務経費	17,896	22,551	77,549	97,722	2,300,000	1,627,033
一般管理費	20,462	14,285	88,667	61,903	-	-
施設整備費補助 金	7,854	6,582	34,035	28,520	-	-
その他	-	706	-	3,061	-	-
計	46,212	44,125	200,251	191,206	2,300,000	1,627,033

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(次ページに続く)

(単位：千円)

区別	一般管理費		合計	
	予算額	決算額	予算額	決算額
【収入】				
運営費交付金	3,369,037	3,369,037	8,553,598	8,553,598
事業収入等	21,764	22,027	1,399,135	645,690
施設整備費補助金	-	-	872,692	731,294
その他	-	5,630	-	1,722,796
計	3,390,801	3,396,694	10,825,425	11,653,377
【支出】				
業務経費	-	-	4,288,425	4,132,715
一般管理費	3,390,801	3,201,475	5,664,308	4,788,730
施設整備費補助金	-	-	872,692	731,294
その他	-	-	-	103,333
計	3,390,801	3,201,475	10,825,425	9,756,071

(注1) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(注2) 収入のうち、「その他」については、大口の民間出えん金、寄附金及び前年度繰越金が含まれている。

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
III	自己収入の確保、固定経費の節減		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビュー番号 0049

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報
		—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	評定	B
<p><主な定量的指標></p> <p>・事業収入については、対前年度比1%以上の増収を図ったか。 (ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を著しく受ける場合を除く。)</p> <p><その他の指標></p> <p>・収入面に関して、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を行ったか。</p> <p>・国や民間団体等からの受託事業等の積極的な受入れ等により、外部資金の確保及び寄附金の増加に努めたか。</p> <p>・施設の機能向上の改修等に係る経費について、新たに収入を確保する仕組みの構築に向</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1. 予算</p> <p>(1) 事業収入等の確保の状況</p> <p>① 令和3年度事業収入等予算額 1,399,135千円</p> <p>② 令和3年度事業収入等決算額 645,690千円</p> <p>(対令和3年度予算比 △753,445千円、53.9%減)</p> <p>(対令和2年度決算比 345,004千円、114.7%増)</p> <p>(2) 事業収入等の確保に係る主な取組状況</p> <p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、全国各地への「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の発令、その他各教育施設の所在する都道府県等からの要請等により、13教育施設で延べ860日間の休館を行った。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による利用団体側からのキャンセル等も合わせ、推定で11,515団体1,522,383人の利用が減少した。</p> <p>このような中でも、利用の促進に向けた広報活動等の工夫・充実、特別に支援が必要な青少年に配慮した受入れを行うなど、可能な限りの取組を行った。</p> <p>なお、センターにおける利用料金の値上げについて、令和4年1月から実施するなど、自己収入の確保に努めている。</p> <p>また、これまでの機構の健全な青少年の育成等に関する取組が最大限評価されたことにより、令和3年度において、民間出せん金(803,763千円)及び寄附金(220,256千円)を受け入れている。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、全国各地への「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の発令、その他各教育施設の所在する都道府県等からの要請等により、13教育施設で延べ860日間の休館を行った。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による利用団体側からのキャンセル等も合わせ、推定で11,515団体1,522,383人の利用が減少した。このような中でも、利用の促進に向けた広報活動等の工夫・充実、特別に支援が必要な青少年に配慮した受入れを行</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響の利用者減により自己収入は減ったが、利用者促進に向けた工夫や、オリンピックセンターの利用料金の値上げ等自己収入増に努めている。</p> <p>前年度に引き続き、大口の民間出せん金(803,763千円)及び寄附金(220,256千円)を確保した。</p> <p><今後の課題></p> <p>・新型コロナウイルス</p>		

けて検討を行ったか。
・ナショナルセンターとしての機能を維持しつつ、管理・運営業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を行ったか。

<評価の視点>

—

表 13-1 令和3年度の予算 (単位:千円)

区 別	自立する青少年の育成の推進			青少年教育指導者等の養成及び資質の向上		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
【収入】	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
運営費交付金	1,084,595	1,084,595	-	412,493	412,493	-
事業収入等	517,891	215,926	▲301,965	196,964	89,728	▲107,236
施設整備費補助金	328,132	274,966	▲53,166	124,795	104,575	▲20,220
寄附金収入	-	89,780	89,780	-	29,901	29,901
受取利息	-	-	-	-	-	-
雑益	-	65,393	65,393	-	23,964	23,964
受託収入	-	3,598	3,598	-	4,087	4,087
補助金	-	370	370	-	-	-
民間出えん金	-	-	-	-	-	-
前年度繰越金	-	193,592	193,592	-	73,627	73,627
計	1,930,618	1,928,221	▲2,397	734,252	738,374	4,122
【支出】	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
業務経費	747,648	942,136	▲194,488	284,345	358,312	▲73,967
自立する青少年の育成の推進	747,648	942,136	▲194,488	-	-	-
青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	-	-	-	284,345	358,312	▲73,967
青少年教育指導者等研修及び青少年研修に対する指導及び助言	-	-	-	-	-	-
青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進	-	-	-	-	-	-
青少年教育に関する専門的な調査研究	-	-	-	-	-	-
青少年教育団体が行う活動に対する助成	-	-	-	-	-	-

うなど、可能な限りの取組を行った。

なお、センターにおける利用料金の値上げについて、令和4年1月から実施するなど、自己収入の確保に努めている。

また、これまでの機構の健全な青少年の育成等に関する取組が最大限評価されたことにより、令和3年度において、民間出えん金(803,763千円)及び寄附金(220,256千円)を受け入れている。

固定経費については、光熱水費や人件費(超過勤務)を削減するとともに、外部委託費について競争性を確保することにより支出の抑制に努めた。

以上のことから、B評定とした。

<課題と対応>

今後も自己収入の確保が

感染症の影響により利用者数が減少したことに伴い、収入が大幅に減少していることから、戦略的に利用者獲得や多様な財源確保の方策について検討していただきたい。

<その他事項>

(有識者からの意見)
・基金運用を含め、その仕組みや実態が外部からは判り難い。HPや「概要」等において、より積極的にアピールする等、更なる拡大を図るべく取り組んでいただきたい。

一般管理費	854,838	596,808	258,030	325,112	226,977	98,135
人件費	854,838	596,808	258,030	325,112	226,977	98,135
管理運営経費	-	-	-	-	-	-
受託事業費	-	4,016	▲4,016	-	4,087	▲4,087
補助金事業費	-	370	▲370	-	-	-
寄附金事業費等	-	42,269	▲42,269	-	14,834	▲14,834
施設整備費補助金	328,132	274,966	53,166	124,795	104,575	20,220
計	1,930,618	1,860,566	70,052	734,252	708,786	25,466

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(単位：千円)

必要であることから、新型コロナウイルス感染症の流行状況を十分に注視しつつ、引き続き、料金体系の検証や寄附金の確保に努める。

なお、教育施設の機能向上の改修等に係る経費については、今中期目標期間中において新たに収入を確保する仕組みを構築することとされていることを踏まえ、検討することとした。

区 別	青少年教育指導者等研修及び 青少年研修に対する指導及び助言			青少年教育に関する施設及び 団体相互間の連絡及び協力の促進		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
【収入】	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
運営費交付金	1,249,012	1,249,012	-	25,962	25,962	-
事業収入等	596,403	247,047	▲349,356	12,396	5,135	▲7,261
施設整備費補助金	377,876	316,650	▲61,226	7,854	6,582	▲1,272
寄附金収入	-	90,538	90,538	-	1,882	1,882
受取利息	-	-	-	-	-	-
雑益	-	72,563	72,563	-	1,508	1,508
受託収入	-	-	-	-	-	-
補助金	-	-	-	-	-	-
民間出えん金	-	-	-	-	-	-
前年度繰越金	-	222,939	222,939	-	4,634	4,634
計	2,223,291	2,198,749	▲24,542	46,212	45,703	▲509
【支出】	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
業務経費	860,987	1,084,960	▲223,973	17,896	22,551	▲4,655
自立する青少年の 育成の推進	-	-	-	-	-	-
青少年教育指導者等の 養成及び資質の向上	-	-	-	-	-	-
青少年教育指導者等 研修及び青少年研修に 対する指導及び助言	860,987	1,084,960	▲223,973	-	-	-

青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進	-	-	-	17,896	22,551	▲4,655
青少年教育に関する専門的な調査研究	-	-	-	-	-	-
青少年教育団体が行う活動に対する助成	-	-	-	-	-	-
一般管理費	984,428	687,281	297,147	20,462	14,285	6,177
人件費	984,428	687,281	297,147	20,462	14,285	6,177
管理運営経費	-	-	-	-	-	-
受託事業費	-	-	-	-	-	-
補助金事業費	-	-	-	-	-	-
寄附金事業費等	-	33,989	▲33,989	-	706	▲706
施設整備費補助金	377,876	316,650	61,226	7,854	6,582	1,272
計	2,223,291	2,122,881	100,410	46,212	44,125	2,087

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(次ページに続く)

(単位:千円)

区別	青少年教育に関する専門的な調査研究			青少年教育団体が行う活動に対する助成		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
【収入】	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
運営費交付金	112,499	112,499	-	2,300,000	2,300,000	-
事業収入等	53,717	22,251	▲31,466	-	43,576	43,576
施設整備費補助金	34,035	28,520	▲5,515	-	-	-
寄附金収入	-	8,155	8,155	-	-	-
受取利息	-	-	-	-	-	-
雑益	-	6,536	6,536	-	-	-
受託収入	-	-	-	-	-	-
補助金	-	-	-	-	-	-
民間出えん金	-	-	-	-	803,763	803,763
前年度繰越金	-	20,080	20,080	-	257	257
計	200,251	198,041	▲2,210	2,300,000	3,147,596	847,596
【支出】	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
業務経費	77,549	97,722	▲20,173	2,300,000	1,627,033	672,967
自立する青少年の育成の推進	-	-	-	-	-	-
青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	-	-	-	-	-	-
青少年教育指導者等研修及び青少年研修に対する指導及び助言	-	-	-	-	-	-
青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進	-	-	-	-	-	-

青少年教育に関する 専門的な調査研究	77,549	97,722	▲20,173	-	-	-
青少年教育団体が行う 活動に対する助成	-	-	-	2,300,000	1,627,033	672,967
一般管理費	88,667	61,903	26,764	-	-	-
人件費	88,667	61,903	26,764	-	-	-
管理運営経費	-	-	-	-	-	-
受託事業費	-	-	-	-	-	-
補助金事業費	-	-	-	-	-	-
寄附金事業費等	-	3,061	▲3,061	-	-	-
施設整備費補助金	34,035	28,520	5,515	-	-	-
計	200,251	191,206	9,045	2,300,000	1,627,033	672,967

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(次ページに続く)

(単位:千円)

区別	一般管理費			合計		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
【収入】	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
運営費交付金	3,369,037	3,369,037	-	8,553,598	8,553,598	-
事業収入等	21,764	22,027	263	1,399,135	645,690	▲753,445
施設整備費補助金	-	-	-	872,692	731,294	▲141,398
寄附金収入	-	-	-	-	220,256	220,256
受取利息	-	0	0	-	0	0
雑益	-	5,630	5,630	-	175,593	175,593
受託収入	-	-	-	-	7,685	7,685
補助金	-	-	-	-	370	370
民間出えん金	-	-	-	-	803,763	803,763
前年度繰越金	-	-	-	-	515,129	515,129
計	3,390,801	3,396,694	5,893	10,825,425	11,653,377	827,952
【支出】	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
業務経費	-	-	-	4,288,425	4,132,715	155,710
自立する青少年の育成の推進	-	-	-	747,648	942,136	▲194,488
青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	-	-	-	284,345	358,312	▲73,967
青少年教育指導者等研修及び青少年研修に対する指導及び助言	-	-	-	860,987	1,084,960	▲223,973
青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進	-	-	-	17,896	22,551	▲4,655

青少年教育に関する 専門的な調査研究	-	-	-	77,549	97,722	▲20,173
青少年教育団体が行う 活動に対する助成	-	-	-	2,300,000	1,627,033	672,967
一般管理費	3,390,801	3,201,475	189,326	5,664,308	4,788,730	875,578
人件費	2,080,485	1,909,740	170,745	4,353,992	3,496,995	856,997
管理運営経費	1,310,316	1,291,736	18,580	1,310,316	1,291,736	18,580
受託事業費	-	-	-	-	8,103	▲8,103
補助金事業費	-	-	-	-	370	▲370
寄附金事業費等	-	-	-	-	94,860	▲94,860
施設整備費補助金	-	-	-	872,692	731,294	141,398
計	3,390,801	3,201,475	189,326	10,825,425	9,756,071	1,069,354

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

【主な増減理由】

(1) 収入の主な増減理由

- ①事業収入等：新型コロナウイルス感染症の影響に伴う教育施設の受入停止等による事業収入等の減。
- ②民間出えん金・寄附金収入：大口の民間出えん金及び寄附金の受け入れによる増。

(2) 支出の主な増減理由

- ①一般管理費：人件費（超過勤務）及び消耗品費等の減。
- ②寄附金事業費等：寄附金を財源とした事業の実施に伴う事業費の増。

2. 収支計画

表 13-2 令和3年度の収支

(単位:千円)

区別	自立する青少年の育成の推進			青少年教育指導者等の 養成及び資質の向上		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
【費用の部】	1,776,432	1,696,283	80,149	675,613	644,494	31,119
経常費用	1,776,432	1,696,283	80,149	675,613	644,494	31,119
業務経費	1,736,936	1,635,094	101,842	660,591	618,664	41,927
一般管理費	-	-	-	-	-	-
受託経費	-	4,016	▲4,016	-	4,087	▲4,087
減価償却費	39,496	57,172	▲17,676	15,022	21,744	▲6,722
臨時損失	-	-	-	-	-	-
	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
【収益の部】	1,776,432	1,511,023	▲265,409	675,613	579,705	▲95,908
経常収益	1,776,432	1,511,023	▲265,409	675,613	579,705	▲95,908
運営費交付金収益	1,084,595	1,027,915	▲56,680	412,493	390,937	▲21,556
事業収入等	517,891	215,926	▲301,965	196,964	89,728	▲107,236
受託収入	-	3,598	3,598	-	4,087	4,087

補助金等収益	-	370	370	-	-	-
施設費収益	85,978	56,345	▲29,633	32,699	21,429	▲11,270
寄附金収益	-	31,621	31,621	-	7,781	7,781
雑益	-	65,393	65,393	-	23,964	23,964
引当金見返に係る 収益	48,472	51,627	3,155	18,435	19,635	1,200
資産見返運営費 交付金戻入	27,352	45,078	17,726	10,224	17,144	6,920
資産見返物品 受増額戻入	398	-	▲398	-	-	-
資産見返寄附金 戻入	11,746	13,148	1,402	4,798	5,001	203
臨時利益	-	-	-	-	-	-

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(次ページに続く)

(単位:千円)

区別	青少年教育指導者等研修及び 青少年研修に対する指導及び助言			青少年教育に関する施設及び 団体相互間の連絡及び協力の促進		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
【費用の部】	2,045,733	1,933,627	112,106	42,522	40,191	2,331
経常費用	2,045,733	1,933,627	112,106	42,522	40,191	2,331
業務経費	2,000,248	1,867,787	132,461	41,576	38,822	2,754
一般管理費	-	-	-	-	-	-
受託経費	-	-	-	-	-	-
減価償却費	45,485	65,839	▲20,354	946	1,368	▲422
臨時損失	-	-	-	-	-	-
【収益の部】	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
経常収益	2,045,733	1,718,306	▲327,427	42,522	35,716	▲6,806
運営費交付金収 益	1,249,012	1,183,740	▲65,272	25,962	24,605	▲1,357
事業収入等	596,403	247,047	▲349,356	12,396	5,135	▲7,261
受託収入	-	-	-	-	-	-
補助金等収益	-	-	-	-	-	-

施設費収益	99,012	64,887	▲34,125	2,058	1,349	▲709
寄附金収益	-	23,562	23,562	-	490	490
雑益	-	72,563	72,563	-	1,508	1,508
引当金見返に係 る 収益	55,821	59,454	3,633	1,160	1,236	76
資産見返運営費 交付金戻入	31,290	51,912	20,622	615	1,079	464
資産見返物品 受増額戻入	-	-	-	-	-	-
資産見返寄附金 戻入	14,195	15,142	947	331	315	▲16
臨時利益	-	-	-	-	-	-

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(次ページに続く)

(単位:千円)

区別	青少年教育に関する専門的な調査研究			青少年教育団体が行う活動に対する助成		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
【費用の部】	184,258	174,160	10,098	2,316,195	1,613,100	703,095
経常費用	184,258	174,160	10,098	2,316,195	1,613,100	703,095
業務経費	180,162	168,230	11,932	2,313,559	1,515,780	797,779
一般管理費	-	-	-	-	-	-
受託経費	-	-	-	-	-	-
減価償却費	4,096	5,930	▲1,834	2,636	97,321	▲94,685
臨時損失	-	-	-	-	-	-
	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
【収益の部】	184,258	154,768	▲29,490	2,316,195	1,617,737	▲698,458
経常収益	184,258	154,768	▲29,490	2,316,195	1,617,737	▲698,458
運営費交付金収益	112,499	106,620	▲5,879	2,300,000	1,553,614	▲746,386
事業収入等	53,717	22,251	▲31,466	-	43,576	43,576
受託収入	-	-	-	-	-	-
補助金等収益	-	-	-	-	-	-
施設費収益	8,918	5,844	▲3,074	-	-	-

寄附金収益	-	2,122	2,122	-	-	-
雑益	-	6,536	6,536	-	-	-
引当金見返に係 る 収益	5,028	5,355	327	13,559	17,192	3,633
資産見返運営費 交付金戻入	2,078	4,676	2,598	2,636	3,355	719
資産見返物品 受増額戻入	-	-	-	-	-	-
資産見返寄附金 戻入	2,018	1,364	▲654	-	-	-
臨時利益	-	-	-	-	-	-

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(次ページに続く)

(単位:千円)

区別	一般管理費			合計		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
【費用の部】	3,827,260	3,184,746	642,514	10,868,013	9,286,601	1,581,412
経常費用	3,827,260	3,183,136	644,124	10,868,013	9,284,990	1,583,023
業務経費	-	-	-	6,933,072	5,844,378	1,088,694
一般管理費	3,766,691	3,101,960	664,731	3,766,691	3,101,960	664,731
受託経費	-	-	-	-	8,103	▲8,103
減価償却費	60,569	81,176	▲20,607	168,250	330,551	▲162,301
臨時損失	-	1,610	▲1,610	-	1,610	▲1,610
	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
【収益の部】	3,827,260	3,327,832	▲499,428	10,868,013	8,945,087	▲1,922,926
経常収益	3,827,260	3,326,221	▲501,039	10,868,013	8,943,476	▲1,924,537
運営費交付金収益	3,369,037	2,894,914	▲474,123	8,553,598	7,182,345	▲1,371,253
事業収入等	21,764	22,027	263	1,399,135	645,690	▲753,445
受託収入	-	-	-	-	7,685	7,685
補助金等収益	-	-	-	-	370	370
施設費収益	-	-	-	228,665	149,855	▲78,810

寄附金収益	-	-	-	-	65,576	65,576
雑益	0	5,630	5,630	0	175,593	175,593
引当金見返に係 る 収益	375,890	351,258	▲24,632	518,365	505,756	▲12,609
資産見返運営費 交付金戻入	60,569	51,897	▲8,672	134,764	175,141	40,377
資産見返物品 受増額戻入	-	-	-	398	-	▲398
資産見返寄附金 戻入	-	496	496	33,088	35,465	2,377
臨時利益	-	1,610	1,610	-	1,610	1,610

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

【主な増減理由】

(1) 費用の部の主な増減理由

- ①業 務 経 費：新型コロナウイルス感染症の影響に伴う教育施設の受入停止等による事業費等の減。
- ②一般管理費：新型コロナウイルス感染症の影響に伴う教育施設の受入停止等による光熱水費及び人件費（超過勤務）等の減。

(2) 収益の部の主な増減理由

- ①事業収入等：新型コロナウイルス感染症の影響に伴う教育施設の受入停止等による事業収入等の減。
- ②寄附金収益：大口寄附金の受け入れによる増。 3. 資金計画

表 13-3 令和3年度の資金

(単位：千円)

区別	自立する青少年の育成の推進			青少年教育指導者等の 養成及び資質の向上		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
【資金支出】	1,930,618	1,629,552	301,066	734,252	622,109	112,143
業務活動による支出	1,602,486	1,376,856	225,630	609,457	526,003	83,454
投資活動による支出	328,132	252,697	75,435	124,795	96,105	28,690
財務活動による支出	-	-	-	-	-	-
翌年度への繰越額	-	-	-	-	-	-
	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
【資金収入】	1,930,618	1,604,930	▲325,688	734,252	612,744	▲121,508
業務活動による収入	1,602,486	1,321,948	▲280,538	609,457	505,121	▲104,336
運営費交付金による収入	1,084,595	1,084,595	-	412,493	412,493	-
事業収入等	517,891	135,062	▲382,829	196,964	59,368	▲137,596
受託収入	-	747	747	-	-	-

補助金等収入	-	500	500	-	-	-
寄附金収入	-	88,423	88,423	-	32,994	32,994
その他収入	-	12,621	12,621	-	266	266
投資活動による収入	328,132	282,981	▲45,151	124,795	107,623	▲17,172
施設整備費補助金 による収入	328,132	282,981	▲45,151	124,795	107,623	▲17,172
有形固定資産の売却 による収入	-	-	-	-	-	-
長期性預金の償還 による収入	-	-	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-
民間出えん金	-	-	-	-	-	-
前年度よりの繰越金	-	-	-	-	-	-

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(次ページに続く)

(単位：千円)

区別	青少年教育指導者等研修及び 青少年研修に対する指導及び助言			青少年教育に関する施設及び 団体相互間の連絡及び協力の促進		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
【資金支出】	2,223,291	1,845,671	377,620	46,212	38,390	7,822
業務活動による支出	1,845,415	1,554,667	290,748	38,358	32,341	6,017
投資活動による支出	377,876	291,004	86,872	7,854	6,049	1,805
財務活動による支出	-	-	-	-	-	-
翌年度への繰越額	-	-	-	-	-	-
	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
【資金収入】	2,223,291	1,817,316	▲405,975	46,212	37,800	▲8,412
業務活動による収入	1,845,415	1,491,436	▲353,979	38,358	31,027	▲7,331
運営費交付金による 収入	1,249,012	1,249,012	-	25,962	25,962	-
事業収入等	596,403	152,675	▲443,728	12,396	3,199	▲9,197
受託収入	-	-	-	-	-	-
補助金等収入	-	-	-	-	-	-
寄附金収入	-	88,975	88,975	-	1,849	1,849

その他収入	-	773	773	-	16	16
投資活動による収入	377,876	325,880	▲51,996	7,854	6,773	▲1,081
施設整備費補助金 による収入	377,876	325,880	▲51,996	7,854	6,773	▲1,081
有形固定資産の売却 による収入	-	-	-	-	-	-
長期性預金の償還 による収入	-	-	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-
民間出えん金	-	-	-	-	-	-
前年度よりの繰越金	-	-	-	-	-	-

(単位：千円)

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(次ページに続く)

(単位：千円)

区別	青少年教育に関する専門的な調査研究			青少年教育団体が行う活動に対する助成		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
【資金支出】	200,251	166,412	33,839	2,300,000	5,124,489	▲2,824,489
業務活動による支出	166,216	140,202	26,014	2,300,000	2,694,272	▲394,272
投資活動による支出	34,035	26,211	7,824	-	1,617,670	▲1,617,670
財務活動による支出	-	-	-	-	-	-
翌年度への繰越額	-	-	-	-	812,546	▲812,546
	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
【資金収入】	200,251	163,858	▲36,393	2,300,000	5,124,489	2,824,489
業務活動による収入	166,216	134,506	▲31,710	2,300,000	2,715,025	415,025
運営費交付金による収入	112,499	112,499	-	2,300,000	2,300,000	-
事業収入等	53,717	13,864	▲39,853	-	229,436	229,436
受託収入	-	-	-	-	-	-
補助金等収入	-	-	-	-	-	-
寄附金収入	-	8,014	8,014	-	-	-
その他収入	-	130	130	-	185,588	185,588

投資活動による収入	34,035	29,352	▲4,683	-	800,000	800,000
施設整備費補助金 による収入	34,035	29,352	▲4,683	-	-	-
有形固定資産の売却 による収入	-	-	-	-	-	-
長期性預金の償還 による収入	-	-	-	-	800,000	800,000
財務活動による収入	-	-	-	-	803,763	803,763
民間出えん金	-	-	-	-	803,763	803,763
前年度よりの繰越金	-	-	-	-	805,701	805,701

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(次ページに続く)

(単位：千円)

区別	一般管理費			合計		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
【資金支出】	3,390,801	6,189,383	▲2,798,582	10,825,425	15,616,006	▲4,790,581
業務活動による支出	3,390,801	3,558,363	▲167,562	9,952,733	9,882,704	70,029
投資活動による支出	-	14,530	▲14,530	872,692	2,304,266	▲1,431,574
財務活動による支出	-	58,664	▲58,664	-	58,664	▲58,664
翌年度への繰越額	-	2,557,826	▲2,557,826	-	3,370,372	▲3,370,372
	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
【資金収入】	3,390,801	6,178,430	2,787,629	10,825,425	15,539,567	4,714,142
業務活動による収入	3,390,801	3,404,601	13,800	9,952,733	9,603,664	▲349,069
運営費交付金による収入	3,369,037	3,369,037	-	8,553,598	8,553,598	-
事業収入等	21,764	22,027	263	1,399,135	615,632	▲783,503
受託収入	-	-	-	-	747	747
補助金等収入	-	-	-	-	500	500
寄附金収入	-	-	-	-	220,256	220,256
その他収入	-	13,537	13,537	-	212,931	212,931

投資活動による収入	-	-	-	872,692	1,552,610	679,918
施設整備費補助金 による収入	-	-	-	872,692	752,610	▲120,082
有形固定資産の売却 による収入	-	-	-	-	-	-
長期性預金の償還 による収入	-	-	-	-	800,000	800,000
財務活動による収入	-	-	-	-	803,763	803,763
民間出えん金	-	-	-	-	803,763	803,763
前年度よりの繰越金	-	2,773,829	2,773,829	-	3,579,530	3,579,530

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

【主な増減理由】

(1) 資金支出の主な増減要因

①投資活動による支出：満期保有目的債券の購入による増。

(2) 資金収入の主な増減要因

①業務活動による収入

事業収入等：新型コロナウイルス感染症の影響に伴う教育施設の受入停止等による事業費等の減。

②投資活動による収入

長期性預金の償還による収入：過年度預入分の長期性預金の償還による増。

③財務活動による収入：民間出えん金の増。

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-1	長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施		
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（近年、大規模な災害が頻発する中、我が国において国土強靱化の取組は喫緊の課題となっており、災害時に被災した地方公共団体だけでは対応が困難である状況を解消するため、国の施設としての役割を果たす上で重要な取組である。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビュー番号 0049 令和4年度行政事業レビュー番号 0050

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評価	B	
<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備に関する施設整備5ヶ年計画に基づき、保守・管理を適切に行ったか。 また、利用者の安心・安全な体験活動に必要な施設・設備の改善等を進めたか。 ・利用者のニーズを踏まえ、特に幼児、高齢者、身体障がい者等が円滑に施設及びサービスを利用できるよう、適切な施設整備を進めたか。 ・自治体の防災機能を補完する広域防災補完拠点として有効に機能させるため、ライフラインに必要な給排水設備、電源設備等の設備の整備を推進したか。 <p><評価の視点></p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1. 施設整備の実施状況</p> <p>令和3年度の施設・設備の整備に当たっては、「インフラ長寿命化計画」（令和3年3月25日付け）を踏まえた「施設整備5ヶ年計画」に基づき、各教育施設の利用者の安全・安心及び研修・宿泊施設等の防災・減災対策に取り組んだ。</p> <p>また、台風や強風、落雷で被災した各教育施設の災害復旧整備を実施した。実施に当たっては、工事中の利用者の安全確保を優先した。</p> <p>(1) 施設整備事業（施設整備費補助金・運営交付金）</p> <p>令和2年度第三次補正（防災対策3事業：731,295千円・衛生管理基準に伴う設備更新1事業：39,181千円）</p> <p>(2) 各所修繕</p> <p>令和3年度運営費交付金（78,429千円）</p> <p>2. 利用者に配慮した施設整備の充実</p> <p>空調設備において、機器老朽化に伴うエネルギーロスを軽減するとともに細やかな省エネルギー対策を行える改修を行った。</p> <p>また、衛生設備において、和便器を洋便器化し衛生面の改善と利用者のニーズへの対応を行った。</p> <p>さらに、給水設備において、配管の劣化による錆水の改善及び井水ポンプの老朽化更新を行い予防保全の改修を行った。</p> <p>環境面において、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年6月2日法律第77号）、同施行令」に基づき、環境配慮への方針、環境目標・計画、環境報告書の報告内容及び公表方法について審議・検討を行い、「環境報告書2021」を取りまとめ、温室効果ガス（CO₂）の排出の削減のため、非常照明用蓄電池の更新を実施した。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>「施設整備5ヶ年計画」に基づき、本部が各教育施設と連携しながら計画的に各施設の保守・管理等を実施するとともに、各教育施設の地域性に配慮しつつ、施設運営に支障が生じないように、緊急性を踏まえ、基幹設備の老朽化に伴う防災・減災対策を着実に実施した。</p> <p>また、省エネルギーが見込まれる設備・備品等の導入を行った。</p> <p><課題と対応></p> <p>今後は、各教育施設の建物・基幹設備等の老朽解消対策として、長寿命化を主眼とするインフラ長寿命化計画を踏まえて、施設・設備整備を行うとともに、温室効果ガス（CO₂）の排出削減のために省エネルギーが見込まれる設備・備品等</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>「施設整備5ヶ年計画」に基づき、利用者の安心・安全及び研修・宿泊施設等の防災減災対策の実施を実施した。</p> <p>利用者のニーズを踏まえ、和式便器を洋式便器へ更新するなど、利用者の年齢等に関わらず、利用しやすい施設へ施設整備を実施した。</p> <p>広域防災補完拠点として機能を担えるよう、発電機容量の増加のための燃料供給設備の整備や、災害時避難者へ飲料水供給容量の確保のための受水槽の増</p>		

<p>—</p>	<p>3. 広域防災補完拠点を担う施設の整備</p> <p>災害時の避難所協定に対応すべく、発電機による施設運営が数日間可能となるように発電機容量を増加させ、同運転に備えた燃料供給設備を整備したほか、飲料水の供給管路の寸断等による断水時でも、避難者への飲料水供給が出来る容量を確保するため、受水槽の増設または新設を行った。</p>	<p>の導入を重点的かつ計画的に推進する。</p> <p>また、近年頻発する自然災害への対応として、防災・減災、国土強靱化対策を行い、広域防災補完拠点としての機能拡充・改善の整備を今後も継続して行う必要がある。</p>	<p>設・新設を実施した。</p> <p><今後の課題></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>(有識者からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産（減価償却相当額）の償却累計率は約 60%と高く、資本剰余金（狭義）は約 156 億円で過去約 20 年間の施設整備補助金額と推定される。人口減少時代において、長期的な事業規模（設備）のビジョンを明確化していただきたい。 ・LGBTQ など多様な価値観や生き方を踏まえた、施設改修の取組を行っていただきたい。
----------	---	---	---

<p>4. その他参考情報</p> <p>特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-2	人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビュー番号 0049

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
	—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
<u>中期目標、中期計画、年度計画</u>					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B	
<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>・「人事に関する基本方針」に基づき、人員の適正配置を行うとともに、業務の質・量に応じた人員配置の見直しを定期的に行ったか。</p> <p>・新規職員の計画的な採</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1. 人員の適正配置</p> <p>人事管理については、「人事に関する基本方針」（平成27年3月一部改正）に基づき、職員の資質向上、優れた職員の確保、主体的で意欲ある人材育成等を計画的に進めるとともに、職員の適性・能力・意欲等に相応しい職務又は処遇となるよう、公平・公正で計画性のある人事を行っている。</p> <p>人員の配置については、各職員の経歴、適性及び希望等や業務の専門性、困難さを把握し、業務の質・量に応じて組織全体として最も力を発揮できる人員配置となるよう、各教育施設所長等からのヒアリングを行ったうえで適時適切に見直しを行っている。</p> <p>また、職員一人ひとりが個人調書にキャリア形成目標及び能力開発への取組を掲げることとし、これを踏まえて、各職員の専門分野や資質等をより適切に把握するため、所属の所長等からは、各職員の職務適性及びキャリアパスに係る所見の提出を受けて人員配置等の参考にしている。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>民間の就活サイトを利用した職員の計画的な採用活動の取組や、広報スキルの向上を目的とした広報研修を実施するなどの取組により年度計画を達成することができたため、B評定とした。</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>民間の就活サイト</p>		

用、地方公共団体、教育委員会、国立大学法人等との人事交流や任期付任用、幹部職員の公募などの多様な方法により、意欲ある優秀な人材の計画的な確保に努めたか。

- ・職員の企画力、指導力、ICTの利活用、接客サービスの向上や施設の安全管理などを図るための研修を計画的に実施したか。また、外部での研修に積極的に参加させたか。
- ・人事評価制度に基づき公正な評価を実施し、評価結果を人材育成及び人事管理等に活用して職員の能力・資質の向上を図ったか。

<評価の視点>

—

2. 多様で優れた人材の確保

(1) 職員の新規採用

公募による選考採用により、令和3年4月に11人（岩手山1人、赤城1人、能登1人、乗鞍1人、淡路2人、花山1人、那須甲子1人、若狭湾1人、曾爾1人、夜須高原1人）の職員を採用した。

令和3年度に実施した新規職員採用活動においては、機構独自の採用試験からの公募選考を行ったほか、国立大学法人等職員採用試験からも選考を行い、令和3年10月に2名（本部1人、淡路1人）、11月に2名（本部1人、妙高1人）を採用し、令和4年4月には15人の職員を採用することを決定した。

また、職員採用試験の広報に当たっては、民間の就活サイトを活用するなど幅広い広報活動を行った。

このほか、令和3年4月以降に8人の任期付き職員を採用するなど、多様な方法により、意欲ある優秀な人材を確保した。

(2) 人事交流の実施（表19-1、19-2参照）

青少年教育機関として継続性を維持しつつ、効果的・効率的な法人運営を行うため、多様な人材の確保及び人材の育成・活用が必要であることから、国立大学法人等の文部科学省関係機関及び地方公共団体との間で連携の強化を図り、広く計画的な人事交流を行った。

表19-1 機関との人事交流の状況

（令和3年4月1日現在）

区 分	受 入 れ 状 況		出 向 状 況	
	交流先機関数	人事交流者数(人)	交流先機関数	人事交流者数(人)
文部科学省関係機関	28	105	4	4
地方公共団体	42	124		
合 計	70	229	4	4

表19-2 【経年比較】他機関との人事交流の状況

（各年度4月1日時点）

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人事交流の 受入れ状況	交流先機関数	77	75	75	73	70
	人事交流者数(人)	255	252	245	238	229
人事交流の 出向状況	交流先機関数	3	3	3	4	4
	人事交流者数(人)	3	3	3	4	4

<課題と対応>

職員の計画的な採用、幹部職員の公募等の工夫により、引き続き、多様で優れた人材を確保していく必要がある。

当機構の職員配置については、地方公共団体や国立大学法人等からの交流人事で成り立っており、全常勤職員の約半数が人事交流者である。円滑な業務運営のためには、今後も人事交流が不可欠であり、引き続き関係機関に対して人事交流を働きかけ、必要な人員の確保に努めていく。同時に、経験者採用試験の実施等、必要な人員の確保のための方策を検討していく。また、出生サポート休暇（不妊治療休暇）を新設するなど、女性が働きやすい職場づくりに取り組んできたが、意欲ある優秀な人材の計画的な確保のため、今後も誰

を利用した採用活動や、専門的な研修や階層別研修等を実施することによって職員のスキルアップを行っている。

<今後の課題>

—

<その他事項>

—

	<p>3. 計画的な人材育成</p> <p>青少年をめぐる諸課題に総合的に対応するためには人材の育成が不可欠であり、職員の資質向上・意識改革を図る必要があることから、効果的な研修を積極的に取り入れ、計画的に実施するため、本部が主催する研修のほか、各教育施設が企画・実施する研修及び外部機関が主催する研修にも積極的に職員を参加させている。</p> <p>(1) 令和3年度研修における主な取組</p> <p>職員研修のうち、本部が主催する研修及び本部が取りまとめる外部機関主催の研修を、役職階層別及び基礎・専門別に体系化したうえで、令和3年度職員研修計画を策定し、主に次のような研修を行った。</p> <p>① 新任次長・事業系職員研修</p> <p>機構の使命と職務の役割を理解するとともに、本研修の参加者間の情報交換や交流を図り、機構内におけるネットワークの構築を図る目的で、教育事業の企画・運営及び研修支援業務の運営についての演習等を実施した。オンライン形式の開催となったが、同職務に従事する職員間との意見交換の場を設けるなどにより職員の資質向上を図った。</p> <p>② 体験活動安全管理研修（山編・水辺編）</p> <p>体験活動における安全管理に必要な知識や技術を身に付ける目的で、主として各施設安全管理担当者を対象とした2泊3日の研修を実施した。</p> <p>③ コーディネーション・ファシリテーション研修</p> <p>全国高校生体験活動顕彰制度の実施を踏まえ、コーディネーション能力・ファシリテーション能力の向上を図ることを目的とし、研修を実施した。受講対象者は地方施設の本制度担当者とし、ファシリテーション技術の向上及びファシリテーションの評価の在り方について学ぶとともに、各施設における本制度関連事業の実施状況等の情報共有をプログラムに盛り込み、円滑な事業を実施するための研修の場とした。</p> <p>④ 広報研修</p> <p>機構における広報の重要性の理解と広報スキルの向上を目的とし、新規採用者や広報担当者のほか、広報業務に興味のある職員を対象に「基礎編」と「実務編」を、本部広報課職員を対象に「管理編」をそれぞれ実施した。</p> <p>受講対象者を区分けすることによって、必要な知識や広報スキルを明確化し、効果的な研修を実施することが可能</p>	<p>もが働きやすい環境づくりに取り組んでいく。</p> <p>職員研修については、職員育成プロジェクト（平成29年7月設置）により平成29年度に取りまとめられた「職員育成に関する提言書」を基に階層別研修及び実務研修等の充実を図っていく。</p> <p>上記事項を推進することにより、青少年教育のナショナルセンターの職員として備えるべき専門性及び職務遂行能力を有する人材、及び特定の分野における高度な専門性を有する人材の育成を目指していく。</p>	
--	---	--	--

となり、広報活動に資するものとなった。研修内容の難易度によって段階的に実施し、受講対象を絞るなどの工夫を加え、必要な知識や広報スキルを効率的に習得できるよう努めた。

⑤ ジェンダー研修

性別に関係なく、互いを尊重し合う人間関係を推進し、一人ひとりが可能性を最大限に発揮できるよう、ジェンダー問題に関する基礎的な知識を習得し、ジェンダーバイアスによる偏見、差別、暴力等の問題に気付くきっかけをつくることを目的とした研修を実施した。

⑥ 総務・管理系職員実務研修

総務系及び管理系業務の適正な執行について理解を深め、業務上の課題を共有し、本部及び各施設の職員間の連携促進を図ることを目的として実施した。オンライン形式で開催にしたことによって、旅費、移動時間の縮減が図られ、多くの実務担当職員が出席可能となった。

そのほか、表 19-3、19-4、19-5 のような研修を実施し、教育事業や研修支援を行うに当たり必要となる職員の企画力、指導力、接客サービスの向上及び教育施設の安全管理等に関する知識や技能の向上を図った。

(2) 研修の共同実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、効率的・効果的な業務運営のため、機構と、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人教職員支援機構の 4 法人共同で次の研修を実施するなど職員の資質の向上を図った。

① 公文書管理研修

独立行政法人の職員として必要な公文書管理に関する基礎的、基本的な内容を理解し、法人運営に資することを目的とした研修を実施し、職員の資質の向上を図った。

② 人事制度研修

独立行政法人の職員として、人事制度に関わる問題に対応する能力を向上させることを目的とした内容の研修を実施し、職員の資質の向上を図った。

主な研修の実施状況・参加状況一覧

表 19-3 本部が主催した内部研修（機構全体を対象とした研修）

区 分	実施件数	参加者数
階層別研修（新任所長・新任次長、新規採用職員 等）	3 件	69 人
事業の指導に関する研修（コーディネーション・ファシリテーション 等）	3 件	57 人
企画力・マネジメント力に関する研修（若手職員研究発表会）	1 件	19 人
安全指導等に関する研修（体験活動安全管理、安全管理）	2 件	94 人
実務研修（情報セキュリティ、広報、総務・管理系 等）	7 件	397 人
ハラスメント防止研修	1 件	171 人
実地研修（機構内の他の教育施設の事業等に参加することにより、職員の資質の向上を図る）	2 件	6 人
教養啓発に関する研修（放送大学、ジェンダー研修）	3 件	55 人
絵本専門士養成講座	1 件	1 人
計	23 件	869 人

表 19-4 各教育施設が企画・実施した内部研修

区 分	実施件数	参加者数
階層別研修（新規採用職員、中堅職員、係長級等）	48 件	238 人
事業の指導に関する研修（体験活動、活動プログラム等）	103 件	780 人
企画力・マネジメント力に関する研修（プログラム企画、タイムマネジメント等）	12 件	83 人
安全指導等に関する研修 （自衛消防訓練、救命救急、AED 講習、衛生講習会、大型バス等運転等）	164 件	2283 人
実務研修（オリエンテーション、清掃点検等）	45 件	431 人
接遇に関する研修	5 件	59 人
コミュニケーション能力に関する研修（コミュニケーショントレーニング）	12 件	140 人

教養啓発に関する研修	8 件	96 人
その他（キャリア教育、業務効率化等）	40 件	454 人
計	437 件	4564 人

表 19-5 各教育施設が参加した外部機関の研修

区 分	参加件数	参加者数
階層別研修（中堅職員、係長級等）	23 件	35 人
事業の指導に関する研修（自然体験活動指導者養成等）	22 件	72 人
企画力・マネジメント力に関する研修 （企画力実践セミナー、青少年教育施設連絡協議会等）	18 件	90 人
安全指導等に関する研修（応急措置、危機管理等）	74 件	232 人
実務研修（会計事務、給与実務、無線等）	43 件	116 人
社会教育、学校運営に関する研修 （社会教育主事、中央研修等）	80 件	96 人
コミュニケーション能力に関する研修（メンター養成等）	13 件	28 人
教養啓発に関する研修（人権問題等）	3 件	4 人
その他（生涯生活設計セミナー等）	17 件	49 人
計	293 件	722 人

表 19-6 【経年比較】研修の実施状況・参加状況一覧

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
機構本部が主催した研修	実施件数	32	29	30	22	23
	参加者数(人)	594	556	938	651	869
各教育施設が企画・実施した内部研修	実施件数	386	381	388	412	437
	参加者数(人)	3,867	3,883	3,642	4,433	4564
各教育施設が参加した外部機関の研修	実施件数	417	383	411	220	293
	参加者数(人)	728	748	888	526	722

	<p>4. 人事評価制度の適切な運用</p> <p>人事評価実施要綱（平成23年1月裁定、令和元年9月一部改正）に基づき、令和3年4月から令和4年3月までの1年間を評価期間として、「能力評価」及び「業績評価」からなる人事評価を実施した。</p> <p>評価結果については、任用及び勤勉手当・昇給等の給与に反映させるとともに、人事評価を通じて職員の能力・資質の向上を図るなど、能力及び業績に基づく人事管理の基礎となるよう活用した。</p>		
--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-3	情報セキュリティについて		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビュー番号 0049

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報	
	—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績		自己評価	評定	B
<p><主な定量的指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>・情報セキュリティ体制を強化し、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直しを行うとともに、職員を対象としたセキュリティ研修を実施し、そ</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>機構では、内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）が定めた「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（以下「統一基準」という。）を踏まえ、情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）に基づき、情報セキュリティの運用を行うとともに、職員を対象としたセキュリティ研修を実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力や情報セキュリティ対策の強化に取り組んでいる。</p> <p>なお、令和3年度はNISCが定める統一基準の改定があったため、機構においても統一基準に準拠するようポリシーの改定を行った。</p> <p>1. 情報セキュリティ対策の実施状況</p> <p>(1) 情報セキュリティ対策の体制</p>		<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>NISCが定める統一基準の改定に合わせて、機構においても統一基準に準拠するようポリシーの改定を行った。</p> <p>また、年度計画に定められた情報セキュリティ対策に関する取組、セキュリティ研修について着実に実施するとともに、情報セキュリティ連絡会を毎</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評定結果が妥当であると確認できた。</p> <p>職員対象の情報セキュリティ研修や、本部の部課長が参加する月1回情報セキ</p>	

<p>の周知・習得を図り、組織的対応能力の強化に取り組んだか。</p> <p><評価の視点></p> <p>—</p>	<p>ポリシーに基づき、情報セキュリティに関する事務を統括する最高情報セキュリティ責任者（CISO）を設置し、総務担当理事が担っている。</p> <p>最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティに関する事案の対応を行う専門的なチーム（CSIRT：Computer Security Incident Response Team）を整備している。</p> <p>（２）情報セキュリティに関する教育</p> <p>機構内で職員を対象にした新規採用職員研修及び総務管理系職員実務研修の中で情報セキュリティに関する教育を実施した。このほか、デジタル庁の実施している情報システム統一研修について、令和３年度は昨年度と同様に、全ての教育施設に積極的に参加、受講の呼びかけを行うことにより、208人が受講した（対前年度比64人減、対令和元年度比25人増）。</p> <p>また、より専門的な知識を必要とするCSIRT要員については、外部機関が実施している専門的な研修（最高情報セキュリティ責任者会議、戦略マネジメント層研修、NISC勉強会、CSIRT研修、GSOC報告会）に参加することにより、知識・技術の習得を推進している。</p> <p>（３）情報セキュリティ対策の自己点検</p> <p>昨年に引き続き、機構全体の情報セキュリティ水準を確認することを目的に全職員を対象にしたWebテストによる自己点検を実施した。これにより、全職員が情報システムを使用する際に必要となる知識について学ぶ機会となり、情報セキュリティの向上を図ることができた。</p> <p>（４）情報セキュリティ監査</p> <p>情報セキュリティ監査は、独立行政法人国立青少年教育振興機構監査実施計画に基づき、機構の各々の業務に関する内部統制の整備と運用状況の検証を行い、業務執行の適正な遂行の確保及び業務執行の合理化・効率化を図るため実施している。</p> <p>令和２年度に引き続き、内部監査と合わせて6教育施設（花山、磐梯、若狭湾、吉備、淡路、室戸）で情報セキュリティ監査（情報セキュリティ関連規程の教育状況や情報システムを第三者による不正操作から保護する対策の実施状況の確認）を行った。また、本部を対象にポリシーや、ポリシーに定められた対策内容を個別の情報システムや業務において実施するため、あらかじめ定める必要のある具体的な手順を整備した実施手順の遵守について監査を行った。</p>	<p>月1回開催するなど、引き続き組織的対応能力の強化に取り組んだ。</p> <p>以上のことから、計画は概ね達成しており、B評定とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>テレワークやWeb会議などネットワークを介したデータ活用の拡大などにより、サイバーセキュリティのリスクは高まりつつあることから、機構職員を対象とした情報セキュリティに関する教育については、引き続きデジタル庁等が実施する研修の受講を推進していく。また、今後は、機構職員の受講状況を一元管理することで、機構着任時等の着実な受講を促進する。</p> <p>さらに、情報セキュリティ対策に関する計画についても、サイバー攻撃の変化等に応じて適宜計画を更新していく。</p>	<p>セキュリティ連絡会の開催、全地方施設所長出席の会議にて情報セキュリティインシデントに関する情報共有を行った。</p> <p><今後の課題></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
---	---	---	---

	<p>さらに、令和2年度に引き続き、全職員を対象とした標的型メール訓練を実施し、標的型メールを受信した際の対応を監査した。今後も継続した研修及び自己点検が必要であることを確認できた。</p> <p>(5) 組織的対応についての取組</p> <p>CISOのもとに情報セキュリティ連絡会を原則として毎月1回開催し、インシデントの発生やその対応状況、情報セキュリティに関する研修等の当機構の情報セキュリティ関連事項について、本部の部課長等で情報共有を行うとともに、全役職員に資料を共有した。</p> <p>また、全ての地方教育施設の所長が出席する機構会議において、機構で発生した情報セキュリティインシデントや再発防止策の情報共有を行った。</p>		
--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-4	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビュー番号 0049

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
	—	—	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	業務実績		自己評価	評定	A
<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・6施設及び本部において内部監査を実施したか。 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の業務及びマネジメントに関する内部統制を充実・強化するため、体制を整備・運用するとともに、内部監査によりモニタリング・検証を行ったか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>1. 内部統制の充実・強化のための体制の整備・運用</p> <p>機構は、理事長がリーダーシップを発揮できる環境を整備し、様々な体制の整備・機能強化による内部統制の取組を進めている。具体的には、以下のような体制を活用している。</p> <p>(1) 内部統制の充実・強化のための体制の整備・運用</p> <p>① 理事長及び理事による定例情報交換・報告会議</p> <p>2週に一度開いている機構連絡会の終了後、理事長及び理事が、機動的に業務の進捗状況の把握、意思決定等を行うため、情報交換・報告等により、組織運営の戦略等を検討している。</p> <p>その際、理事は、必要に応じて新たな取組や課題への対応方針等について提案を行い、理事長が具体的な指示等を行っている。</p>		<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>内部統制の充実・強化に関する取組や内部監査による組織運営の改善に関する取組において、中期計画における所期の目標を上回る成果を上げることができたため、A評定とした。</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。</p> <p>理事長のリーダーシップを発揮するための体制を構築するとともに、機構の「ミッション・ビジョン・バリュー (MVV)」の策定を検討し、その検討の過程を通じて、組織のさらなる一体感の醸</p>	

<p><評価の視点></p> <p>—</p>	<p>② 機構連絡会</p> <p>理事長、理事、本部部課長等が出席する機構連絡会を設置し、定期的に機構の諸事項について情報共有や業務報告等を行っている。その際、各部課長等より、業務の取組方針、進捗状況、達成状況、改善状況等を連絡・報告し、理事長が具体的な指示等を行っている。</p> <p>③ 機構会議</p> <p>理事長、理事、教育施設所長、本部部課長等が出席する機構会議を設置し、定期的に機構の運営に関し、必要な連絡及び協議を行っている。その場においては、理事長が運営方針、事業方針等を理事長が具体的に指示し、周知徹底を図っている。</p> <p>④ 機構全体に情報を伝達する体制</p> <p>職員一人ひとりに本部の通達や依頼事項等の情報を周知・徹底する手段として、職員用ポータルサイトを設置し、毎日職員が閲覧する体制をとっている。</p> <p>⑤ 非常時における体制</p> <p>新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応についての協議及び情報共有のため、常勤役員及び部長等を構成員とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」を令和2年2月に設置し、令和3年度においても定期的に会議を開催した。</p> <p>協議の結果は、必要に応じ全ての教育施設へ周知したほか、各教育施設における対応状況の情報を集約したうえで、全ての全教育施設と共有し、機構全体で対応する体制を取った。</p> <p>例えば、新型コロナウイルス感染防止対策として機構が実施すべき基本的事項を改めて整理した「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」（令和2年5月策定）について、教育施設において実際に運用する中で気付いた点等を集約し、令和3年度は9月及び2月に改訂を行った。</p> <p>(2) 理事長のリーダーシップを発揮するための新たな取組</p> <p>① 経営企画調整室設置準備室の設置</p>	<p><課題と対応></p> <p>内部統制について、各役職員が機構の役割の重要性と自らの役割を認識し、目標・計画をより効果的・効率的に達成するための課題を共有し、組織が一丸となり、より一層前向きに対応できるよう充実・強化する。</p>	<p>成が実現できた。</p> <p>経営ビジョン等を組織内に浸透させ、コミュニケーションを活性化する取組として役員による動画配信を全22回放映。</p> <p>理事長と地方施設の所長、次長が定期的にオンラインミーティングを計16回行い、速やかな情報を共有するとともに地方施設とのコミュニケーション促進を図った。</p> <p><今後の課題></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>—</p>
-------------------------------	---	--	--

理事長のリーダーシップがより発揮しやすい体制を構築するため、令和3年9月に「経営企画調整室設置準備室」を設置し、準備を進めた（令和4年4月に「経営企画調整室」として正式に発足）。

なお、当該準備室は体制の構築と並行して、理事長のリーダーシップのもと、機構の経営を強化するために必要な事業・取組等に係る企画・立案や担当部署との連絡調整にも取り組んだ。

② ミッション・ビジョン・バリュー（MVV）の策定の検討

当機構には、文部科学大臣から与えられた明確なミッションは存在していたものの、目指すべき将来像や大切にすべき価値観・行動指針は明文化していなかった。

そこで、令和3年度、理事長のリーダーシップのもと、「ミッション・ビジョン・バリュー（MVV）」の策定を検討した。

今後はこのMVVの浸透により、職員のエンゲージメントを高め、組織の更なる一体感醸成を図っていくとともに、幅広いステークホルダーへ具体的な組織イメージを発信していく。

③ 役員による内部広報チャンネル「かぜとおし」の配信

経営ビジョン等を組織内の各階層に浸透させるとともに、業務に役立つ様々な情報を周知するため、トップダウンのコミュニケーションを活性化する取組として、今年度新たに役員による動画配信に取り組み、全22回放映した。

今後もインターナルコミュニケーションを活性化し、風通しの良い組織風土づくりの推進を図っていく。

④ 理事長と所長・次長とのミーティングの実施

当機構は北海道から沖縄まで28の教育施設を有していることから、その物理的距離ゆえに理事長と各施設の所長・次長との日常的な意思疎通が図りにくいことが課題である。そこで、今年度新たに、各施設の所長・次長を対象とした理事長主催の定例ミーティングをオンライン形式で計16回開催した。

この取組により、当機構を取り巻く諸課題や理事長の経営方針等が速やかに共有されるとともに、施設間及び本部・施設間のコミュニケーションが促進され、組織の一体感醸成にも繋がった。

⑤ 職員を対象とした「企画コンテスト」の実施

自然災害や新型コロナウイルス感染症禍のような予測不可能な事態が多発する状況にある現在、組織構成員一人一人に求められるのは、各々の持ち場で状況を観察して、問題を洗い出し、その解決に向けた課題を設定した企画提案を行い、行動することを繰り返す「思考と姿勢」である。

こうした思考と姿勢を涵養する機会の一つとして、令和3年度に職員を対象とした「企画コンテスト」を新たに実施した。

当コンテストには、全37件のエントリーがあったが、企画内容は事業から管理運営まで多岐に渡り、今後の経営のヒントになる提案があった。

⑥ ウェルビーイングに関する取組

人間関係の構築はウェルビーイングの実現において重要であるため、職員同士のコミュニケーションを活性化させることを目的として、職員が家族で参加できる社内イベント「家族の日」を本部において開催した（参加者数は計45名）。普段の業務では接することの少ない職員同士の人間関係を構築する機会となり、コミュニケーションの活性化に繋がった。

⑦ 特定のプロジェクト

令和3年4月に「経営強化プロジェクトチーム」を設置し、収入増策及び節減策、利用者獲得に向けた具体的方策に取り組む優先度や実現性を整理のうえ、6月から主要な項目ごとにワーキンググループに分かれて検討を開始し、複数回にわたり検討を重ねた。

(3) 内部統制の充実・強化のための把握・分析・対応

① 中期目標・計画の未達成業務についての未達成要因の把握・分析・対応状況

中期目標・計画の進捗状況が順調でない項目（業務）については、随時、機構連絡会等において、その要因を把握・分析し、対応している。また、年度計画の策定期間などの際にも、定期的に中期目標・計画の進捗状況を把握・分析し、対応している。

文部科学大臣による業務実績に関する評価や個別の指摘事項については、各部に速やかに伝達し対応を検討させるとともに、フォローアップを行い業務改善に努めている。

② 組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応等

重要な課題（リスク）である事件・事故や自然災害等が各教育施設で発生した際は、本部が報告を受けて把握し、理事長が対応を指示し、必要に応じその情報及び対応策を機構全体で共有することで、次の重要な課題の対応に役立っている。特に重大な事件・事故等が教育施設で発生した場合で、運用の見直し等により被害の減少等が見込めると考えられる場合については、他の教育施設にも点検及び改善を指示している。

また、機構では SDGs の達成・ESD 推進への取組を行うこととし、環境教育のプログラムの開発・拡充を行うため、「環境教育推進プロジェクトチーム」を令和元年度から立ち上げ、職員研修、SNS 等を活用した認知度向上、調査について、活動を行っている。

③ 内部統制の現状把握・課題等への対応

ア. 内部統制の現状把握

理事長は、計画的に機構連絡会等や視察などで役職員と意見交換を行い、内部統制の現状及び課題等を把握し対応している。

また、監査室による内部監査を通じた内部統制及びリスクの整理も行っており、令和3年度は、6教育施設（花山、磐梯、若狭湾、淡路、吉備、室戸）及び本部で内部監査を実施した。

イ. 課題等への対応

機構連絡会等や視察などで計画的に把握した課題等や、上記の過程で解決すべき課題は、理事長が各部へ具体的に指示し、または、状況に応じて特別のチームを組織して速やかに対処し、その結果を機構連絡会等で共有するとともに、必要に応じ全教育施設に情報提供し、注意喚起を行っている。

また、内部監査の結果も、被監査部門と共有し、各部と連携して改善策を講じているとともに、これらの情報を他の教育施設に提供し、注意喚起等も行っている。

なお、公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けているが、令和3年度は問題となる事象や通報はなかった。

(4) 内部監査

内部監査は、独立行政法人国立青少年教育振興機構内部監査規程に基づき、機構の諸業務に関する内部統制の整備と運用状況の検証を行い、業務執行の適正な遂行の確保及び業務執行の合理化・効率化を図るために実施している。

令和3年度は、「令和3年度内部監査チェックリスト」（表21-1参照）をもとに、情報セキュリティポリシー実施手順に基づいた第三者不正利用防止対策や、昨年度実施された会計検査院の実地検査等を参考にした契約手続き等、昨今の情勢も踏まえ、6教育施設（花山、磐梯、若狭湾、淡路、吉備、室戸）の実地監査と本部において、内部監査を行った。

内部監査において把握した改善点等については、内部監査調書を作成し、被監査部門に改善を求めた。さらに、令和3年度実施した全ての内部監査を取りまとめた内部監査報告書を作成し、理事長に提出するとともに、本部及び全ての教育施設に情報提供を行い、日々の業務の見直しとともに改善を促した。

また、「間接業務等の共同実施について（平成26年7月）」を踏まえ、機構と独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館及び独立行政法人教職員支援機構の4法人による間接業務の共同実施の一環として、会計事務や情報セキュリティ対策に関する事項等についての監査を共同実施する計画であったが、新型コロナウイルス感染症の影響から、共同実施監査は中止となり、代わりに、4法人の監査担当者がWeb会議で一堂に集まり、内部監査の情報交換を行った。

なお、共同実施の監査対象予定としていた項目は、「令和3年度内部監査チェックリスト」（表21-1参照）に含まれているため、本部の内部監査において実施済みである。

表21-1 令和3年度内部監査チェックリスト

令和3年度内部監査チェックリスト

	<ul style="list-style-type: none"> ① 法人文書管理の状況 ② 個人情報の適切な管理の状況 ③ 危機管理に関する取組状況 ④ 危険度の高い活動プログラムにおける安全対策マニュアルの整備状況 (※) ⑤ 職員の勤務時間、休暇等に関する取扱の状況 ⑥ 情報システムの適切な管理の状況 ⑦ 契約事務の状況 (※) ⑧ 資産管理の状況 ⑨ 会計帳簿等の状況 (※) ⑩ 物品等寄附及び寄附金取扱の状況 (※) ⑪ 旅費取扱の状況 <p>※については、監査室職員が通常業務で実施済のため、本部における内部監査の対象外とした。</p>		
--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし。

項目別調書 No.	中期目標	中期計画	年度計画
<p>I-1</p> <p>次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進</p>	<p>1. 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進</p> <p>青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上を図り、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面に留意した教育事業を実施する。そのため、基本的な生活習慣と体験活動の重要性について広く家庭や社会に伝える運動や青少年教育に関するモデル的事業の推進、課題を抱える青少年の支援、グローバル人材の育成を見据えた国際交流を推進する。特に、防災・減災拠点の役割として実施する防災・減災教育事業については、全国28施設で実施する。</p> <p>(前中期目標期間実績：11施設)</p> <p>なお、教育事業については、毎年度平均80%以上の事業の参加者から4段階評価の「最上位評価」(以下「満足」という。)を得られるようにする。</p> <p>(前中期目標期間実績：普及・啓発87.3%、モデル的事業87.0%(年平均))</p> <p>【困難度：高】</p> <p>多様化、複雑化する青少年に関する諸課題の解決のために、各施設が地域の実情に応じたプログラム開発や分析、普及などの事業展開を行っていくことは困難度が高い。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>青少年教育のナショナルセンターとして、次代を担う青少年のための専門性の高いモデル的な体験活動等の実施を通じて、効果的かつ効率的な事業実施に資する資料を全国の公立青少年教育施設や民間団体等に提示していくことは重要</p>	<p>1. 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進</p> <p>青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面に留意した教育事業を実施する。そのため、基本的な生活習慣と体験活動の重要性について広く家庭や社会に伝える運動や青少年教育に関するモデル的事業の推進、課題を抱える青少年の支援、グローバル人材の育成を見据えた国際交流を推進する。</p> <p>なお、教育事業については、平均80%以上の事業の参加者から4段階評価の「最上位評価」(以下「満足」という。)を得られるよう、参加者アンケートを踏まえた見直しを行い、事業の改善を図る。</p>	<p>1. 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進</p> <p>青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面に留意した教育事業を実施する。そのため、基本的な生活習慣と体験活動の重要性について広く家庭や社会に伝える運動や青少年教育に関するモデル的事業の推進、課題を抱える青少年の支援、グローバル人材の育成を見据えた国際交流を推進する。</p> <p>なお、教育事業については、平均80%以上の事業の参加者から4段階評価の「最上位評価」(以下「満足」という。)を得られるよう、参加者アンケートを踏まえた見直しを行い、事業の改善を図る。</p>

	<p>度が高い。</p> <p>(1) 青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に係る国民運動等の推進</p> <p>青少年の非日常的な環境における自然体験、集団宿泊体験等の活動を通じた感動体験、日常的な体験活動や読書活動、基本的な生活習慣を身に付けさせることの重要性を広く家庭や社会に発信するため、教育事業や研修支援等を通じて、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させて取り組み、全国各地における体験活動の機会や場を充実させるとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立を目指す。</p> <p>(a) 「体験の風をおこそう」運動の推進</p> <p>青少年の健やかな成長にとって体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝え、社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、青少年教育団体等と連携して「体験の風をおこそう」運動を推進する。施設においては、運動を通して、体験活動の機会と場を充実させるとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立を図る。</p> <p>また、毎年10月を体験の風をおこそう推進月間と定めるとともに、実行委員会の未設置府県に働きかけ、中期目標期間中に全国展開に向けた取組を進め、地域で「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進する体制の拡充を図る。</p> <p>(前中期目標期間中実績：34都道県で実施)</p>	<p>(1) 青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に係る国民運動等の推進</p> <p>青少年の非日常的な環境における自然体験、集団宿泊体験等の活動を通じた感動体験、日常的な体験活動や読書活動、基本的な生活習慣を身に付けさせることの重要性を広く家庭や社会に発信するため、教育事業や研修支援等を通じて、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させて取り組み、全国各地における体験活動の機会や場を充実させるとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立を目指す。</p> <p>(a) 「体験の風をおこそう」運動の推進</p> <p>青少年の体験活動の重要性を伝え、社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、「体験の風をおこそう」運動を、青少年教育団体と連携して進める。施設においては、地域の青少年教育団体等と連携して運動を推進し、体験活動の機会と場を充実させるとともに、基本的な生活習慣の確立を図る。</p> <p>また、体験活動の重要性に関する広報資料を作成し、各種会議等を活用して 関係機関や保護者等に周知するとともに、毎年10月の体験の風をおこそう推進月間に実施される事業を充実するなど、体験活動の機会や場の充実を図るとともに、地域で運動を推進する体制の充実を図る。</p>	<p>(1) 青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に係る国民運動等の推進</p> <p>青少年の非日常的な環境における自然体験、集団宿泊体験等の活動を通じた感動体験、日常的な体験活動や読書活動、基本的な生活習慣を身に付けさせることの重要性を広く家庭や社会に発信するため、教育事業や研修支援等を通じて、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させて取り組み、全国各地における体験活動の機会や場を充実させるとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立を目指す。</p> <p>(a) 「体験の風をおこそう」運動の推進</p> <p>社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、青少年教育団体等と連携して、以下の取組を進める。</p> <p>① 体験活動の重要性に関する広報資料を作成し、関係機関や保護者等に配布するとともに、Web掲載等を活用した周知を行う。</p> <p>② 毎年10月の体験の風をおこそう推進月間に実施される事業の充実を図る。</p> <p>③ 体験活動の重要性に関する普及・啓発及び体験活動の機会や場を充実させるとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立を目指し、各地域において「体験の風をおこそう」運動と「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させて取り組む。</p> <p>また、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動をより一層推進するため、実行委員会の未設置県に対し、機構本部及び近隣施設が働きかけ、本運動</p>
--	--	--	--

	<p>(b) 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進</p> <p>子供たちの健やかな成長を促していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切である。このため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会と連携して引き続き、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進する。施設においては、全国協議会が作成する普及啓発資料等を活用しながら、基本的な生活習慣の確立に向けた普及啓発活動に取り組む。</p> <p>(c) 社会の要請に応える体験活動等事業の実施</p> <p>社会の要請に応える体験活動を推進するために、親子・幼児等を対象に自然体験や読書活動などに親しむ教育事業、青少年を対象に自己成長や自己実現等を図る教育事業、防災学習や環境学習などのE S Dに対応した教育事業、健康教育や主権者教育など政策課題に対応した教育事業などを中期目標期間中に延べ1, 100事業以上実施する。</p> <p>(前中期目標期間実績：220事業(年平均))</p> <p>(2) 青少年教育に関するモデル的事業の推進</p> <p>関係機関・団体や公立青少年教育施設、大学の研究者等と連携した上で、地域の実情を踏まえた実践研究事業を中期目標期間中に全ての地方施設で延べ27事業以上を実施し、報告書を通して広く青少年教育関係者へ発信する。</p> <p>また、国土強靱化基本計画における広域防災補完拠点としての役割、SDGsの目標やE S Dの基本的な考え方、学習指導要領における探究の考え方など次世代を担う青少年のための専門性の高いモデル的な体験活動事業を実施、実際に</p>	<p>(b) 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進</p> <p>子供たちの健やかな成長を促していくため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会と連携して引き続き、「早寝早起き朝ごはん」国民運動に取り組み、全国でこの運動を展開する。施設においては全国協議会が作成する普及啓発資料等を活用しながら、基本的な生活習慣の確立に向けた普及啓発活動に取り組む。</p> <p>(c) 社会の要請に応える体験活動等事業の実施</p> <p>社会の要請に応える体験活動を推進するために、親子・幼児等を対象に自然体験や読書活動などに親しむ機会と場を提供する教育事業、青少年を対象に体験活動を通じた自己成長や自己実現等を図る教育事業、体験活動を踏まえた防災学習や環境学習などのE S Dに対応した教育事業、健康教育や主権者教育など政策課題に対応した教育事業などを中期目標期間中に延べ1, 100事業以上実施する。</p> <p>(2) 青少年教育に関するモデル的事業の推進</p> <p>関係機関・団体や公立青少年教育施設等、大学の研究者等と連携した上で、実践研究事業を全ての地方施設で27事業以上実施し、報告書を通して広く青少年教育関係者へ発信する。</p> <p>また、併せて国土強靱化基本計画における広域防災補完拠点としての役割を踏まえて施設内外で防災・減災教育を推進したり、SDGsの目標やE S Dの基本的な考え方をういた体験活動を推進したり、地域探究プログラムを推進したりす</p>	<p>を全国的に展開する。</p> <p>(b) 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進</p> <p>「早寝早起き朝ごはん」全国協議会事務局として、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進するための普及啓発資料の作成・配布に取り組むとともに、施設においても全国協議会が作成する普及啓発資料等を活用しながら、基本的な生活習慣の確立に向けた普及啓発活動に取り組む。</p> <p>(c) 社会の要請に応える体験活動等事業の実施</p> <p>社会の要請に応える体験活動を推進するために、親子・幼児等を対象に自然体験や読書活動などに親しむ機会と場を提供する教育事業、青少年を対象に体験活動を通じた自己成長や自己実現等を図る教育事業、体験活動を踏まえた防災学習や環境学習などのE S Dに対応した教育事業、健康教育や主権者教育など政策課題に対応した教育事業などを220事業以上実施する。</p> <p>(2) 青少年教育に関するモデル的事業の推進</p> <p>次代を担う青少年のための専門性の高いモデル的な体験活動を推進するため、初年度には各地方施設が地域の実情を踏まえた実践研究事業を実施し、研究すべきテーマを精選する。また、次年度に向け、関係機関・団体や公立青少年教育施設等、大学の研究者等と連携できるよう、課題と成果をまとめる。</p> <p>さらに、防災・減災教育、SDGsの目標やE S Dの基本的な考え方をういた体験活動、高校生を対象に地域探究プロ</p>
--	--	--	--

	<p>使用した教材や指導案などの学習方法が活用されるよう図り、青少年教育の推進に寄与する。</p> <p>(前中期目標期間実績：研究者等を交えた報告書の作成は6施設11事業)</p> <p>(3) 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進</p> <p>児童養護施設やひとり親家庭等子供の貧困に関わる支援、不登校、引きこもり、ネット依存、ADHD等発達障害や身体障害など課題を抱える青少年を支援するため、専門機関と連携し様々な体験活動を通じて、基本的な生活習慣の確立や人間関係形成力などを育成する体験活動事業について、年度毎に異なる対象やテーマで実施する体験活動事業を中期目標期間中に延べ160事業以上実施する。</p> <p>(前中期目標期間実績：157事業)</p> <p>また、豪雨、地震などの緊急時においては、子供の心のケア、地方公共団体等が行う居場所づくりの支援など被災地からの要望やニーズに対し、リフレッシュキャンプの実施や現地における体験活動の提供を行う。</p> <p>(4) グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進</p> <p>青少年の異文化理解の増進を図るため、青少年、青少年教育指導者等の国際交流を実施する。その際、従来定めていた日本人参加者の参加後の外向き志向の要素に、グローバル人材の育成に関わる要素を加えグローバル人材を志向する率として毎年度平均80%以上を得られるようにする。</p> <p>なお、グローバル人材の育成に関わる要素として、機構及</p>	<p>るなど、地域の実情を踏まえた体験活動事業を実施することにより、その専門性の高いモデル的体験活動を研修支援のプログラムで活用する。</p> <p>さらに、実際に使用した教材や指導案などの学習方法が青少年教育の推進に寄与するよう、中期目標期間中に冊子の作成やフォーラムなどで発表する。</p> <p>(3) 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進</p> <p>児童養護施設やひとり親家庭等子供の貧困に関わる支援、不登校、引きこもり、ネット依存、ADHD等発達障害や身体障害など課題を抱える青少年を支援するため、企画段階から専門機関等と連携・協力し、年度毎に異なる対象やテーマで実施する体験活動事業について、中期目標期間中に延べ160事業以上実施する。</p> <p>なお、実施に際しては、基本的な生活習慣の確立や人間関係形成力など焦点を定め、参加する青少年の状況を踏まえた事業運営を行うことにより、質の向上を図る。</p> <p>また、豪雨、地震などの災害があった場合、子供の心のケア、地方公共団体等が行う居場所づくりの支援など被災地からの要望やニーズに対し、リフレッシュキャンプの実施や現地における体験活動の提供を行う。</p> <p>(4) グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進</p> <p>青少年の異文化理解の増進を図るため、国内外の関係機関・団体等と連携して、青少年、青少年教育指導者等の相互交流を行う事業、青少年の異文化理解を促進する体験型の交流事業を実施する。その際、従来定めていた日本人参加者の参加後の外向き志向の要素に加え、グローバル人材の育成に関わる要素として語学力・コミュニケーション能力及び異</p>	<p>グラムを通じた地域学習と実践活動(全国高校生体験活動顕彰制度)など、実際に使用した教材や指導案などの学習方法が活用されるよう地域の実情を踏まえた体験活動事業を実施する。</p> <p>(3) 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進</p> <p>児童養護施設やひとり親家庭等子供の貧困に関わる支援、不登校、引きこもり、ネット依存、ADHD等発達障害や身体障害など課題を抱える青少年を支援するため、企画段階から専門機関等と連携・協力し、異なる対象やテーマで実施する体験活動事業について、5施設32事業以上実施する。なお、実施に際しては、基本的な生活習慣の確立や人間関係形成力など焦点を定め、参加する青少年の状況を踏まえた事業運営を行うことにより、質の向上を図る。</p> <p>また、豪雨、地震などの災害があった場合、子供の心のケア、地方公共団体等が行う居場所づくりの支援など被災地からの要望やニーズに対し、リフレッシュキャンプの実施や現地における体験活動の提供を行う。</p> <p>(4) グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進</p> <p>国内外の関係機関・団体等と連携して、①日独の青年及び青少年教育指導者等の交流事業、②アジア及びミクロネシア地域の青少年交流事業、及び③国内での国際交流事業を実施する。その際、事業に参加した日本人参加者から、外向き志向を含むグローバル人材を志向する率として、平均80%以上を得られるようにする。</p>
--	--	--	---

	<p>び内閣府が実施した類似の調査項目を加え、それらの肯定率を含めた平均値が77.5%となっていることから、平均80%以上との目標を定めた。</p>	<p>文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティー等に加えグローバル人材を志向する率として毎年度平均80%以上を得られるようにする。</p>	
<p>I-2 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上</p>	<p>2. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上</p> <p>青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、資質・能力の高い指導者を養成することが必要不可欠である。青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上を図り、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面に留意した教育事業を展開するため、青少年教育指導者等を対象とする体系的な養成・研修事業を実施し、その資質・能力を向上させる。また、毎年度平均80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得られるよう、養成・研修事業の質の維持向上を図る。</p> <p>(前中期目標期間実績：88.2% (年平均))</p> <p>【重要度：高】</p> <p>我が国の青少年教育施策を具体化していくためにも、青少年教育指導者の養成は重要な事業の一つである。全国にある国公立青少年教育施設・民間団体等の職員に対する指導力の向上は、青少年教育のナショナルセンターである機構として重点的に取り組むべき事項である。</p> <p>(1) 青少年教育指導者等の研修事業の推進</p> <p>青少年教育指導者の資質・能力の向上を図ることを目的に、国公立青少年教育施設職員、青少年教育指導者等を対象にこれまで青少年教育研究センターが発表してきた調査研究事業や機構が実施してきた過去の指導者養成事業等の成果を踏まえ、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面や学びと活動の循環につながるカリキュラムを中期目</p>	<p>2. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上</p> <p>青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、資質・能力の高い指導者を養成することが必要不可欠である。青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上を図るため、人づくり、つながりづくり、地域づくりという側面に留意した教育事業を展開するため、青少年教育指導者等を対象とする体系的な養成・研修事業を実施し、その資質・能力を向上させる。また、毎年度平均80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得られるよう、質の高い事業を実施する。</p> <p>(1) 青少年教育指導者等の研修事業の推進</p> <p>青少年教育指導者の資質・能力の向上を図ることを目的に、国公立青少年教育施設職員、青少年教育団体等の指導者等を対象にこれまで青少年教育研究センターが発表してきた調査研究事業や機構が実施してきた過去の指導者養成事業等の成果を踏まえ、人づくり、つながりづくり、地域づく</p>	<p>2. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上</p> <p>青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、資質・能力の高い指導者を養成することが必要不可欠である。青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上を図るため、人づくり、つながりづくり、地域づくりという側面に留意した教育事業を展開するため、青少年教育指導者等を対象とする体系的な養成・研修事業を実施し、その資質・能力を向上させる。また、毎年度平均80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得られるよう、質の高い事業を実施する。</p> <p>(1) 青少年教育指導者等の研修事業の推進</p> <p>青少年教育指導者の資質・能力の向上を図ることを目的に、国公立青少年教育施設職員、青少年教育団体等の指導者等を対象に、青少年教育指導者養成のための基礎的・専門的研修事業を中期目標期間内に実施できるようプロジェクトチームを設け、次年度に試行事業を実施できるようカリキュラムを検討する。その際、青少年教育を専門としている外部</p>

	<p>標期間中に試行事業を通して開発し、最終年度には東日本・西日本でそれぞれ2か所4事業以上実施できるようにする。</p> <p>併せて、官民共同の指導者認定制度である自然体験活動指導者養成事業、体験活動安全管理研修事業、教員を対象に教員免許状更新講習等を実施し、抽出調査により研修後の実務に対する有効度の調査を試行する。</p> <p>(2) 読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進</p> <p>絵本に関する専門的知識や実践力を持った地域の指導者である絵本専門士を中期目標期間中に250人以上養成し、養成後の活動実績が毎年度5,265回を超えるようにする。</p> <p>(前中期目標期間実績：64人(年平均))</p> <p>さらに、大学、短期大学、専門学校等と連携の上、認定絵本士養成講座を充実させる。</p> <p>(前中期目標期間実績：5,265回(年平均))</p> <p>(3) ボランティアの養成・研修の推進</p> <p>青少年のボランティア活動は、青少年の自立や健全育成、社会参画を促進する上で重要な役割を果たすため、教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボランティアの養成・研修事業を全国28施設で実施するとともに、ボランティアが学びと活動の循環をしながら成長できるよう、自主企画事業による事業参画を推進する。</p> <p>ボランティアの養成・研修事業において、中期目標期間中に延べ5,685人以上養成するとともに、ボランティア登録者の延べ活動回数が20,332回以上となるよう支援を行う。</p>	<p>くりを考慮した基礎的・専門的カリキュラムを中期目標期間中に試行事業を通して開発し、最終年度には東日本・西日本でそれぞれ2か所4事業以上実施できるようにする。</p> <p>併せて、官民共同の指導者認定制度である自然体験活動指導者養成事業、体験活動安全管理研修事業、教員を対象に教員免許状更新講習等を実施し、抽出調査により研修後の実務に対する有効度の調査を試行する。</p> <p>(2) 読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進</p> <p>絵本に関する専門的知識や実践力を持った地域の指導者である絵本専門士を中期目標期間中に250人以上養成し、個人やグループ活動の支援をしながら養成後の活動実績が毎年度5,265回を超えるようにする。</p> <p>さらに、大学、短期大学、専門学校等と連携の上、認定絵本士養成講座を充実させる。</p> <p>(3) ボランティアの養成・研修の推進</p> <p>青少年のボランティア活動は、青少年の自立や健全育成、社会参画を促進する上で重要な役割を果たすため、教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボランティアの養成・研修事業等を全国28施設で実施し、延べ5,685人以上養成する。</p> <p>また、ボランティアの活動機会の増加を図り、学びと活動の循環をしながら成長できるよう、各施設で定めた育成ビジョンの更新や自主企画事業の推進、他施設のボランティアとの交流などを活発化することにより、ボランティア登録者の活動回数が中期目標期間中に延べ20,332回以上となる</p>	<p>講師を招聘し、その知見を得る。</p> <p>また、官民共同の指導者認定制度である自然体験活動指導者養成事業、体験活動安全管理研修事業、教員を対象に教員免許状更新講習等を実施し、抽出調査により研修後の実務に対する有効度が70%以上となるようにする。</p> <p>(2) 読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進</p> <p>絵本に関する専門的知識や実践力を持った地域の指導者である絵本専門士を50人以上養成し、個人やグループ活動の支援をしながら養成後の活動実績が5,265回を超えるようにする。</p> <p>さらに、大学、短期大学、専門学校等と連携の上、認定絵本士養成講座の認知度を高めるとともに、各機関が確実に実施できるようにする。</p> <p>(3) ボランティアの養成・研修の推進</p> <p>青少年のボランティア活動は、青少年の自立や健全育成、社会参画を促進する上で重要な役割を果たすため、教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボランティアの養成・研修事業等を各施設で実施し、1,137人以上養成する。</p> <p>また、ボランティアの活動機会の増加を図り、学びと活動の循環をしながら成長できるよう、各施設で定めた育成ビジョンの更新や自主企画事業の推進、他施設のボランティアとの交流などを活発化することにより、ボランティア登録者の活動回数が3,253回以上となるよう支援を行う。</p>
--	---	--	--

	<p>(前中期目標期間実績：養成5,685人、活動回数20,332回)</p>	<p>よう支援を行う。</p> <p>なお、ボランティアを支援するボランティア・コーディネーターの資質・能力の向上を図るための研修を併せて実施する。</p>	
<p>I-3 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援</p>	<p>3. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援</p> <p>青少年、青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、利用者の研修目的が達成されるよう指導・助言等の教育的支援を行う。</p> <p>なお、利用者サービスの向上に取り組み、毎年度平均73%以上の利用団体から4段階評価の「最上位評価(リピート意向)」を得られるようにする。</p> <p>(令和2年度試行実施時の実績：73.1%)</p> <p>【困難度：高】</p> <p>授業時数の増加、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大、バス借料の高騰など社会情勢の急激な変化を背景とした集団宿泊活動の自粛傾向の中で、青少年人口の1割程度の利用実績を確保することは困難度が高い。また、利用者へ提供する活動プログラムの有効性についても、多様な利用者ニーズがある中で「有効」との評価を得ることは困難度が高い。</p> <p>(1) 研修利用の充実</p> <p>青少年、青少年教育指導者等に対する研修のための利用を促進し、毎年度、全国28施設で青少年人口(0歳～29歳)の1割程度の利用実績を確保する。</p> <p>(前中期目標期間実績：青少年人口の10.35%(年平均))</p>	<p>3. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援</p> <p>青少年、青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、利用者の研修目的が達成されるよう指導・助言等の教育的支援を行うよう努める。</p> <p>なお、利用者サービスの向上に取り組み、毎年度平均73%以上の利用団体から4段階評価の「最上位評価(リピート意向)」を得られるようにする。</p> <p>(1) 研修利用の充実</p> <p>青少年、青少年教育指導者等に対する研修のための利用を促進し、毎年度、全国28施設で青少年人口(0歳～29歳)の1割程度の利用実績を確保するため、全国28施設において「稼働率向上(利用者増加)のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、着実な実施に努める。</p> <p>また、広報活動等の工夫・充実に努めるとともに、特別に</p>	<p>3. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援</p> <p>青少年、青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、指導・助言等の教育的支援を行い、利用者の研修目的が達成されるよう努める。</p> <p>なお、利用者サービスの向上に取り組み、毎年度平均73%以上の利用団体から4段階評価の「最上位評価(リピート意向)」を得られるようにする。</p> <p>(1) 研修利用の充実</p> <p>青少年、青少年教育指導者等に対する研修のための利用を促進するため、全国28施設において「稼働率向上(利用者増加)のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、全国28施設で青少年人口(0歳～29歳)の1割程度の利用実績を確保する。</p> <p>また、広報活動等の工夫・充実に努めるとともに、特別に</p>

	<p>(2) 研修に対する支援の推進</p> <p>地方施設の利用者に対して、事前打ち合わせ等で青少年、青少年教育指導者等の研修目的達成への適切な指導・助言、プログラムの提供等の教育的支援を行う。</p> <p>また、地域の実情を踏まえた教育事業等の成果を活動プログラムに反映する。その際、学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校教育との連携の強化、「主体的・対話的で深い学び」の視点を入れたプログラム開発などを行う。</p> <p>なお、活動プログラムを利用した毎年度平均80%以上の青少年教育団体から活動プログラムがねらいに対して「有効」との評価を得られるよう、職員等の指導力等の向上を図る。</p> <p>(令和2年度試行実施時の実績：81.5%)</p>	<p>支援が必要な青少年の受入について配慮した対応を行う。</p> <p>(2) 研修に対する支援の推進</p> <p>地方施設の利用者に対して、事前打ち合わせ等で青少年、青少年教育指導者等の研修目的達成への適切な指導・助言、プログラムの提供等の教育的支援を行う。</p> <p>また、研修に対する支援を推進するために、地域の実情を踏まえた体験活動事業を含む教育事業等の成果を活動プログラムに反映する。その際、学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校教育との連携の強化、「主体的・対話的で深い学び」の視点からプログラム開発及び改善、ねらいにあった指導方法の充実など、利用団体に対する研修支援を推進する。</p> <p>なお、活動プログラムを利用した80%以上の青少年教育団体から活動プログラムがねらいに対して「有効」との評価を得られるよう職員等の指導力の向上を図るとともに、地方施設を利用した小中学校から集団宿泊体験活動に関する効果を把握できるようにする。</p> <p>さらに、外部研修指導員を活用できるよう留意した取り組みを行う他に、危険度の高い活動プログラムの改善や使用する設備や備品の管理、整理整頓などを日頃から行い、安全安心な施設づくりに取り組む。</p>	<p>支援が必要な青少年の受入について配慮した対応を行う。</p> <p>(2) 研修に対する支援の推進</p> <p>地方施設の利用者に対して、事前打ち合わせ等で青少年、青少年教育指導者等の研修目的達成への適切な指導・助言、プログラムの提供等の教育的支援を行う。</p> <p>また、地域の実情を踏まえた体験活動事業を含む教育事業などを実施することにより、その体験活動が学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校教育との連携の強化、「主体的・対話的で深い学び」の視点からプログラム開発及び改善につながるようにするとともに、ねらいにあった指導方法を見直すなど改善を図り、利用団体に対する研修支援を推進する。</p> <p>なお、活動プログラムを利用した80%以上の青少年教育団体から活動プログラムがねらいに対して「有効」との評価を得られるよう職員等の指導力の向上を図るとともに、地方施設を利用した小中学校から集団宿泊体験活動に関する効果を把握できるよう試行アンケートを作成、実施し、改善する。</p> <p>さらに、外部研修指導員を活用できるよう留意した取り組みを行う他に、危険度の高い活動プログラムの改善や使用する設備や備品の管理、整理整頓などを日頃から行い、安全安心な施設づくりに取り組む。</p>
<p>I-4 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進</p>	<p>4. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進</p> <p>昨今の目まぐるしく変化する青少年に関する諸課題について、青少年教育のナショナルセンターとして迅速かつ円滑に対応し、青少年教育の発展・充実を図るため、各関係機関・団体相互の連携を促進する。</p>	<p>4. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進</p> <p>昨今の目まぐるしく変化する青少年に関する諸課題について、青少年教育のナショナルセンターとして迅速かつ円滑に対応し、青少年教育の発展・充実を図る。</p> <p>青少年教育指導者等を対象にした全国規模の事業について</p>	<p>4. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進</p> <p>青少年に関する関係機関・団体相互の連携を促進するため、青少年教育指導者等を対象にした全国規模の事業を6事業実施し、全都道府県からの参加者確保をめざす。また、地方施設においては広域的な事業の充実を図る。</p>

	<p>青少年教育指導者等を対象にした全国規模の事業について、全都道府県からの参加者を確保するため、中期目標期間中に延べ30事業実施する。</p> <p>(前中期目標期間実績：29事業)</p>	<p>て、全都道府県からの参加者を確保するため、中期目標期間中に延べ30事業実施するとともに、全都道府県からの参加者を確保する。</p> <p>また、地域の各関係機関・団体相互の連携を促進するため、地方施設において広域的な事業の充実を図る。</p> <p>さらに、効果的な取り組み事例等の情報提供や各関係機関・団体が抱えている諸課題等の協議の場を提供し、最新情報の共有や活発な意見交換を促す。</p>	
<p>I-5</p> <p>青少年教育に関する調査研究</p>	<p>5. 青少年教育に関する調査研究</p> <p>青少年教育のナショナルセンターとしてこれまで実施し、関係機関で活用されてきた調査研究を踏まえ、青少年教育に関するより充実した調査研究を行う。具体的には、各年齢期(幼児期から青年期に至るそれぞれの発達段階)に応じて取り組まれるべき体験の効果と課題を明らかにするために、青少年における全国規模で定期的なデータの収集が見込まれる基盤的調査研究に加え、時宜に即した青少年教育の課題に対応した課題別の調査研究を実践的、複合的に関連し合うよう戦略的に行うとともに、国内外の調査結果等を広く提供することにより青少年教育の振興を図る。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>青少年教育に関する調査研究成果の普及等は、公立青少年教育施設や民間団体等からも期待されているナショナルセンターとしての役割・機能であり、我が国の青少年に関する諸課題に対応するプログラムの根拠となる情報や、国民に対して青少年教育の効果を示すための重要な取組である。</p> <p>(1) 基盤的調査研究及び課題別の調査研究の戦略的実施</p>	<p>5. 青少年教育に関する調査研究</p> <p>基盤的調査研究及び課題別の調査研究を戦略的に実施するとともに、調査研究成果の公表には、青少年教育研究センターを中心とした外部有識者委員会を設置し、成果等に基づき行政や教育機関等に戦略的に公表を行う。</p> <p>(1) 基盤的調査研究及び課題別の調査研究の戦略的実施</p>	<p>5. 青少年教育に関する調査研究</p> <p>体験活動の重要性等青少年教育に関する基盤的調査研究及び課題別調査研究を国内外で実施し、その成果を広く提供する。</p> <p>(1) 基盤的調査研究及び課題別の調査研究の戦略的実施</p>

	<p>多様な関係機関等との連携及び実践的研究を通して、青少年における全国規模で定期的な基盤調査研究や、喫緊の青少年に関する諸課題に応じた調査研究を戦略的に実施するとともに、青少年の体験活動と意識等に関する全国的な調査研究を中期目標期間中に14調査実施する。</p> <p>(前中期目標期間実績：14調査)</p> <p>(2) 調査研究成果の普及及び活用</p> <p>機構が実施する各種事業の企画・立案や体験活動プログラムの開発に調査研究成果を適切に反映させるとともに、青少年教育に関する資料や調査結果等に関するデータベース等を拡充し、文部科学省等の機関と連携して広く関係機関・団体や公立青少年教育施設等、大学の研究者等へのこれらの成果を普及し活用を図るとともに、引用数や個票データ数等による活用状況の把握に取り組む。</p> <p>特に、体験カリキュラムについては、第三期中期目標期間に機構で実施した各種事業を通して各年齢期に応じた体験活動の実践的な効果と課題を検証した研究成果の普及と活用を図る。</p> <p>また、調査研究成果の普及体制を構築することにより国の政策立案等に寄与するよう成果等に基づき行政や教育機関等に公表を行う。</p> <p>さらに、調査研究成果を普及するために、調査結果に関</p>	<p>多様な関係機関等との連携及び実践的研究を通して、青少年における全国規模で定期的な基盤調査研究や、喫緊の青少年に関する諸課題に応じた調査研究を戦略的に実施するとともに、青少年の体験活動と意識等に関する全国的な調査研究を中期目標期間中に目標数実施する。</p> <p>さらに、国内外における青少年や青少年教育に関する情報を収集・分析する。</p> <p>(2) 調査研究成果の普及及び活用</p> <p>調査研究成果等を活用し、機構が実施する各種事業の企画・立案や体験活動プログラムの開発に適切に反映させるなど、事業の検証改善を図る。</p> <p>また、研究機関等における青少年教育に関する研究が推進されるよう、青少年教育に関する資料や、機構が実施した調査研究の個票データなどをデータベースに追加するなど、調査研究成果等を広く提供するとともに、引用数や個票データ数等による活用状況の把握に取り組む。</p> <p>さらに、調査研究成果の普及体制を構築することにより国の政策立案等に寄与するよう成果等に基づき行政や教育機関等に公表を行うとともに、調査研究成果等を普及するため、調査結果に関する記事を雑誌等へ積極的に掲載するほか、学会や全国的な会議等で中期目標期間中に目標数発表する。</p>	<p>① 「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度（2019年度）調査）」の結果を公表する。</p> <p>② 日本、米国、中国、韓国の高校生の意識に関する比較調査を行い、日本の青少年の意識の特徴を分析する。</p> <p>③ 子供の頃の読書活動の成果に関する調査研究の結果を公表する。</p> <p>④ 子供の感受性の差を踏まえた自然体験活動の効果に関する調査結果を実施する。</p> <p>⑤ 全国の青少年教育施設等の運営状況・事業内容等を把握する調査結果を踏まえ、報告書等をまとめる。</p> <p>⑥ 国立青少年教育施設で発生した傷病や事故の状況に関する調査結果を分析する。</p> <p>(2) 調査研究成果の普及及び活用</p> <p>① 調査研究成果の普及体制を検討する。</p> <p>② 体験活動の重要性等に関する調査結果を簡潔にとりまとめたパンフレット等を作成・配布するとともに、Web掲載等を活用した調査研究成果の普及に努める。</p> <p>③ 機構が実施した調査結果については、個票データをデータベースに追加するなど、ホームページ等を活用して広く提供するとともに、それらの活用状況の把握に取り組む。</p> <p>④ 調査結果に関する記事を雑誌等へ積極的に掲載するほか、全国規模の会議等での発表や説明の機会を設け、調査結果の普及に努める。</p> <p>⑤ 国立の青少年教育施設や関係機関・団体、公立青少年教育施設等と青少年教育に関する実践・調査研究等の普及等連携を図る。</p>
--	---	---	--

	<p>する記事を雑誌等へ積極的に掲載するほか、学会や全国的な会議等において中期目標期間中に19回発表する。</p> <p>(前中期目標期間実績：19回)</p>		
<p>I-6</p> <p>青少年教育団体が行う活動に対する助成</p>	<p>6. 青少年教育団体が行う活動に対する助成</p> <p>子供たちの健全育成のためには、NPO、企業など民間の役割が不可欠であり、特に地域における民間主導の子供の健全育成のための活動は重要であることから、主に地域レベルで青少年教育団体が行う①子供の体験活動の振興を図る活動、②子供の読書活動の振興を図る活動、及び③インターネット等を通じて提供することができる子供向けの教材の開発を行う活動に対して助成金を交付し、体験活動等の機会や場の充実を図る。</p> <p>助成活動の募集に当たっては、応募件数の増加に努めるとともに、全国各地で地域差なく子供の活動機会を確保できるよう積極的な広報活動等の取組を行う。</p> <p>これにより、体験活動と読書活動に対する助成については、中期目標期間中に子供（0歳～18歳）の人口の1割程度に活動機会を提供する。</p> <p>なお、上記目標を達成するための助成団体の選定等具体的な取組内容等については、中期計画において記載する。</p> <p>(前中期目標期間実績：616, 673人(年平均)2, 466, 692人/19, 788, 000人(0歳～18歳)人口=12.5%)</p>	<p>6. 青少年教育団体が行う活動に対する助成</p> <p>青少年教育団体が行う①子供の体験活動の振興を図る活動、②子供の読書活動の振興を図る活動、及び③インターネット等を通じて提供することができる子供向けの教材の開発を行う活動に対して助成金を交付する。</p> <p>これにより、体験活動と読書活動に対する助成については、毎年40万人程度の子供（0歳～18歳）に活動機会を提供する。</p> <p>また、毎年の応募状況等を踏まえ、応募件数の増加を図る観点から戦略的な広報活動や助成手続きの見直し等を図るとともに、事業内容の質の向上の観点から事業運営をサポートする取組を行う。</p> <p>なお、助成団体の選定にあたっては、客観性の確保に努めるとともに、助成団体のコンプライアンスの確保の観点から、募集説明会や現地調査等において、適正な会計処理及び罰則等についての周知徹底を図る。</p>	<p>6. 青少年教育団体が行う活動に対する助成</p> <p>青少年教育団体が行う体験活動や読書活動に対して助成金を交付し、40万人程度の子供に活動機会を提供する。</p> <p>また、応募件数の増加を図る観点から、全国の中間支援施設等とも連携した広域的な広報活動を行うとともに、事業内容の質の向上の観点から、助成団体の事業運営を支援するため、他団体のもつノウハウ等を共有するなど、助成団体の運営をサポートする。</p> <p>なお、助成団体の選定にあたっては、外部有識者で構成する委員会を設置し、選定基準を定めて客観性の確保に努める。助成団体のコンプライアンスについては、募集説明会や現地調査等において、適正な会計処理及び罰則等についての周知徹底を図る。</p>
<p>I-7</p> <p>共通的事項</p>	<p>7. 共通的事項</p> <p>上記の1～6に掲げる各業務間の有機的な連携を推進するとともに、各業務の性質に応じて、以下の内容について取り組む。</p> <p>(1) 広報の充実</p>	<p>7. 共通的事項</p> <p>上記1～6に掲げる各業務間の有機的な連携を図るとともに、各業務の性質に応じて、以下の事項を行う。</p> <p>(1) 広報の充実</p>	<p>7. 共通的事項</p> <p>(1) 広報の充実</p>

	<p>国民の青少年教育に対する理解を増進し、体験活動を推進する社会的気運を醸成するため、機構の業務全体について、インターネットやマスメディア等を積極的に活用した広報を、文部科学省等の機関と連携して広く展開する。そのため、広報計画を策定し、機構ホームページやマスメディアを活用した最新情報や機構独自の魅力の発信、体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関する啓発資料の作成・配布、各種フォーラム等の開催、さらに企業・関係団体等との連携によるPR活動などの取組、及び職員の広報の資質向上を図る広報研修を実施する。</p> <p>また、各業務の成果について、事例の収集に努め、公立青少年教育施設や関係機関・団体等への普及を積極的に推進し、本部及び全国28施設のホームページ総アクセス件数について年間平均550万件を達成する。</p> <p>(前中期目標期間実績：553万件(年平均))</p> <p>(2) 各業務の点検・評価の推進</p> <p>各業務及び事業に関する自己点検・評価を実施するとともに、自己点検・評価の結果について外部検証を行い、その結果を業務の改善に反映させる。</p> <p>(3) 各業務における安全性の確保</p> <p>各業務の実施に当たっては、安全に関する情報の速やかな共有に努め、利用者、関係者及び職員等の安全の確保に万全</p>	<p>機構が実施する各種事業や調査研究の結果等については、①インターネットやマスメディア、SNS等を活用した情報発信、②体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関する啓発資料の作成・配布、③各種会議やフォーラム等の開催、④企業等との連携によるPR活動、⑤職員の広報の資質向上を図る広報研修等を策定した計画に基づき実施し、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の理解増進に努める。</p> <p>また、各業務の成果について、事例の収集に努め、公立青少年教育施設や関係機関・団体等への普及を積極的に推進する。これらの取組を通して、本部及び機構が設置する28施設のホームページ総アクセス件数年間平均550万件を達成する。</p> <p>(2) 各業務の点検・評価の推進</p> <p>各業務及び事業の検証を行うため、対象者や団体に対してアンケート調査等を行い、その結果を随時改善に活かす。</p> <p>また、毎年度、業務全般に関する自己点検・評価を行うとともに、第三者による外部評価を実施し、調査結果を業務の改善に反映する。</p> <p>(3) 各業務における安全性の確保</p> <p>各業務の実施に当たっては、安全安心な教育環境を確保するための体制を構築し、安全に関する情報の速やかな共有に</p>	<p>① 教育事業や調査研究の結果等については、プレスリリース等を行いマスメディアで取り上げられるよう努める。</p> <p>② 体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関するリーフレット等の各種啓発資料を作成し、全国規模の会議やイベントを通じて関係機関・団体や保護者等へ配布するとともに、機構の取組に賛同する企業と連携したPR活動の充実を図る。</p> <p>③ 体験活動を推進する社会的気運を醸成するため「体験の風をおこそうフォーラム」や、「早寝早起き朝ごはん全国フォーラム」を実施する。</p> <p>④ 広報の資質向上を図るため、職員の広報研修を実施する。</p> <p>⑤ 本部及び28施設のホームページの掲載情報を随時見直すとともに、最新情報の掲載に努め、本部及び28施設のホームページ総アクセス件数550万件を達成する。</p> <p>(2) 各業務の点検・評価の推進</p> <p>各業務及び事業の検証を行うため、アンケート調査等をもとに対象者や団体に対してのニーズ等を分析し、事業の質の向上、改善に反映させる。</p> <p>また、毎年度の業務全般について自己点検・評価を行うとともに、外部有識者からなる評価委員会による外部評価を行い、その評価結果を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、公表する。評価結果については、次年度以降の業務改善に適切に反映させる。</p> <p>(3) 各業務における安全性の確保</p> <p>利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図るための体制を構築し、以下の方策を講じるともに対応状況等を共有す</p>
--	---	---	--

	<p>を期する。</p> <p>(4) ICTの利活用</p> <p>学校におけるGIGAスクール構想(児童生徒1人1台端末の実現等)など、今後、新しい技術を活用した多様な学びが一層進展していくこと等を踏まえ、ICTを効果的に活用した事前・事後学習のサポートなど、体験活動の在り方を検討する。</p> <p>また、青少年教育指導者等を対象にした全国規模の会議・研修など、オンラインを活用できる会議の検討を行う。</p>	<p>努め、自然災害等への対応も含めて、利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図り、日常的な点検・改善整備等を通じて生活環境、安全な野外活動環境の整備に日々努める。</p> <p>(4) ICTの利活用</p> <p>学校におけるGIGAスクール構想(児童生徒1人1台端末の実現等)など、今後、新しい技術を活用した多様な学びが一層進展していくこと等を踏まえ、ICTを効果的に活用した事前・事後学習のサポートなど、体験活動の在り方を検討する。</p> <p>また、青少年教育指導者等を対象にした全国規模の会議・研修など、オンラインを活用できる会議の検討を行う。</p>	<p>る。</p> <p>① 「安全管理マニュアル」や「危険度の高い活動プログラム安全対策マニュアル」等、随時改善・充実を図り遵守する。</p> <p>② 日常的な施設 設備及び教材教具類の保守点検・改善整備を実施する。</p> <p>③ 安全管理情報の共有化を図るための「事故データ集」を改訂・配布する。</p> <p>④ 関係機関や民間団体と連携し、国公立青少年教育施設職員や民間事業者等の安全意識の 向上 及び指導技術向上のための安全管理研修を実施する。</p> <p>(4) ICTの利活用</p> <p>学校におけるGIGAスクール構想(児童生徒1人1台端末の実現等)など、今後、新しい技術を活用した多様な学びが一層進展していくこと等を踏まえ、ICTを効果的に活用した事前・事後学習のサポートなど、体験活動の在り方を検討する。</p> <p>また、青少年教育指導者等を対象にした全国規模の会議・研修など、オンラインを活用できる会議の検討を行う。</p>
<p>II-1 業務の効率化</p>	<p>1. 業務の効率化</p> <p>(1) 一般管理費等の削減</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等を踏まえ、調達の合理化等を推進すること等により、中期目標期間中に、一般管理費については5%以上、業務経費についても5%以上の効率化を図る。</p> <p>なお、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施</p>	<p>1. 業務の効率化</p> <p>(1) 一般管理費等の削減</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等を踏まえ、中期目標期間中に、一般管理費については5%以上、業務経費についても5%以上の効率化を図る。</p> <p>なお、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンタ</p>	<p>1. 業務の効率化</p> <p>(1) 一般管理費等の削減</p> <p>調達の合理化等を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、業務の効率化を図る。</p>

	<p>設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないようにする。</p> <p>(2) 給与水準の適正化</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準等を十分考慮し、役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえ、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>(3) 契約の適正化</p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、公正性及び透明性を確保しつつ合理的な調達等を推進し、業務運営の効率化を図る。</p> <p>(4) 間接業務等の共同実施</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、引き続き、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構、機構の4法人は効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。</p> <p>(5) 保有資産の見直し</p>	<p>一としての機能が損なわれないようにする。</p> <p>(2) 給与水準の適正化</p> <p>役職員の給与に関しては、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の改正などを踏まえた国家公務員の給与水準等を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況についてはホームページ上で公表する。</p> <p>(3) 契約の適正化</p> <p>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施し、「調達等合理化計画」に沿って、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を推進するとともに、契約監視委員会において点検を行うことにより、業務運営の効率化を図る。</p> <p>(4) 間接業務等の共同実施</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、引き続き、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構、機構の4法人は効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。</p> <p>(5) 保有資産の見直し</p>	<p>(2) 給与水準の適正化</p> <p>政府における人件費削減の取組や独立行政法人制度改革等を踏まえた給与水準の適正化を図る。</p> <p>(3) 契約の適正化</p> <p>契約監視委員会によるチェックの下、一者応札の点検・見直し及び調達に関するガバナンスの徹底等に取り組むことにより、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施するため、「令和3年度調達等合理化計画」を策定する。</p> <p>(4) 間接業務等の共同実施</p> <p>国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構、機構の4法人による間接業務等の共同実施に関する協議会において実施計画を定め、取組を実施したうえで費用対効果及び効率化等の検証を行う。また、効果的・効率的な業務運営のために、新たな共同実施の対象品目及び対象業務について検討を行う。</p> <p>(5) 保有資産の見直し</p>
--	---	--	--

	<p>保有資産については、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行う。</p> <p>(6) 業務のデジタル化・オンライン化</p> <p>業務継続や業務効率化の観点からテレワークの導入等、業務のデジタル化・オンライン化に取り組むとともに、ICTを利活用できる職員の育成を行う。</p>	<p>保有資産については、引き続き、利用実態等を的確に把握し、その必要性や規模の適正性についての検証を行い、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) 業務のデジタル化・オンライン化</p> <p>業務継続や業務効率化の観点からテレワークの導入等、業務のデジタル化・オンライン化に取り組むとともに、ICTを利活用できる職員の育成を行う。</p>	<p>保有資産については、保有資産等利用検討委員会により定期的に利用実態等を把握するとともに、その必要性や規模の適正性についての検証を不断に行う。</p> <p>(6) 業務のデジタル化・オンライン化</p> <p>業務継続や業務効率化の観点からテレワークの導入等、業務のデジタル化・オンライン化に取り組むとともに、ICTを利活用できる職員の育成を行う。</p>
<p>II-2</p> <p>効果的・効率的な組織の運営</p>	<p>2. 効果的・効率的な組織の運営</p> <p>(1) 各施設の役割の明確化及び運営の改善</p> <p>本部を中心として、各施設の役割分担を行い、施設の果たすべき役割を明確にするとともに、各施設の自己点検評価を適切に行い、運営の改善を行う。</p> <p>(2) 地域と連携した施設の管理運営</p> <p>効果的・効率的な管理運営を目指すために、地域の青少年教育団体・NPO・企業・地方公共団体等の委員が、実際に施設の管理運営や事業の企画・実施に参画する「運営協議会」方式を前中期目標期間から引き続き実施する。</p> <p>また、国土強靱化基本計画への対応に向けて、広域防災補完拠点の役割を踏まえた施設の機能について充実を図るとともに、災害や感染症などの緊急時において、国や地方公共団体等から受入れ等の協力要請があった場合、関係機関と連携して施設を有効活用する。</p>	<p>2. 効果的・効率的な組織の運営</p> <p>(1) 各施設の役割の明確化及び運営の改善</p> <p>本部を中心として、各施設の役割分担を行い、施設ごとに果たすべき役割を明確化する。</p> <p>また、施設の役割を踏まえ、各年度の業務実績について各施設の自己点検評価を行い、評価結果を各施設の運営の改善に反映する。</p> <p>(2) 地域と連携した施設の管理運営</p> <p>地域における体験活動の充実を図るとともに、地域と施設が一体となった管理運営を目指すため、地域の青少年教育団体・NPO・企業・地方公共団体等多様な主体が施設の管理運営や事業の企画・実施へ参画する形の管理運営に向け、前中期目標期間中に導入した「運営協議会」方式を引き続き実施する。</p> <p>また、国土強靱化基本計画の対応については地方公共団体や関係機関等と連携の上、各施設が災害前における防災・減災教育拠点、災害時における災害対応補完拠点、災害後における心身の復興拠点として広域防災補完拠点の機能を充実を図る。</p>	<p>2. 効果的・効率的な組織の運営</p> <p>(1) 各施設の役割の明確化及び運営の改善</p> <p>各施設の役割分担を行い、施設ごとに果たすべき役割を明確化し、施設の特色化に努める。</p> <p>また、業務実績について各施設の自己評価を行い、結果及び課題を取りまとめ、各施設の業務改善に反映させる。</p> <p>(2) 地域と連携した施設の管理運営</p> <p>施設の管理運営や事業の企画・実施へ多様な主体が参画する形の管理運営を目指すため、地域の多様な人材発掘に努めるとともに、「運営協議会」方式の導入を引き続き実施する。</p> <p>また、国土強靱化基本計画の対応については地方公共団体や関係機関等と連携の上、各施設が災害前における防災・減災教育拠点、災害時における災害対応補完拠点、災害後における心身の復興拠点として広域防災補完拠点の機能を充実を進める。</p>

	<p>(3) 施設の効率的な利用の促進等</p> <p>青少年教育に関する業務の着実な遂行により施設の利用状況を向上させるとともに、その業務に支障のない範囲内で、地域、民間団体、家族等の一般利用に広く供し、施設の効率的な利用を促進する。</p> <p>また、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構及び機構の4法人や関係機関等の施設を利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行うとともに、研修等のより効率的・効果的な実施に資するため、当該4法人における連携について検討する。</p> <p>なお、宿泊室稼働率については、各施設において地域の実情に即し、毎年度「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、全国28施設平均55%以上を確保する。</p> <p>(前中期目標期間実績：59.1% (平均))</p> <p>【目標水準の考え方】</p> <p>第3期中期目標期間（令和2年度を除く）の機構の平均宿泊室稼働率は59.1%であるものの、第4期中期目標期間においては、今後の青少年を中心とする人口の減少により、1団体当たりの利用者数は減少することが見込まれるため、宿泊室稼働率については55%以上を確保することを数値目標とした。</p>	<p>さらに、災害や感染症などの緊急時等において、国や地方公共団体等から避難者受入れ等の協力要請があった場合、関係機関と連携して取り組む。</p> <p>(3) 施設の効率的な利用の促進等</p> <p>青少年教育に関する業務の着実な遂行により施設の利用状況を向上させるとともに、その業務に支障のない範囲内で、地域、民間団体、家族等の一般利用に広く供し、施設の効率的な利用を促進する。</p> <p>また、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構及び機構の4法人や関係機関等の施設を利用して研修等を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行うとともに、研修等のより効率的・効果的な実施に資するため当該4法人における連携について検討する。</p> <p>なお、宿泊室稼働率については、各施設において、地域の実情に即し、毎年度、「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、全国28施設平均55%以上を確保する。</p>	<p>(3) 施設の効率的な利用の促進等</p> <p>青少年教育に関する業務に支障のない範囲内で、地域、民間団体、家族等の一般利用に広く供し、施設の効率的な利用を促進する。</p> <p>宿泊室稼働率について、各施設において、地域の実情に即し、「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、全国28施設平均55%以上を確保する。</p> <p>また、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構及び機構の4法人や関係機関等の施設を利用して研修等を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行うとともに、研修等のより効率的・効果的な実施に資するため当該4法人における連携について検討する。</p>
--	---	---	--

<p>II-3 予算執行の効率化</p>	<p>3. 予算執行の効率化 運営費交付金について、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p>	<p>3. 予算執行の効率化 収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にした上で、予算と実績を適切に管理する。</p>	<p>3. 予算執行の効率化 収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にし、予算と実績を適切に管理する。</p>
<p>III 自己収入の確保、固定経費の節減</p>	<p>1. 自己収入の確保 利用者、利用の目的及び形態等を踏まえ、定期的に料金体系を検証する。その際、学校教育における青少年の体験活動等の重要性及び経済的事情等にかかわらず幅広い青少年への体験活動等の提供について十分考慮するものとする。 また、積極的に外部資金や寄附金の増加に努める。 なお、施設の機能向上の改修等に係る経費については、新たに収入を確保する仕組みを構築する。</p> <p>2. 固定経費の節減 管理・運営業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減に取り組む。</p>	<p>III 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を行う。また、自己収入の確保の観点から、学校教育における青少年の体験活動等の重要性及び経済的事情等にかかわらず幅広い青少年への体験活動等の提供について十分考慮し、定期的に料金体系を検証する等の取組を行う。このことにより、事業収入については、中期目標期間中、毎事業年度につき、対前年度比1%以上の増収を図る。（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を著しく受ける場合を除く。）さらに、国や民間団体等からの受託事業等の積極的な受入れ等により、外部資金の確保及び寄附金の増加に努める。 なお、施設の機能向上の改修等に係る経費については、新たに収入を確保する仕組みを今中期目標期間中に構築する。 また、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能を維持しつつ、管理・運営業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を行う。</p> <p>1. 予算（中期計画の予算） 別紙1の通り。</p> <p>2. 収支計画 別紙2の通り。</p> <p>3. 資金計画</p>	<p>III 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を行う。また、自己収入の確保の観点から、定期的に料金体系を検証する等の取組を行うことにより、事業収入については、対前年度比1%以上の増収を図る。（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を著しく受ける場合を除く。）さらに、国や民間団体等からの受託事業等の積極的な受入れ等により、外部資金の確保及び寄附金の増加に努める。 なお、施設の機能向上の改修等に係る経費については、新たに収入を確保する仕組みの構築に向けて検討を行う。 また、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能を維持しつつ、管理・運営業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を行う。</p> <p>1. 予算（中期計画の予算） 別紙1の通り。</p> <p>2. 収支計画 別紙2の通り。</p> <p>3. 資金計画</p>

		<p>別紙3の通り。</p> <p>IV 短期借入金の限度額</p> <p>短期借入金の限度額は20億円とする。</p> <p>短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入りに遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給や事故の発生などにより緊急に経費が必要となる場合に必要経費として借入することも想定される。</p> <p>V 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画</p> <p>なし。</p> <p>VI 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画</p> <p>なし。</p> <p>VII 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余金が発生したときは、次の経費等に充てる。</p> <p>① 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修等の充実</p> <p>② 青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援の充実</p> <p>③ 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進の充実</p> <p>④ 青少年教育に関する調査研究の充実</p> <p>⑤ 青少年教育団体が行う活動に対する助成の充実</p>	<p>別紙3の通り。</p> <p>IV 短期借入金の限度額</p> <p>なし。</p> <p>V 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画</p> <p>なし。</p> <p>VI 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画</p> <p>なし。</p> <p>VII 剰余金の使途</p> <p>なし。</p>
<p>IV-1</p> <p>長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の</p>	<p>1. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施</p> <p>【重要度：高】</p>	<p>別紙4の通り。</p> <p>1. 施設・設備に関する事項</p>	<p>1. 施設・設備に関する事項</p> <p>別紙4の通り。</p>

<p>実施</p>	<p>近年、大規模な災害が頻発する中、我が国において国土強靱化の取組は喫緊の課題となっており、災害時に被災した地方公共団体だけでは対応が困難である状況を解消するため、国の施設としての役割を果たす上で重要な取組である。</p> <p>(1) 施設・設備は、利用者に対する研修が効果的に実施されるよう、長期的視野に立って、その整備を計画的に推進する。また、それらの管理運営においては、老朽化した施設・設備の改修や維持保全を確実に実施することで、安全の確保に万全を期する。</p> <p>(2) 利用者本位の快適な生活・研修環境の形成のための施設整備を進め、特に幼児、高齢者、障がい者等に対して優しい施設とする。</p> <p>(3) 青少年教育のナショナルセンターとしての知見を活かし、広域防災補完拠点として、災害時に避難者・災害ボランティア等の受入れ、緊急的行政施設の代替施設、自衛隊の予備駐屯地等、地方公共団体の防災機能を補完する施設として有効に機能させるため、整備を推進する。</p>	<p>(1) 施設・設備に関する保守・管理の長期的な計画を策定し、当該計画に基づく保守・管理を行うとともに、利用者が安全安心に体験活動ができる環境の整備及び自然災害等への対応の観点から、必要な施設・設備の改善等を計画的に進める。</p> <p>(2) 利用者本位の快適な生活・研修環境の形成のための施設整備を進める。特に幼児、高齢者、身体障がい者等が円滑に施設及びサービスを利用できるよう、関係法令等を踏まえつつ、計画的な施設整備を進める。</p> <p>(3) 青少年教育のナショナルセンターとしてこれまでに得た知見を活かし、広域防災補完拠点として、災害時に避難者・災害ボランティア等の受入れ、緊急的行政施設の代替施設、自衛隊の予備駐屯地等、自治体の防災機能を補完する施設として有効に機能させるため、ライフラインに必要な給排水設備、電源設備等の設備の整備を推進する。</p>	<p>(1) 施設・設備に関する施設整備5ヶ年計画に基づき、保守・管理を適切に行う。また、利用者の安心・安全な体験活動に必要な施設・設備の改善等を進める。</p> <p>(2) 利用者のニーズを踏まえ、特に幼児、高齢者、身体障がい者等が円滑に施設及びサービスを利用できるよう、適切な施設整備を進める。</p> <p>(3) 自治体の防災機能を補完する広域防災補完拠点として有効に機能させるため、ライフラインに必要な給排水設備、電源設備等の設備の整備を推進する。</p>
<p>IV-2 人事に関する計画</p>	<p>2. 人事に関する計画</p> <p>業務を効果的・効率的に行えるよう、人員の適正かつ柔軟な配置、職員の専門性を高める研修機会の充実、新規職員の計画的な採用、人事交流や任期付任用、幹部職員の公募等の工夫により、社会課題の解決に向けた役割を果たすとともに、多様で優れた人材を戦略的に確保・育成するため、人材確保・育成方針を策定し、運用する。その際、機構内部での育成に限らず、関係機関・団体との人材交流も視野に入れる</p>	<p>2. 人事に関する計画</p> <p>(1) 本部及び施設ごとの業務の質・量に応じて、人員を適正かつ柔軟に配置する。</p> <p>(2) 新規職員を計画的に採用するとともに、関係機関との間での広く計画的な人事交流の実施、任期付任用の活用や幹部職員の公募等により、多様で優れた人材を確保する。</p> <p>(3) 本部及び各施設において、職員の企画力、指導力、ICTの利活用、接遇サービスの向上や施設の安全管理など</p>	<p>2. 人事に関する計画</p> <p>(1) 「人事に関する基本方針」に基づき、人員の適正配置を行うとともに、業務の質・量に応じた人員配置の見直しを定期的に行う。</p> <p>(2) 新規職員の計画的な採用、地方公共団体、教育委員会、国立大学法人等との人事交流や任期付任用、幹部職員の公募などの多様な方法により、意欲ある優秀な人材の計画的な確保に努める。</p>

	<p>ことなど、留意すべき事項を併せて示すこととする。</p> <p>また、職員の資質・能力の向上を図り、円滑な業務遂行を行うため、人事評価制度を適切に実施する。</p>	<p>を目的とした多様な研修機会を設け、計画的な人材育成を行う。</p> <p>(4) 人事評価制度を適切に運用し、職員の資質・能力の向上を図る。</p>	<p>(3) 職員の企画力、指導力、ICTの利活用、接遇サービスの向上や施設の安全管理などを図るための研修を計画的に実施する。また、外部での研修に積極的に参加させる。</p> <p>(4) 人事評価制度に基づき公正な評価を実施し、評価結果を人材育成及び人事管理等に活用して職員の能力・資質の向上を図る。</p>
<p>IV-3</p> <p>情報セキュリティについて</p>	<p>3. 情報セキュリティについて</p> <p>情報セキュリティ対策については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づきセキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>3. 情報セキュリティについて</p> <p>情報セキュリティレベルを高めるため、情報セキュリティ体制を強化し、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直しを行うとともに、職員を対象としたセキュリティ研修を実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>3. 情報セキュリティについて</p> <p>情報セキュリティ体制を強化し、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直しを行うとともに、職員を対象としたセキュリティ研修を実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力の強化に取り組む。</p>
<p>IV-4</p> <p>内部統制の充実・強化</p>	<p>4. 内部統制の充実・強化</p> <p>機構の使命等を組織内の各階層に浸透させることや、従業員のモチベーション・使命感を向上させるため、機構の業務及びそのマネジメントに関する内部統制を充実・強化するとともに、理事長のリーダーシップを発揮できる体制を整備・運用する。</p> <p>また、これらが有効に機能していること等について内部監査等により定期的にモニタリング・検証するとともに、公正かつ独立の立場から評価する監事のサポート体制を構築する。</p> <p>さらに、「独立行政法人の業務の適性を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）等の事項を参考にしつつ、必要な取組を進めることとする。</p>	<p>4. 内部統制の充実・強化</p> <p>機構の業務及びそのマネジメントに関する内部統制を充実・強化するため、機構連絡会、機構会議等を定期的実施するなど、理事長のリーダーシップを発揮するための体制を整備・運用するとともに、不断の見直しを行う。</p> <p>また、これらが有効に機能していること等について内部監査等により定期的にモニタリング・検証する。</p> <p>さらに、「独立行政法人の業務の適性を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）等の事項を参考にしつつ、必要な取組を進める。</p> <p>なお、中期目標期間中に全国28施設及び本部において内部監査を実施し、業務運営に反映させる。</p>	<p>4. 内部統制の充実・強化</p> <p>機構の業務及びマネジメントに関する内部統制を充実・強化するため、体制を整備・運用するとともに、内部監査によりモニタリング・検証する。</p> <p>なお、令和3年度は、6施設及び本部において内部監査を実施し、必要に応じて、業務ごとに本部担当部署に監査員を委嘱し、専門的な見地から監査を実施する。</p>

		<p>5. 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>中期目標期間を超える債務負担については、施設管理・運営業務等を効率的に実施するため中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p> <p>6. 積立金の使途</p> <p>前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人国立青少年教育振興機構法に定める業務の財源に充てる。</p>	<p>5. 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>なし。</p> <p>6. 積立金の使途</p> <p>なし。</p>
--	--	---	---